

添付資料

目 次

■資料 1	地域交流スペースの物品について	1 ページ
■資料 2	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（例）	3 ページ
■資料 3	下水直結式仮設トイレ設置位置資料	5 ページ
■資料 4	『川島地域のアクションプラン』の抜粋	6 ページ
■資料 5	地下埋設物関係図面	11 ページ
■資料 6	公共下水道埋設位置図・断面図	16 ページ
■資料 7	防火水槽設置状況図・構造図	18 ページ
■資料 8	関係図面等	19 ページ
■資料 9	応募書類作成の手引き及び応募書類様式	63 ページ
■資料10	旧くぬぎ台小学校活用事業に関する基本協定書（例）	81 ページ
■資料11	事業用定期借地権設定契約書（例）	84 ページ
■資料12	公有財産売買契約書（例）	94 ページ

※ 図面は、製本の都合上、縮尺等が正確ではありませんので、別途確認をお願いします。

地域交流スペースの物品について

■各室における必要な物品

名称	用意する物品
図書室	テーブル6、イス20、印刷機（コピー機）、冷暖房
事務室	電話
会議室（１）	机12、イス44、電子ピアノ、スタンドミラー、テレビ、DVD/ビデオデッキ（ＡＶ再生機器）、ミニコンポステレオ（音響）、冷暖房
会議室（２）	机7、イス12、冷暖房

※ 現在、図書スペースに存する図書一式（図書目録含む）を残してください。

■現在「くぬぎ台小学校コミュニティハウス」に設置されている物品

名称	メーカー名型番品質・形状・その他	保管場所等	数量
片袖机	旧JIS5号	事務室	1
片袖机	旧JIS5号	事務室	1
脇机	3段	事務室	1
脇机	3段	事務室	1
事務用チェア	エントリーブラックナイロン肘つき	事務室	1
事務用チェア	エントリーブラックナイロン肘つき	事務室	1
スチール書棚	F O - G 9	事務室	1
スチール書棚	F O - G 9	事務室	1
スチール書棚	F O - G 9	事務室	1
スチール書棚	F O - G 9	事務室	1
ビジネスロッカー	二人用	事務室	1
キャビネット	木目調	事務室	1
キャビネット	ウチダ スチール製	事務室	1
行事予定表		事務室	1
F A X付電話機	パナソニックK X F K D 3 5 3 W - 2	事務室	1
テレビ	シャープ14CGM3	事務室	1
冷蔵庫	サンヨーSR14IJ	事務室	1
電子レンジ	シャープRE-T31	事務室	1
シュレッダー	MSV122-C	事務室	1
印刷機	リソグラフRZ570	図書室	1
ミーティングテーブル	ウチダSS6600	図書室	6
ミーティングチェア	ウチダMF-270	図書室	20
移動式書棚	2列3段両面	図書室	1
移動式スチール書架	4段両面	図書室	1
移動式書棚	2列3段	図書室	1
住宅地図	ゼンリン住宅地図保土ヶ谷区	図書室	1
住宅地図	ゼンリン住宅地図旭区	図書室	1
会議用折りたたみテーブル	オカムラ81841A	図書室	2

名称	メーカー名型番品質・形状・その他	保管場所等	数量
チェア	ウチダ U 3 5 0 4	玄関	1
チェア	ウチダ U 3 5 0 4	玄関	1
チェア	ウチダ U 3 5 0 4	玄関	1
チラシ配架台	可動式 3列5段	玄関	1
チラシ配架台	可動式 3列5段	玄関	1
傘立て	オカムラ スチールパイプ製	玄関	1
行事予定表		玄関	1
ロッカー	3列2段	事務室裏倉庫	1
ロッカー	3列2段	事務室裏倉庫	1
ロッカー	3列2段	事務室裏倉庫	1
ロッカー	3列2段	事務室裏倉庫	1
脚立	6 段	事務室裏倉庫	1
脚立	3 段	事務室裏倉庫	1
掃除機	シャープ E C B T 3	事務室裏倉庫	1
掃除機	ナショナル タンクトップ	事務室裏倉庫	1
高圧洗浄機	ケルヒャー K 5 . 5 2	事務室裏倉庫	1
木製書棚	2 列 3 段	事務室裏倉庫	1
ロッカー	ウチダ T 3 7 1 - 0 3 0 0 1 A	トイレ側廊下	1
ロッカー	ウチダ T 3 7 1 - 0 3 0 0 1 A	トイレ側廊下	1
ロッカー	ウチダ T 3 7 1 - 0 3 0 0 1 A	トイレ側廊下	1
掃除機	シャープ E C B T 3	トイレ側廊下	1
脚立	6 段	トイレ側廊下	1
ホワイトボード	ウチダ 0 4 0 3 0 5	研修室廊下	1
ホワイトボード	ウチダ 0 4 0 3 0 5	研修室廊下	1
ホワイトボード	ウチダ 0 4 0 3 0 5	研修室廊下	1
会議用折りたたみテーブル	オカムラ 8 1 8 4 1 A	研修室廊下	3
ミーティングチェア	オカムラ 8 1 0 4 F X	研修室廊下	14
会議用折りたたみテーブル	オカムラ 8 1 8 4 1 A	研修室 1	12
電子ピアノ	ローランドFP30X-BK	研修室 1	1
ミーティングチェア	オカムラ 8 1 0 4 F X	研修室 1	44
ミーティングチェア	オカムラ 8 1 0 4 F X	研修室 1	1
スタンドミラー		研修室 1	1
スタンドミラー		研修室 1	1
清掃用具収納庫		研修室 1	1
テレビ	シャープ 2 9 C F G 5 0	研修室 1	1
D V D / ビデオデッキ	シャープ D V G H 7 0 0	研修室 1	1
ミニコンポステレオ	ソニー C M T - M 3 5 W N	研修室 1	1
会議用折りたたみテーブル	オカムラ 8 1 8 4 1 A	研修室 2	7
ミーティングチェア	オカムラ 8 1 0 4 F X	研修室 2	17

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間において、横浜市内に災害が発生した場合における被災者の避難施設等として乙の管理する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定は、「旧くぬぎ台小学校活用事業者公募」における要項（以下「募集要項」という。）「3土地利用条件（3）地域防災拠点（指定緊急避難場所・指定避難所）としての指定」に係る事項を確認することを目的とする。

（使用施設）

第1条 甲は、乙の管理する次の施設（以下「乙の施設」という。）を、次項各号に掲げる用途に用いるために使用するものとする。

施設名称	●●●●（旧くぬぎ台小学校）
所在・地番	横浜市保土ケ谷区川島町1374
使用範囲	体育館、廊下部分及び6室を含むコミュニティハウス部分の他に、おおむね4～5教室

- 2 甲は、次に掲げる用途に用いるため、乙の施設を使用するものとする。
 - (1) 横浜市内において災害が発生した場合において、当該災害により生じた被災者を収容するための避難所及び物資並びに情報拠点とするため
 - (2) 募集要項における設備の点検や防災備蓄庫の備蓄品を入れ替えるため
 - (3) 防災訓練や事前準備、打合せ等を実施するため
- 3 甲は、乙の施設を使用するにあたり、当該施設の安全確認を行うものとする。
- 4 第1項の使用範囲以外でも、状況に応じて、甲、乙協議のうえ、提供の対象とすることができる。
- 5 前項に定める使用範囲についても、本協定の条文を適用する。

（地域防災拠点及び指定緊急避難場所、指定避難所）

- 第2条 乙は、甲が、乙の施設を地域防災拠点、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の指定緊急避難場所及び同法第49条の7の指定避難所（以下「地域防災拠点等」という。）に指定することについて同意する。
- 2 乙は、前条第1項に掲げる施設について、地域防災拠点等が満たすべき機能を担保し、施設管理者としての役割を果たさなければならない。
- 3 地域防災拠点等が満たすべき機能及び施設管理者としての役割は、「募集要項」に定めるとおりとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、地域防災拠点等の指定及び運営にあたり必要な事項は、甲、乙協議のうえ定める。

（施設の使用要請等）

- 第3条 甲は、第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、乙に対し、事前に要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、使用の目的に応じて乙の施設の開錠等を行うものとする。
- 3 緊急その他やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により本協定に基づき乙の施設を使用することができる。
- 4 乙は、甲が施設を使用するに際し、必要な鍵を複製して無償で貸与するものとする。

（避難者の対応）

第4条 収容した避難者の対応は、甲及び他自治体からの応援職員並びに地域住民等が行う。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用することができる期間は、発災から3か月を限度とする。ただし、被災状況等に応じ、甲、乙協議のうえ、当該期間の短縮又は延長をすることができる。

（使用料）

第6条 甲が第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、施設の使用料は無料とする。

（光熱水費）

- 第7条 甲が、乙の施設を第1条第2項第1号の目的で使用している間の光熱水費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲による使用と並行して、乙も乙の施設を業務運営のために使用する場合において、乙の使用に係る光熱水費が甲のそれを上回ると認められるときは、甲は、その一部の負担を乙に求めることができる。
- 3 前項の検討に当たっては、使用している乙の施設の床面積、使用実態の光熱水費に及ぼす影響等を総合的に勘案するものとする。
- 4 甲が、乙の施設を第1条第2項第2号又は第3号の目的で使用している間の光熱水費は、乙が負担するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、甲の使用に係る光熱水費が莫大なものとなり、乙に負担させることが社会通念上相当でない認められる場合の光熱水費の負担割合については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（使用施設等の損壊等）

第8条 甲が、第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用することにより、乙の施設に損壊等が生じた場合は、乙が現状復旧を行うものとし、当該現状復旧に要した費用については、甲がこれを負担しなければならない。

（施設変更等の報告）

第9条 乙は、乙の施設の改築等により当該施設の面積について変更が生じたときは、甲に対し、変更の内容を報告するものとする。

（協議事項等）

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

（有効期間）

第11条 本協定は、令和○年○月○日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、「募集要項」の契約期間に付随してその効力を継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長 ○○ ○○

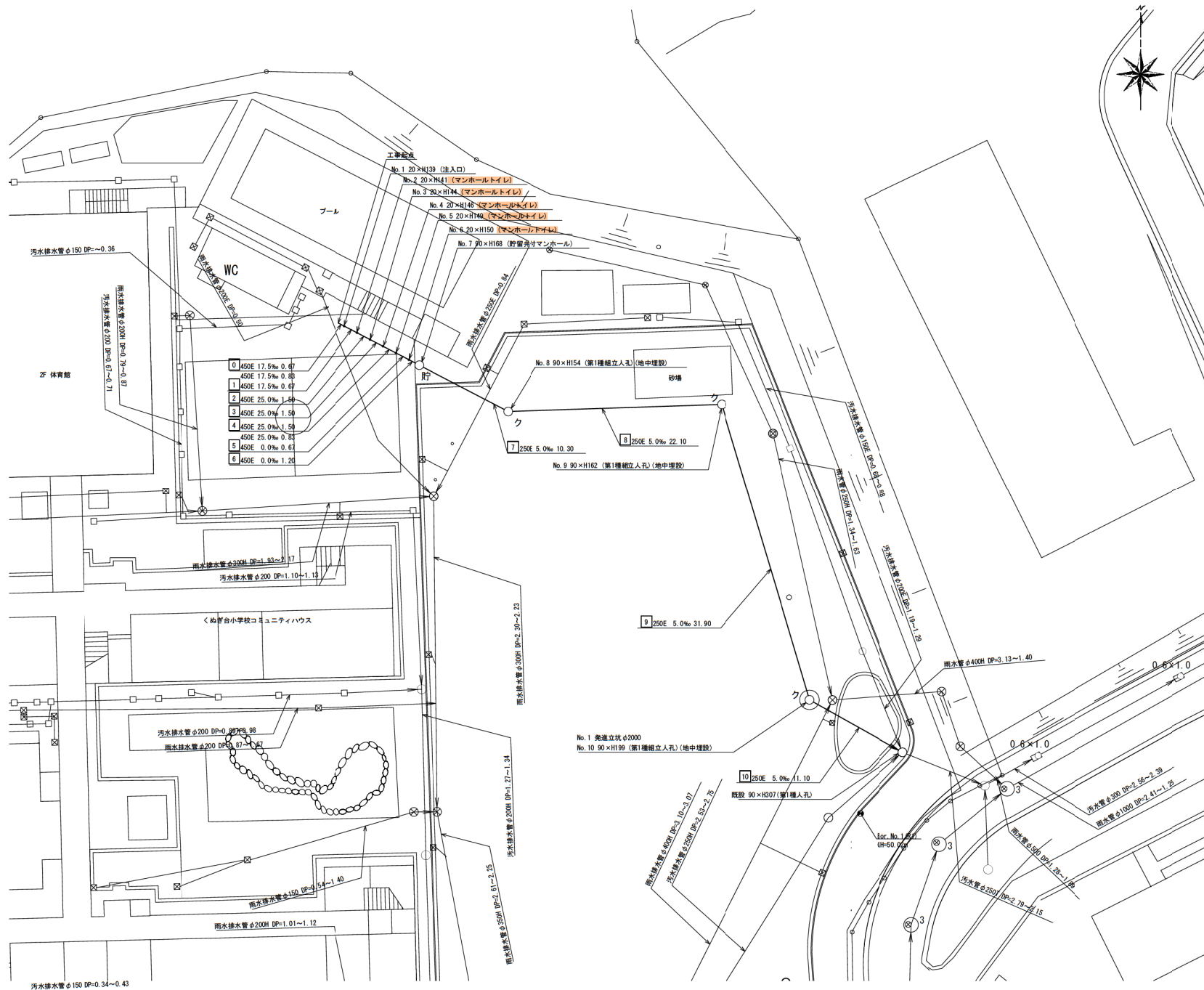
乙 ●●●●●●
●●●●●
●●●●●●●●●●●●

横浜市環境創造局

(A1出力時の縮尺は1:250)

凡 例	
	新設管渠及び柵(マンホールトイレ)
	新設管渠及び貯留付マンホール
	新設管渠及び第1種組立人孔
	既設污水管渠及び柵・人孔
	既設雨水管渠及び柵・人孔

平面图 縮尺 1 : 500



＜抜粋版＞

～未来につなげる、人につなげる～

川島地域のアクションプラン



- 0. 未来につなげるために
- 1. 川島地域の現在と将来に向けた検討
- 2. これからの川島地域の活性化に向けて
- 3. 実現化に向けて
- 4. 地域活性に向けた取り組み

平成 26 年 3 月策定
平成 27 年 3 月更新

川島地域のまちづくり検討会

○未来につなげるために

(1) プラン策定の背景と経緯

平成 25 年 4 月のくぬぎ台小学校閉校により、若い世代や子育て世代のさらなる減少など少子高齢化の進展が懸念される中、小学校跡地活用を契機とした、様々な地域課題の解決、地域活性化に向けた取り組みの検討を進めてきました。

地域の課題解決や活性化は、実効性や実現性を高めるためにも、その地域に関わる住民等が主体的に取り組んでいくことが大切です。そのためにも、これらの検討は、自治会や旧くぬぎ台小学校跡地の利用者など広範囲にわたる地域住民と、関連する事業者、行政による体制で行ってきました。

■ 検討会の様子



(2) アクションプランとは

こうした検討を通じて、地域の課題解決とともに、地域の様々な資源を活かし、活力あるまちづくりの実現に向けた取組みや体制等について、このアクションプランとして取りまとめました。

活力あるまちづくりは、地域に関わる人々が目指す地域の将来像を共有化し、その実現に向けて様々な活動を工夫し協働で行っていくことが大切です。そのため、地域の現状や課題を踏まえ、課題解決や活力向上を目指していくための長期的な目標や活動内容を示しています。

これらを実現していくためには、地域に関わる人々が参画しながら取り組んでいくこと、行政や事業者、専門家など様々な人々と互いに支えあい協力しながら取り組んでいくことが大切です。そのための仕組み、体制づくりについても示しています。

(3) アクションプランの展開

アクションプランは、つくって終わりではなく、その内容を実践し、試行錯誤しつつも軌道に乗せていくことが重要です。そのためにも、参加者の関心・意欲から具体的な活動を創出し、みんなで議論しながら段階的に実現化に取り組んでいきます。

また、プランの内容についても、社会情勢の変化や活動内容の進捗状況などに柔軟に対応し、必要に応じてプランの改善、見直しをするなど、活動の実践とともに成長するプランとしていきます。

ここでは、実践に向けたスタートアップとして、概ね3か年で取り組んでいくことについて記載しています。

○これからの川島地域の活性化に向けて

（１）川島地域が元気になるための基本的考え方

川島地域固有の資源を活用しつつ、多様な活動を活発に行いながら地域の活性化につなげます。

- ①地域の様々な課題を克服しながら、住んでいる人々が、地域に魅力や夢を見だし、愛着や誇りを育み、住む喜びを感じられること
- ②地域の魅力が地域外の人々にも知られて、交流が活発になること
- ③若い世代が移り住んできて、まちが次世代へとつながっていくこと

（２）まちづくりの取組み方針

- ① 地域で受け継がれてきた、緑、水辺、農、歴史文化、学校跡地を活かし、育てる
 - ・ 斜面林や河川の水辺などの自然環境、活発な農業環境、歴史文化など地域固有の資源を大切に、川島地域の魅力づくりを進める。
- ② 大人も子どもも集いともに楽しめる場や活動をつくる
 - ・ 地域に住み活動する様々な人々がつながり、交流による地域の活力向上を目指す
 - ・ 大人も子どもも、地域で暮らす居心地がよく、みんなで楽しめる場をつくる
- ③ この地域での暮らしの豊かさを広く知らしめる（『まち自慢』する）
 - ・ 地域の人々で、川島地域の魅力を知り、地域に住む誇りを育む
 - ・ 川島らしい魅力をつくり、発信し、地域の交流促進につなげる
- ④ 若い世代を呼び込み、まちを次世代に受け継いでいく
 - ・ 子世代、若い世代が住みたくなるまちの魅力を育む
 - ・ 次の世代への引き継いでもらう魅力と活力のあるまちに育てる
- ⑤ これらの活動の前提として、住民の「安全・安心」や「快適な日常生活」のための課題解決にも取り組む。
 - ・ みんなの暮らしや生活が活性化するため、道路交通環境の改善に取り組む
 - ・ より安全・安心して暮らせるよう、防災関連の取組みを拡充させる
- ⑥ ①～⑤の実現のために、皆で策を考え、提案し、行動する。
 - ・ 活性化対象範囲の住民、関連団体、関心のある人や事業者など、地域活性に関わるすべての人々が主体となって取り組む

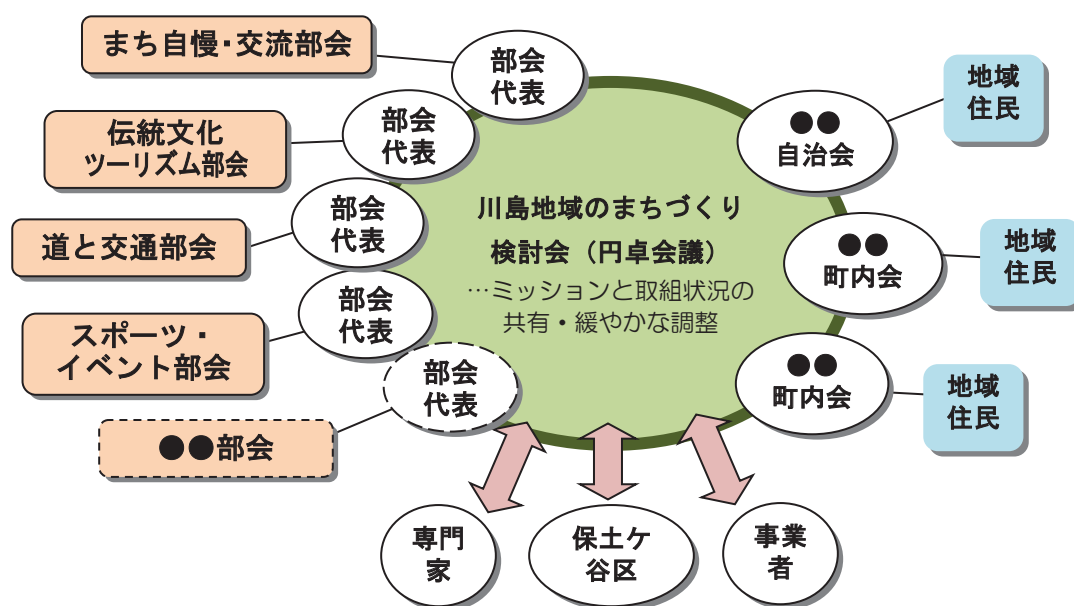
計画の運用・体制づくり

○個々の取り組みをベースに、実行する「部会」をつくる

- ・アクションプランにある各種取り組みを実行していきます。

○各部会の取組みや地域での情報を共有するための連絡調整会議（円卓会議）を設置する

- ・継続的にまちづくりを進めるための各種取り組みや地域の状況などの情報共有を図ります。
- ・地域活性を効果的に推進していくため、各種団体との交流を深め、相互の活動の連携を図るものとします。
- ・アクションプランのチェック、地域の意見をまとめて行政等との相談窓口などの役割を担います。



円卓会議の役割

各組織、団体間の理解、情報共有、交流を深めていくための場として次のような役割をもつものとします。これらについては、互いに負担なくできるところから深化させていくものとします。

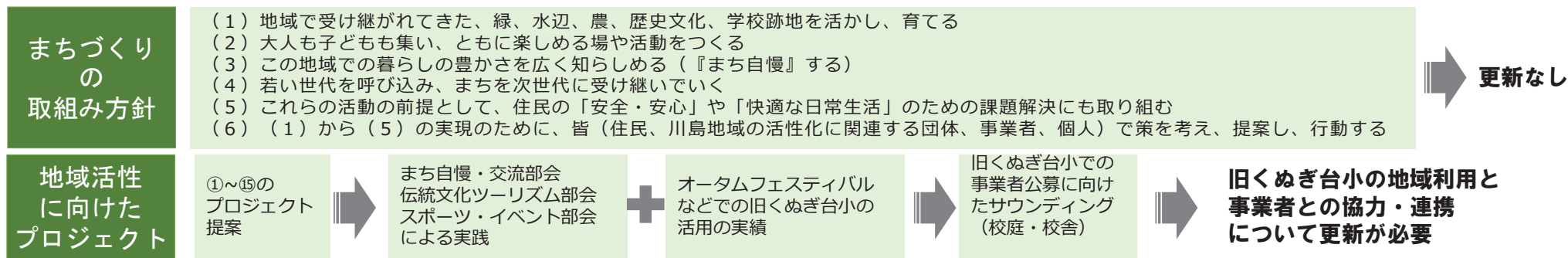
- ・保土ヶ谷区川島原地区連合会、川島東部連合町内会、旭区笠町内会の情報交換、交流
- ・部会の活動状況の情報共有
- ・市・区との協議調整の窓口
- ・アクションプランの進行状況の確認や見直し
- ・部会活動が活性化に寄与しているかどうかの確認
- ・地域まちづくり組織とその計画として、持続発展する体制・仕組みづくり

持続発展する体制

長期的に地域のマネジメントを行う体制として、地域での合意形成を前提に、次のような仕組みの活用も視野に入れつつ、自立する体制づくりを目指します。

- ・地域まちづくりグループ登録・組織認定（横浜市地域まちづくり推進条例）
- ・NPO
- ・まちづくり会社 など

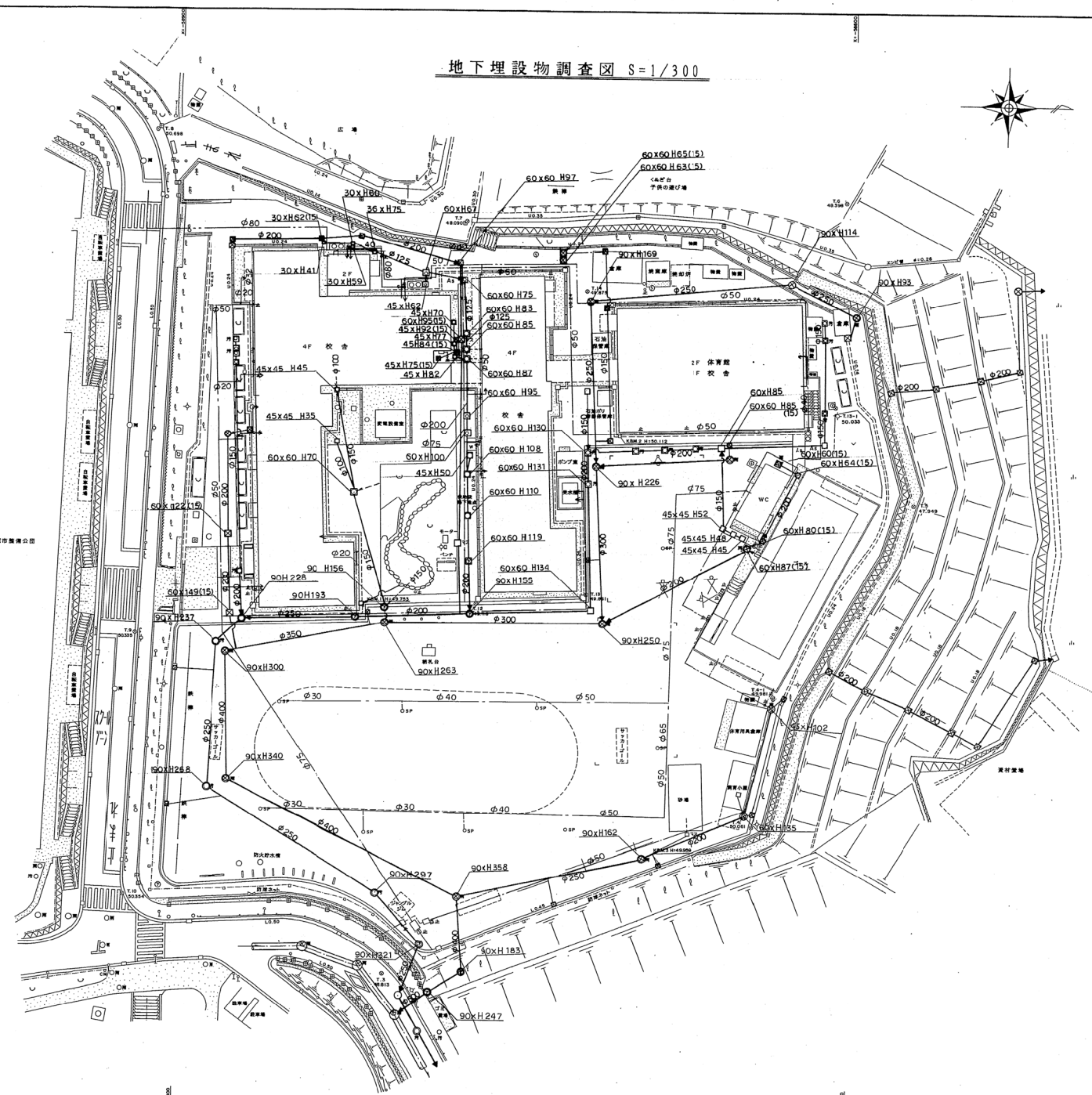
■「川島地域のアクションプラン」の更新と 旧くぬぎ台小学校の利活用の検討



■旧くぬぎ台小を利用する地域活性プロジェクトと学校跡地の地域意向の整理

学校跡地の 利用と管理	プロジェクトでの利用頻度				利用と管理の仕方		事業者公募に求めること				
	必要な時いつでも	週1月1 など定期的	年1回など定期的	非常時だけ	事業者が施設管理し、サービス提供	地域が施設管理し、プロジェクト実施	事業者が施設管理、地域がプロジェクト実施	協定などで一時的に地域に開放	事業者に事業運営をもとめる	地域と事業者で利用・管理する場所を分ける	事業者に、定期的な一般開放を条件づける
プロジェクト名	①ビジターセンター・まち自慢の拠点づくり	④農の活用プロジェクト	⑤買い物ができる・いこえる店づくり	⑥高齢者と子供の交流・サービス・居場所づくり	⑧文化芸能フォーラム	⑩スポーツ・イベント拠点づくり	⑭防災拠点としての活用				
利用場所	・ 空き教室、給食室 ・ 校庭	・ 校庭	・ 校舎1階	・ 家庭科室 ・ 校舎2～4 階	・ 体育館、校庭	・ 校庭	・ 全体				
学校跡地での活動アイデア	・ 展示交流スペース整備 ・ 定期的にバザールや体験会 ・ コーディネートするNPO活動 ・ 元気な高齢者の仕事づくり ・ 若い人の起業支援	・ 月一度くらい野菜、果物、花などのバザール ・ コミュニティレストラン	・ 日用品など生活物資が買える場づくり ・ 喫茶コーナーなど、いこいの場づくり ・ 「農」を活用したコミュニティレストラン、ファーマーズマーケット、配食サービス	・ 多世代交流、サロン ・ 高齢者介護・デイサービス ・ 健康遊具、芝生広場などの整備 ・ 診療所等 ・ 高齢者ダンス、料理教室 ・ キッズクラブ、保育 ・ 子育て見守り環境づくり	・ お囃子が一堂に会するイベント開催 ・ 朝市開催	・ 市内の小中高を対象にスポーツ合宿 ・ スポーツパーク（社会人、高齢者の利用） ・ グランドゴルフの公式グランド整備	・ 防災井戸掘り、防災キャンプの実施 ・ 防災教育の場を作る				
活動体制づくりのアイデア	・ まち自慢・交流部会中心 ・ 地域住民※ ・ 事業者 ・ 大学	・ 伝統文化ツーリズム部会中心 ・ 農家、農協、ボランティア	・ まち自慢・交流部会中心 ・ 地域住民※	・ まち自慢・交流部会中心 ・ 社協 ・ 地域住民※ ・ 地域の福祉法人	・ 伝統文化ツーリズム部会中心 ・ 川島囃子、笠囃子、西谷囃子 ・ 神社 ・ 農家、農協	・ スポーツ・イベント部会中心 ・ スポーツクラブ協議会（9団体） ・ 健康体操の会	・ 地域住民 ・ 防災拠点リーダー ・ 消防				
校舎の利用と管理	地域と事業者の連携を目指し、今後検討していく										
事業者公募に求めること											

平成 6年度	工事第 号
工事名	くぬぎ台小学校校庭整備工事
図面名	地下埋設物調査図
縮尺	1/300
設計 年月日	平成 6年 8月 日 図面番号 14枚中のNo.14



記 号	名 称
	雨水管渠及び排水溝
	汚水管渠及び排水溝
	水道管
	ガス管



記号	名 称	備 考
(PS-3)	吸排型スプリンクラー	HJ-810 P 型同等品 × 3 套
(PS-2)	_____	HJ-410 P S 型同等品 × 2 套
(P-3)	スプリンクラー	HJ-810 P 型同等品 × 1 套
(P)	スプリンクラー 加圧用ポンプ	MS 型 80 ^{mm} 、600 ^{mm} 、54 ^{mm} × 11 ^{mm} (型番 2003)

給散水施設工数量表

種 別	形 狀	寸 法	單位	數 量	備 用
取水機器類取付工			式	1.0	
取水施設配管工			〃	1.0	
取水施設電気設備工			〃	1.0	
既設池循環設備改修工			〃	1.0	
給 水 工			〃	1.0	
既設量水器移設工			〃	1.0	

平成 6年度 工事番号			
工事名	くまがさ小学校文化施設整備工事		
図面名	給排水施設工平面図		
縮尺	1/300		
設 計 月 日	平成 6年 8月 日	図面番号	14枚中のNo.12

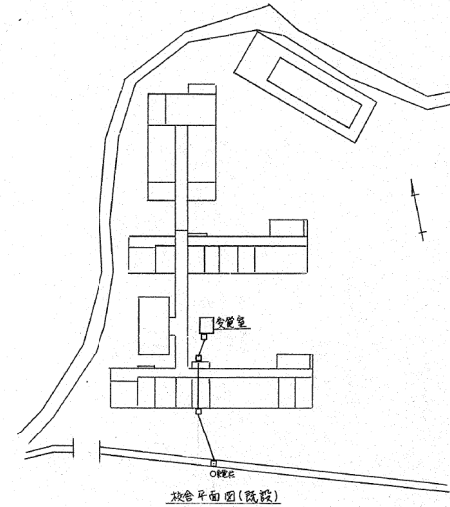
3

種 別	形 状 寸 法	単位	数量	備 考
硬質塩ビ管布設工	VU150 (砂基礎)	㎡	20.1	
硬質塩ビ管布設工	VU200 (砂基礎)	㎡	44.4	
硬質塩ビ管布設工	VU250 (砂基礎)	㎡	19.4	
汚水 樹 藻 造 工	45x45cm H=75-85cm	箇所	2.0	
汚水 樹 藻 造 工	60x60cm H=90-104cm	㎡	1.0	
汚水 樹 藻 造 工	φ700 H=135cm	㎡	1.0	
雨水 樹 藻 造 工	L=4.50	㎡	16.0	
雨水 樹 藻 造 工	45x45cm H=75-85cm	㎡	1.0	
雨水 樹 藻 造 工	60x60cm H=90-104cm	㎡	1.0	
特殊集水樹藻造工	M50 鋼 コンクリート管	㎡	1.0	
副管 築 造 工	VU150 H=1.71m	㎡	1.0	
副管 築 造 工	VU200 H=1.29m	㎡	1.0	
取付管布設工	VU150 発生土埋戻 H=2.0m未満	㎡	2.4	
取付管布設工	VU200 発生土埋戻 H=2.0m未満	㎡	25.0	
支管 取 付 工	VU150 本管-VU200	箇所	1.0	
支管 取 付 工	VU150 本管-HP400	㎡	1.0	
支管 取 付 工	VU200 本管-VU200-250	㎡	2.0	
支管 取 付 工	VU200 本管-HP250-300	㎡	1.0	
支管 取 付 工	VU200 本管-HP350	㎡	3.0	
U型側溝溝工	L=4.50 改良型	㎡	285.4	
U型側溝溝工	溝底に防犯方骨 上1.5m以下 1m-1.2m	㎡	21.3	
人孔ゴム蓋取替工	φ600	箇所	10.0	
側蓋取替工	77x77x40 鋼板 数量 6.600 77x77 単位	㎡	5.0	
人孔蓋上げ工	1個/人孔 平均 h=10.3cm	㎡	8.0	
人孔切下げ工	1個/人孔 平均 h=4.5cm	㎡	2.0	
側蓋上げ工	60x60 鋼 平均 h=5.0cm	㎡	2.0	
側切下げ工	60x60 鋼 平均 h=7.5cm	㎡	2.0	
人孔穴穴付工	φ150-250	㎡	4.0	
変管取付工	W200 本管-HP400	㎡	1.0	
透水管布設工	VU100	㎡	31.6	
透水管布設工	VU200	㎡	15.1	

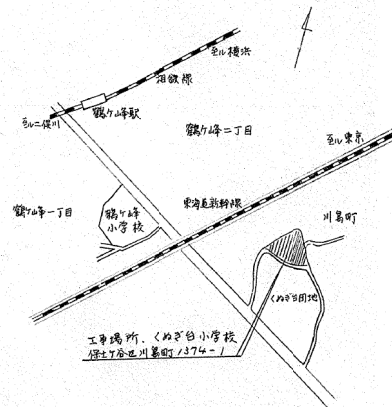
平成 6 年度 工事第 号			
工事名	くぬぎ台小学校校庭整備工事		
図面名	排水工平面図		
縮 尺	1/300		
設 計 月 日	平成 6 年 8 月 日	図面番号	14枚中のNo.3

電気設備 特記仕様

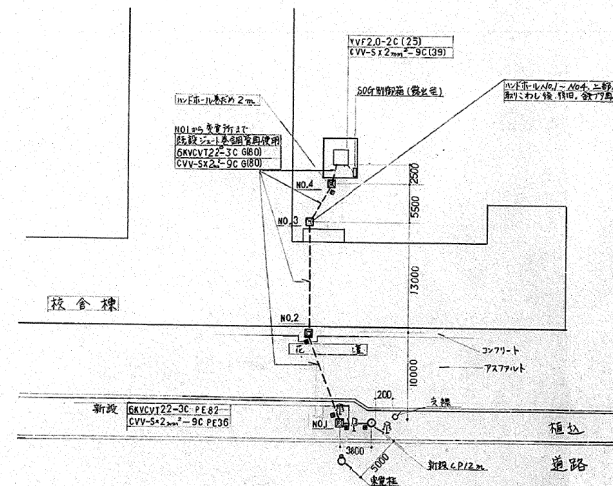
1. 工事名称	日除小学校校舎11校高圧ケーブルヘッド改修工事 (おぎの台小学校高圧ケーブルヘッド改修工事)
2. 工事場所	横浜市緑区15番地川島町1374-1
3. 工事基準	本工事は、横浜市建設局建築電気設備所通称建築(改正版)及電気設備技術基準、内規、規定その他関係法規に準拠して施工するものとする。
4. 特記事項	(1) 本工事の施工は、既設のケーブルヘッドの上端に5mを確保する。施工の理由に於て、本図面に記載する場合は、監督官の承認の元で施工すること。 (2) 本工事の工程は、(4)横浜市建築安全公社並びに学校側とも十分な打ち合わせを行い、事前に支障なく施工すること。 (3) 本図面に明記しない事項は、現場にて監督官に確認すること。認められず、又は記載する事項は、本工事に含まない事項である。
5. 工事概要	(1) 高圧ケーブルの断り及びケーブルヘッドを廃止して、既設のケーブルヘッドを改修すること。 (2) 高圧ケーブルの断り及びケーブルヘッドを改修すること。 (3) 高圧ケーブルの断り及びケーブルヘッドを改修すること。 (4) 高圧ケーブルの断り及びケーブルヘッドを改修すること。 (5) 高圧ケーブルの断り及びケーブルヘッドを改修すること。



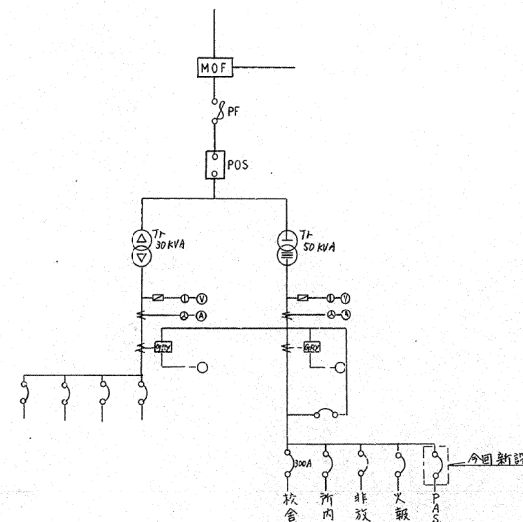
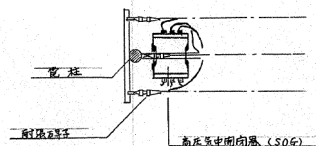
校舎平面図(既設)



案内図



1/300

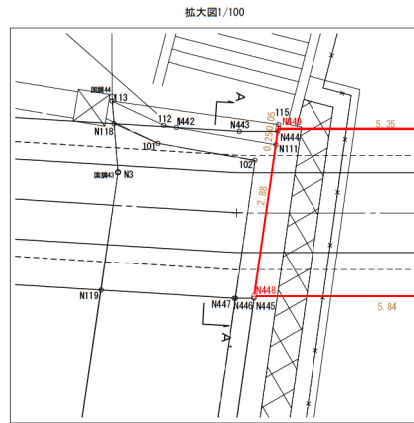
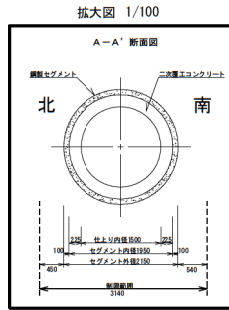
2

結線圖

15

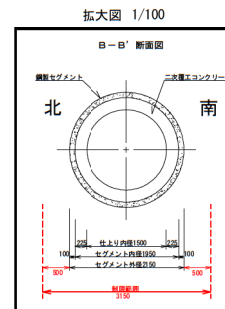
横浜市立くぬぎ台小学校
保土ヶ谷区川島町1374番2
参考図面 S=1/500

埋設位置図



1374-2

1574-154



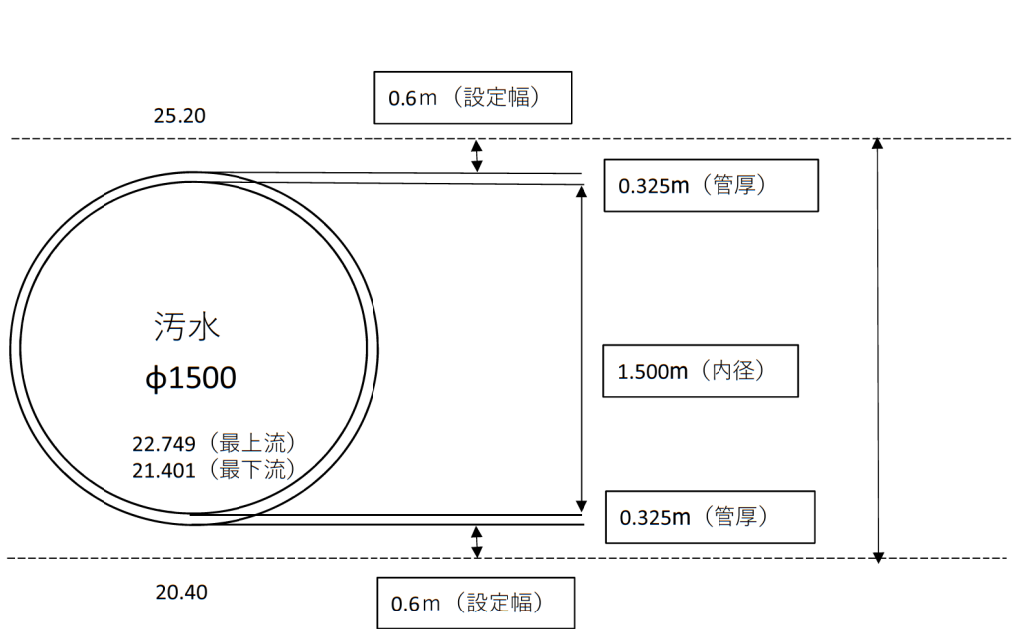
求積表

(日本測地系)

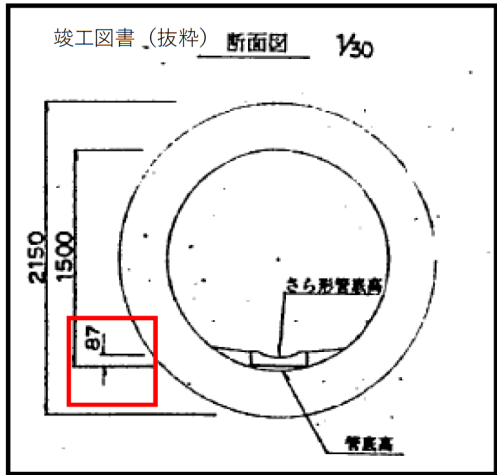
地番	制限範囲	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
N449		-58857.315	-24600.007	5.353	-315063.207195
N450		-58857.315	-24594.661	53.689	-315990.385035
N451		-58856.037	-24546.318	53.728	-3162217.155936
N452		-58855.576	-24540.933	11.297	-664891.442072
N453		-58854.539	-24535.021	11.632	-684595.997648
N454		-58853.077	-24529.301	10.997	-647207.287769
N455		-58851.341	-24524.024	10.859	-639066.711919
N456		-58849.061	-24518.442	10.449	-614913.838389
N457		-58846.701	-24513.575	10.045	-591115.111545
N458		-58843.638	-24508.397	10.077	-592967.340126
N459		-58840.168	-24503.498	9.552	-562041.284736
N460		-58836.320	-24498.845	6.250	-367127.000000
N461		-58834.803	-24497.248	2.828	-166384.822884
N462		-58837.978	-24496.017	0.494	-29065.961132
N463		-58838.679	-24496.754	-5.565	327437.248635
N464		-58842.671	-24501.582	-9.928	584190.037688
N465		-58846.282	-24506.682	-10.501	617944.807282
N466		-58849.479	-24512.083	-10.476	616507.142004
N467		-58851.939	-24517.158	-10.852	638661.242028
N468		-58854.299	-24522.935	-11.260	662699.406740
N469		-58856.103	-24528.418	-11.423	672133.264569
N470		-58857.621	-24534.358	-12.107	712589.217447
N471		-58858.703	-24540.525	-11.784	693590.956152
N472		-58859.183	-24546.142	-54.094	3183928.645202
N473		-58860.465	-24594.619	-54.313	3196888.435545
N448		-58860.465	-24600.455	-5.430	319612.324950
N111		-58857.617	-24600.049	0.441	-25956.209097
N444		-58857.366	-24600.014	0.042	-2472.009372
合 計					686.963387
面 積					343.4816935
地 積					343.48 m ²

埋設位置図

<保土ヶ谷区川島町1374-2の一部>



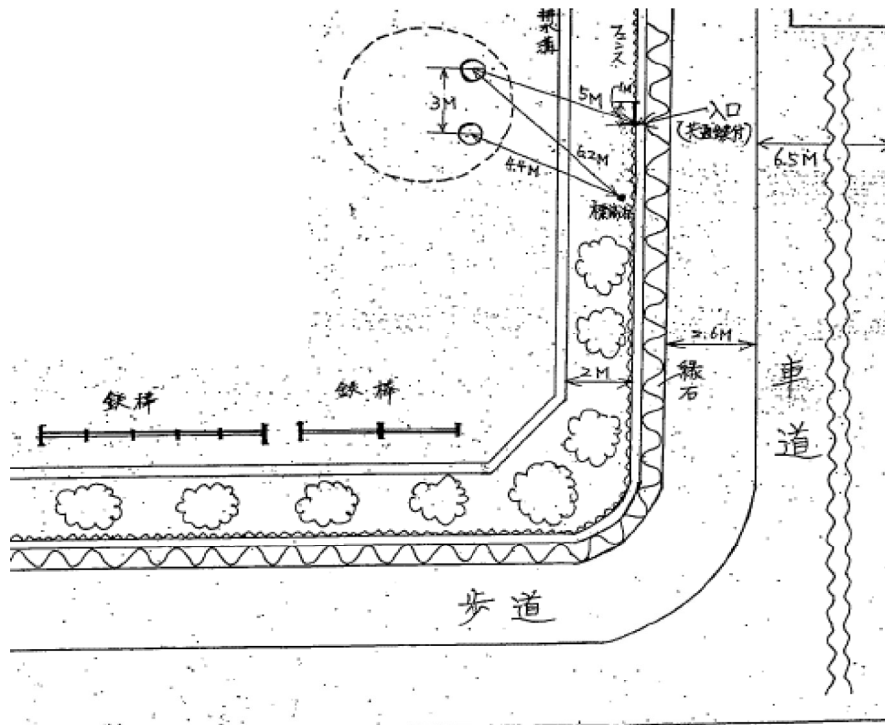
50.10	地盤高
24.90	土被り（設定範囲まで）
25.200	上限面 設定値（小数点調整）
25.174	
0.6	設定幅
0.325	管厚
1.500	内径
22.749	管底（上流）
21.401	管底（下流）
0.325	管厚
0.6	設定幅
20.476	
20.400	設定値（小数点調整）



測量成果は皿形管底高で行われたと想定し、87mmを考慮して設定するため、管底高を補正します。

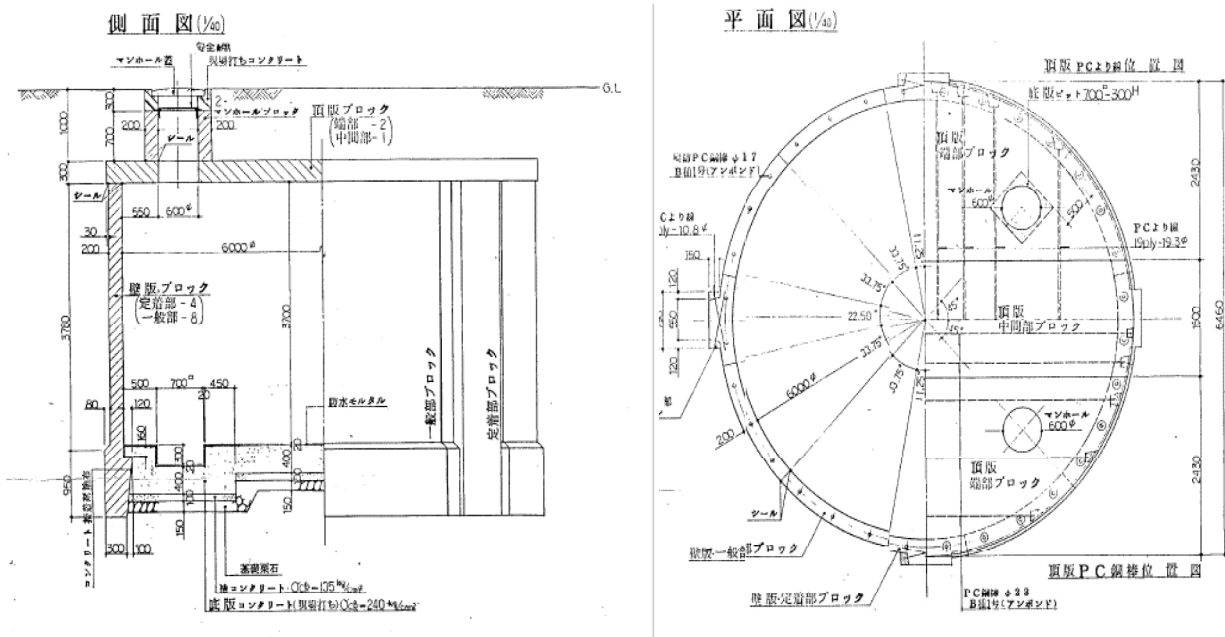
最上流	22.836	-	0.087	=	22.749
最下流	21.488	-	0.087	=	21.401

【参考】防火水槽設置状況図（昭和58年作成）



※防火水槽埋設位置については、あくまで目安です。

【参考】100t耐震貯水槽の構造図



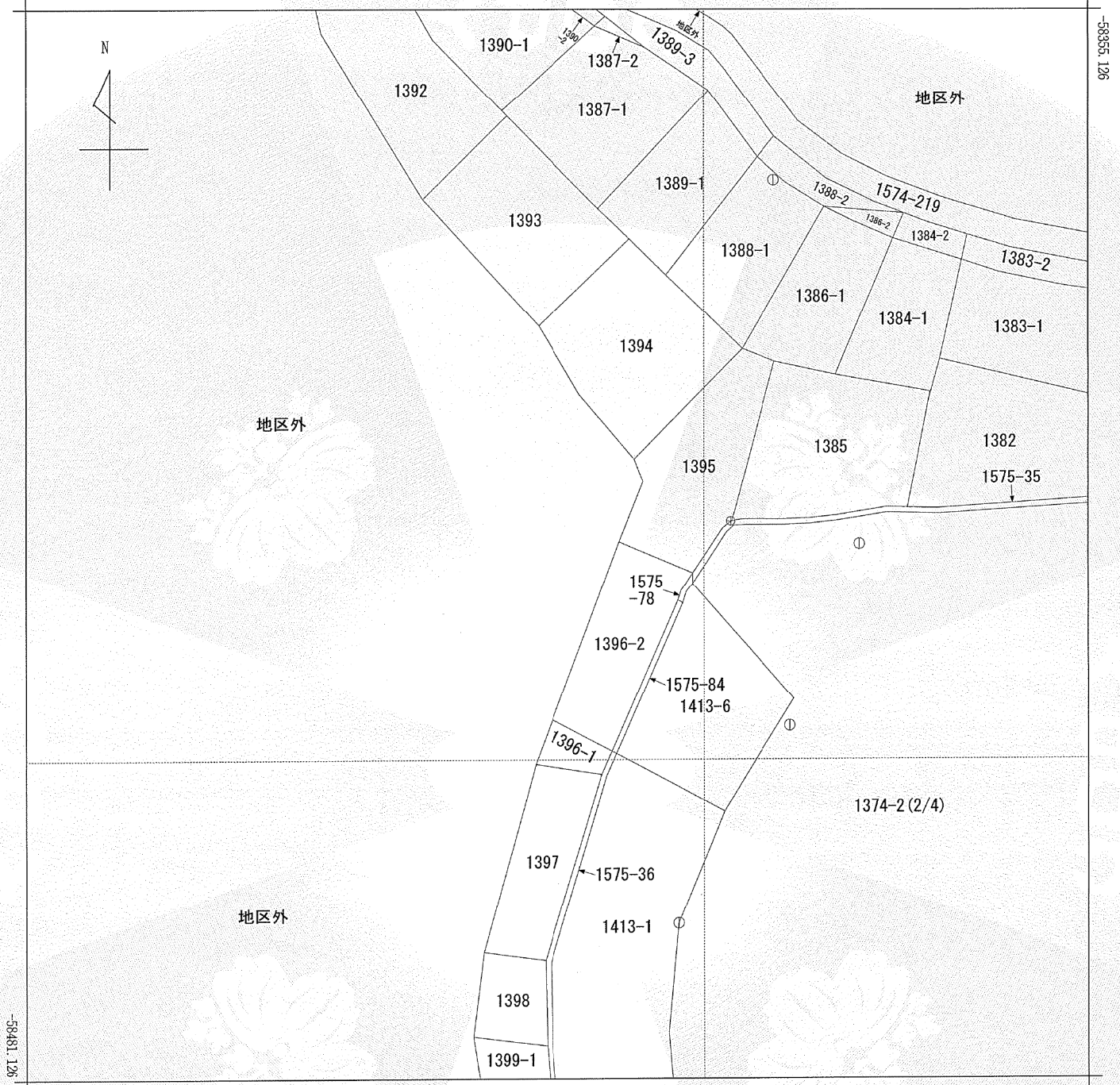
※防火水槽構造図は一般的な図面です。

位置図



案内図





-24972.504 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在	横浜市保土ヶ谷区川島町				地 番	1374番2			
出 力 縮 小 率	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面（国調法19-5指定）		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

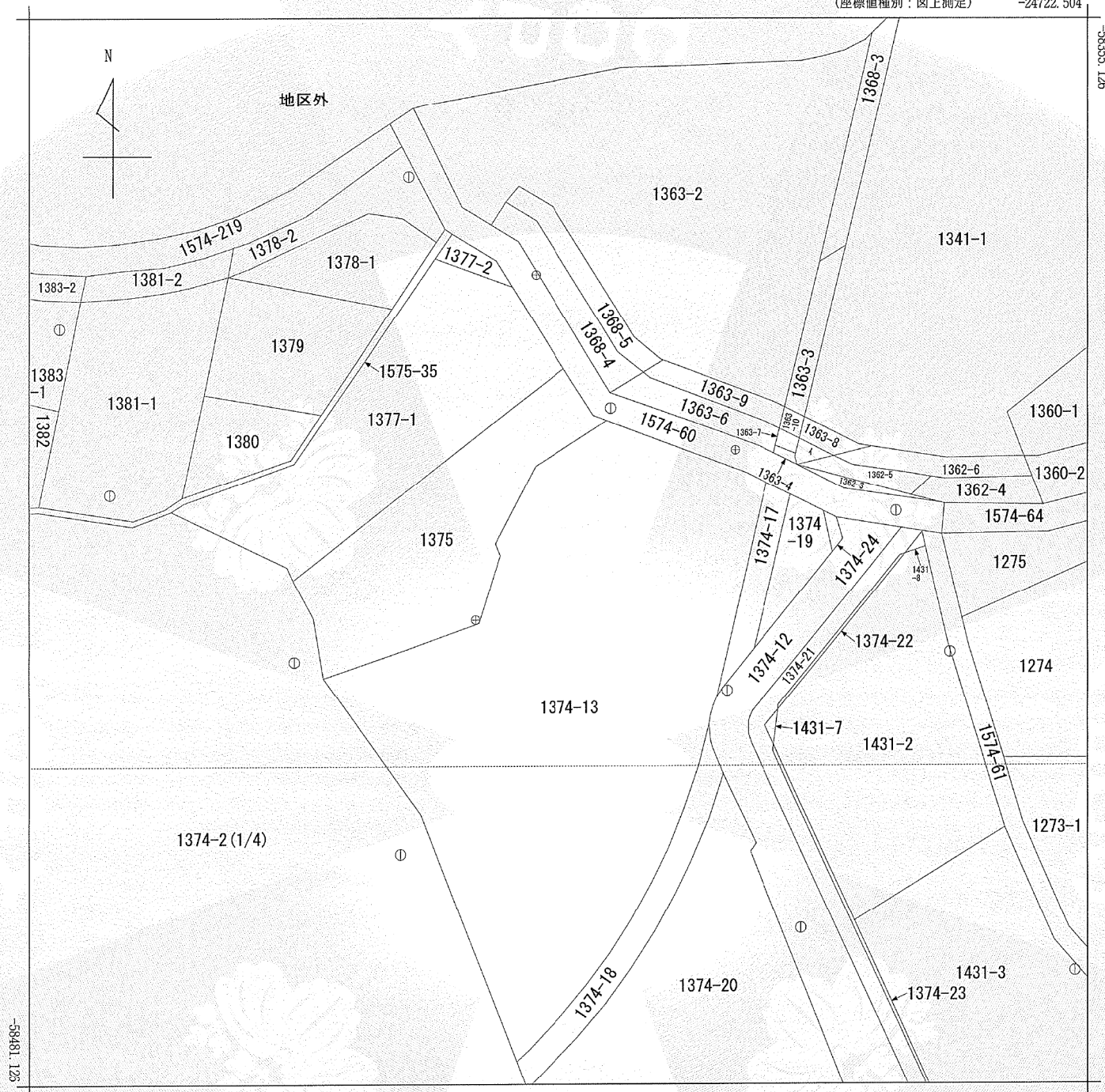
横浜地方法務局

登記官

請求番号：17-1

(1/4)

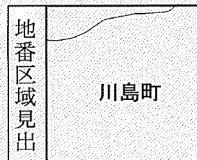
公用



-24847.504 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyoku2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市保土ヶ谷区川島町				地番	1374番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面（国調法19-5指定）			
作成年月日					備付年月日(原図)					補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

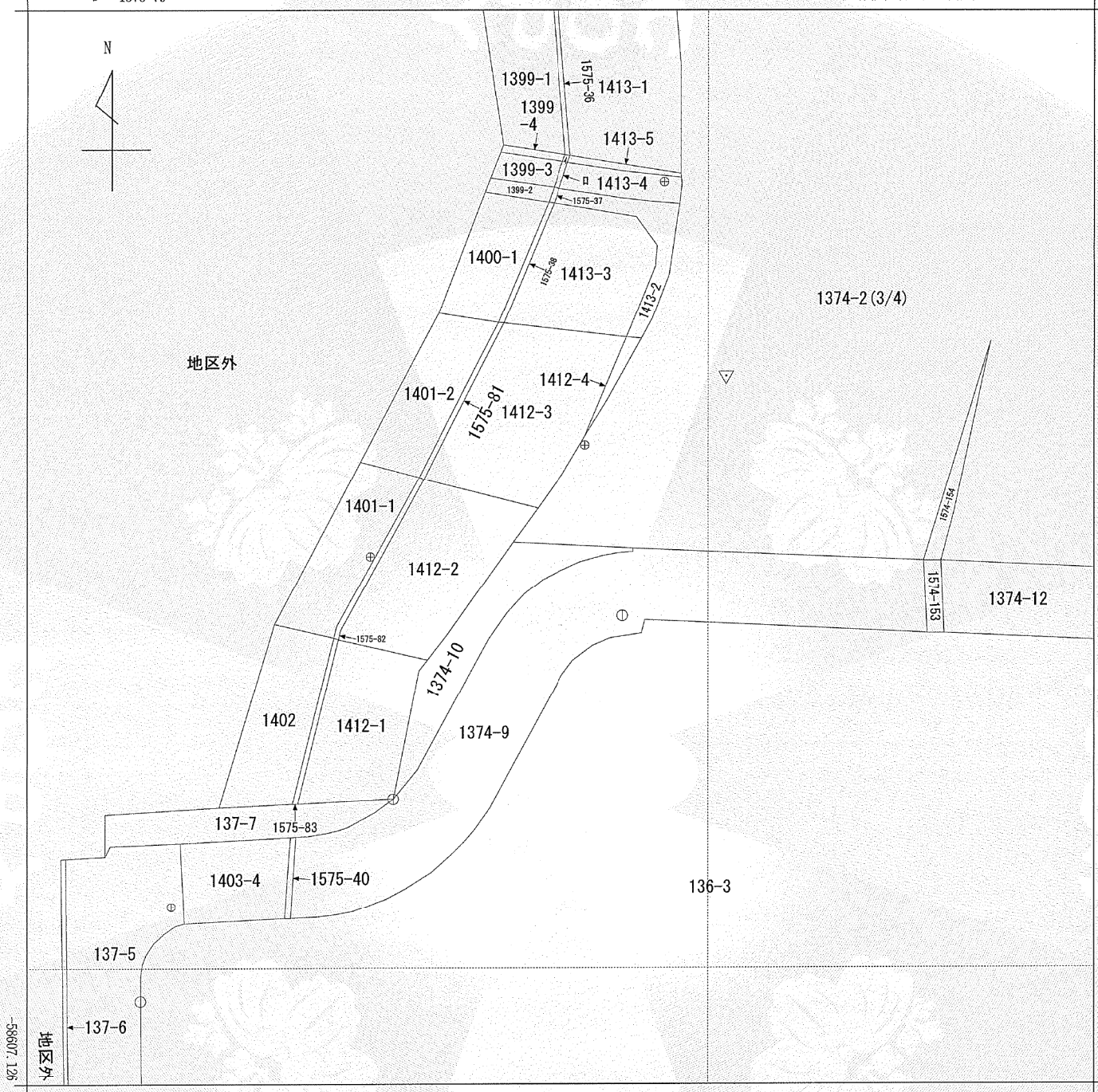
横浜地方務局

登記官

請求番号：17-1

(2/4)

公用



-24972.504

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在 横浜市保土ヶ谷区川島町					地 番		1374番2		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面（国調法 1 9－5 指定）		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 （原図）				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

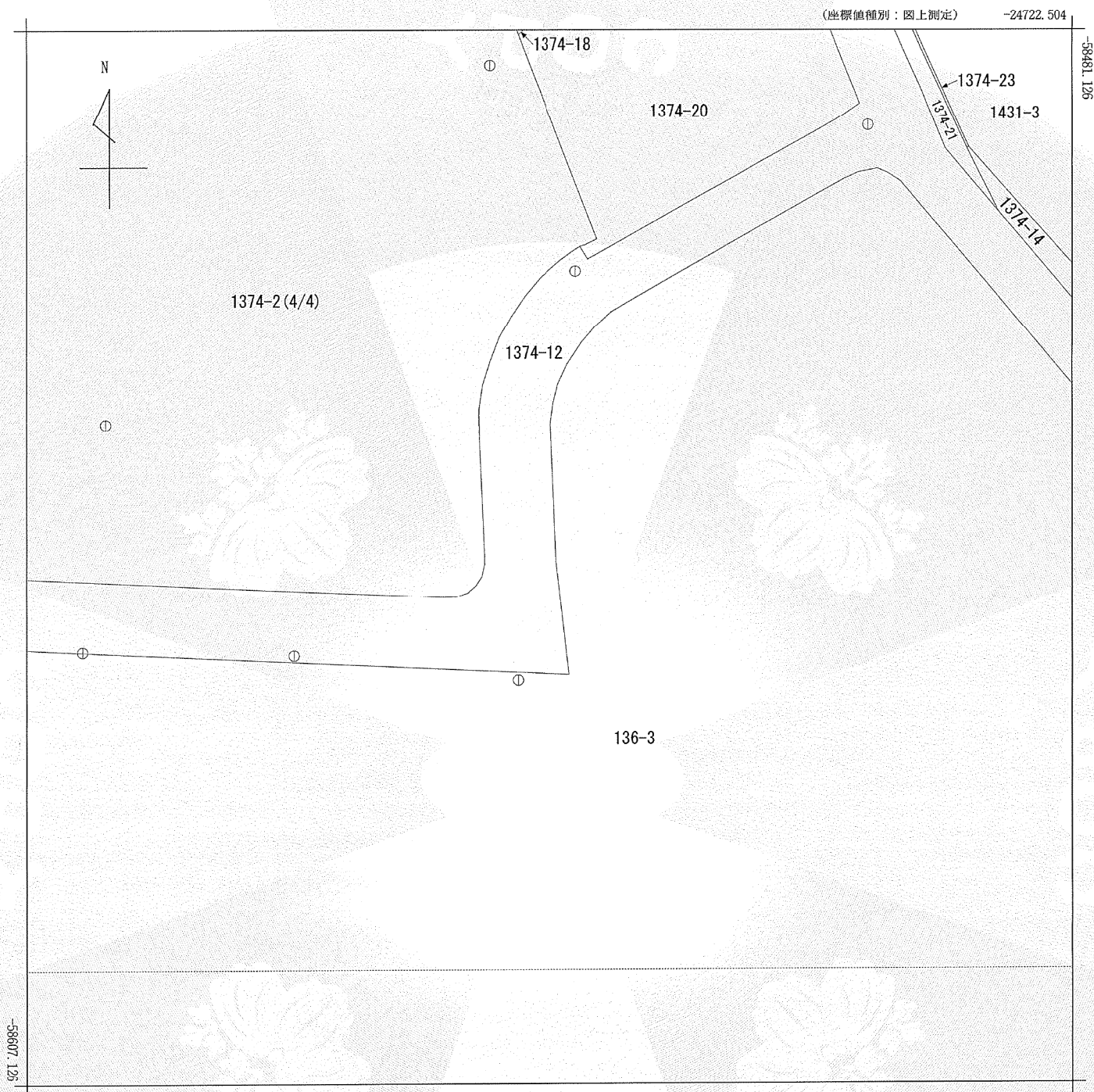
横浜地方法務局

登記官

請求番号：17-1

(3/4)

公用



(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

川島町

請求部分	所在	横浜市保土ヶ谷区川島町				地番	1374番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面（国調法19-5指定）	種類	地籍図
作成年月日					備付年月日（原図）				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

横浜地方法務局

登記官

請求番号：17-1

(4/4)

公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	0205000170268
地図番号	Z3 14-3 14-4 24-1 24-2	筆界特定	余白		
所 在	横浜市保土ヶ谷区川島町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1374番2	宅地	13133 82	1374番から分筆 〔昭和46年5月12日〕		
余白	余白	13146 73	③錯誤 国土調査による成果 〔平成1年3月9日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年10月1日 第56386号	原因 昭和46年6月3日売買 所有者 横 浜 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50876 (- 1 / 3)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	0205000170969
地図番号	Z3 24-2	筆界特定	余白		
所 在	横浜市保土ヶ谷区川島町字西原				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1574番154	公衆用道路	28		不詳 国土調査による成果 〔平成1年5月30日〕	
余白	宅地	28	60	②③年月日不詳地目変更 〔平成2年9月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成4年6月25日 第28973号	原因 平成4年6月19日売買 所有者 横 浜 市 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50876 (- 3 / 3)

1 / 1

表 題 部 (主である建物の表示)			調製	余 白	不動産番号	0205001390009
所在図番号	余 白					
所 在	横浜市保土ヶ谷区川島町 1374番地2、1574番地154				余 白	
家屋番号	1374番2				余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1階	1806	83	昭和46年3月31日新築、昭和46年9月日不詳増築、昭和49年7月18日増築、昭和50年1月日不詳増築、昭和61年3月日不詳増築 〔令和6年6月5日〕	
		2階	1675	18		
		3階	1123	14		
		4階	1051	14		
表 題 部 (附属建物の表示)						
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	変電室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	18	00	昭和46年9月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
2	倉庫	鉄筋コンクリート造 セメントかわらぶき 平家建	7	42	昭和58年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
3	倉庫	鉄筋コンクリート造 セメントかわらぶき 平家建	3	70	昭和58年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
4	機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	38	54	昭和58年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
5	機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	12	25	昭和61年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
6	倉庫	鉄筋コンクリート造 セメントかわらぶき 平家建	9	86	平成3年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
7	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	38	88	平成7年3月日不詳新築 〔令和6年6月5日〕	
所 有 者	横 浜 市					

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和6年10月30日 第48640号	所有者 横 浜 市



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50876 (- 2 / 3)

1 / 2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年4月1日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

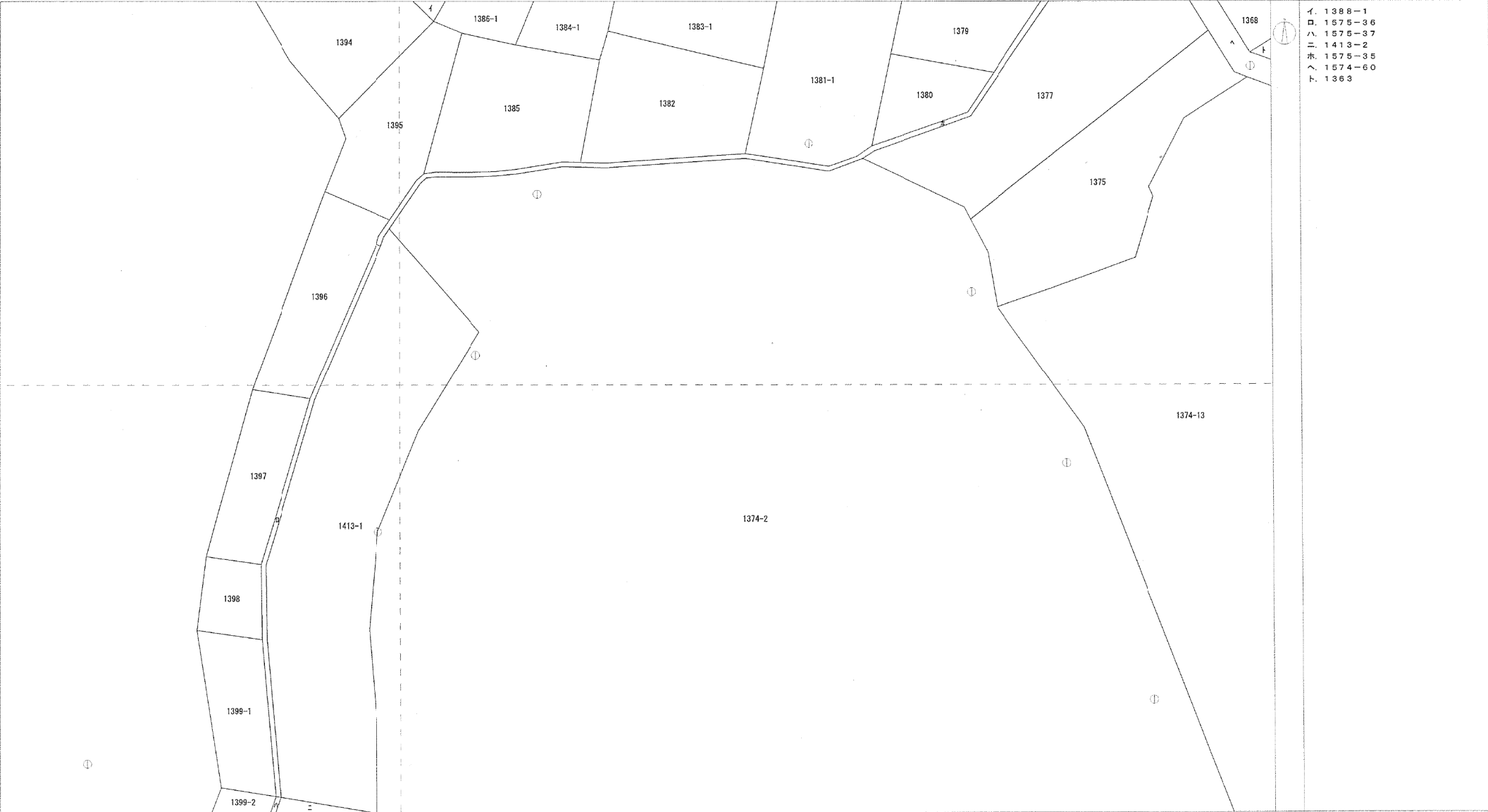
整理番号 K50876-(2/3)

2/2

地籍図（集成図）

中心土地の情報

土地の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町							地 番	1 3 7 4 - 2
縮尺	1/500	精度区分	甲 2	座標系	9	測地系	日本測地系		
調査年月	1 9 8 2 年 0 2 月	測図年月	1 9 8 2 年 0 3 月	数値・平板区分		数値			
地図番号	横 Z 0 3 1 4 - 3、横 Z 0 3 1 4 - 4、横 Z 0 3 2 4 - 1、横 Z 0 3 2 4 - 2								



<備考>
・本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。
・各種図面に関する証明は行っておりません。
・成果は地籍調査当時のものです。現在の土地の状況と異なる場合があります。
・成果は仮地番です。法務局の地図（公図）及び登記事項と異なる場合があります。
・図面表示の特性から正確な縮尺での表示、印刷はできません。
・地籍図原図が必要な場合や御不明点がありましたら職員にお問い合わせください。

<測地系について>
・横浜市の地籍調査は、平成11年度までは日本測地系、平成20年度（旭区今宿南町）のみ世界測地系（測地成果2000。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない）、平成21年度からは世界測地系（測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている）となっています。

地籍図（集成図）

中心土地の情報

土地の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町							地 番	1 3 7 4 - 2
縮尺	1/500	精度区分	甲 2	座標系	9	測地系	日本測地系		
調査年月	1 9 8 2 年 0 2 月	測図年月	1 9 8 2 年 0 3 月		数値・平板区分	数値			
地図番号	横 Z 0 3 1 4 - 3、横 Z 0 3 1 4 - 4、横 Z 0 3 2 4 - 1、横 Z 0 3 2 4 - 2								

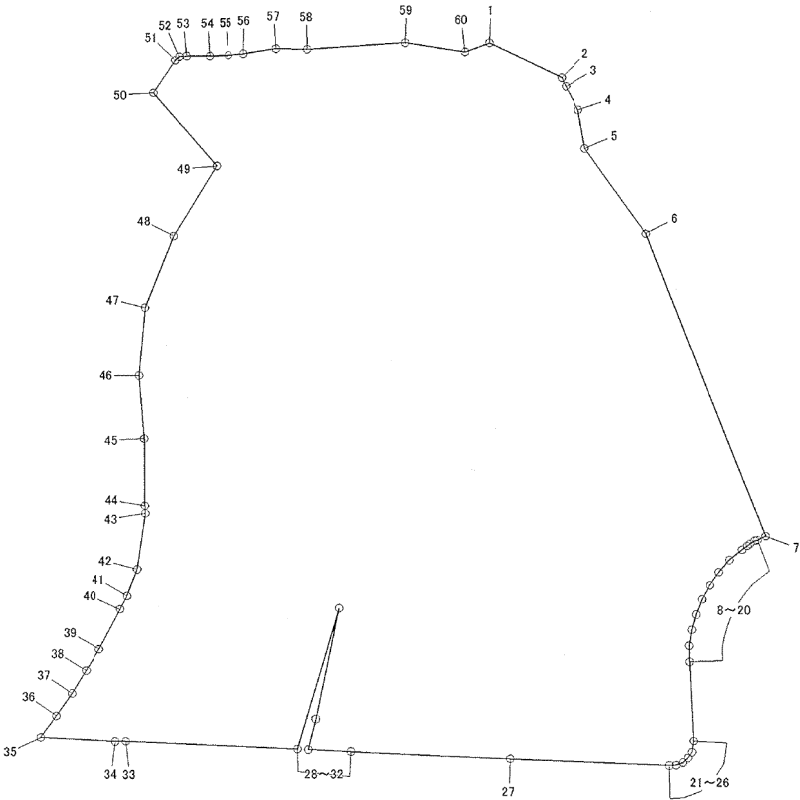


<備考>
・本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。
・各種図面に關する証明は行っておりません。
・成果は地籍調査当時のものです。現在の土地の状況と異なる場合があります。
・成果は仮地番です。法務局の地図（公図）及び登記事項と異なる場合があります。
・図面表示の特性から正確な縮尺での表示、印刷はできません。
・地籍図原図が必要な場合や不明点がありましたら職員にお問い合わせください。

<測地系について>
・横浜市の地籍調査は、平成11年度までは日本測地系、平成20年度（旭区今宿南町）のみ世界測地系（測地成果2000。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない）、平成21年度からは世界測地系（測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている）となっています。

座標面積計算書（数値地区）

土地の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町							地 番	1 3 7 4 - 2
縮尺	1/1000	精度区分	甲 2	座標系	9	測地系	日本測地系		
調査年月	1 9 8 2 年 0 2 月	測図年月	1 9 8 2 年 0 3 月		数値・平板区分		数値		
地図番号	横 Z 0 3 1 4 - 3、横 Z 0 3 1 4 - 4、横 Z 0 3 2 4 - 1、横 Z 0 3 2 4 - 2								



通し番号	筆界点番号	X座標	Y座標	辺長(*)
1	1 3 3 7 4	-58769.810	-24537.960	15.051
2	1 3 3 7 7	-58776.320	-24524.390	1.784
3	1 3 3 7 8	-58777.910	-24523.580	5.028
4	1 3 3 7 9	-58782.350	-24521.220	7.363
5	1 3 3 8 0	-58789.610	-24519.990	19.710
6	1 3 3 8 1	-58805.660	-24508.550	60.846
7	1 3 3 8 2	-58862.390	-24486.550	1.686
8	1 3 3 8 3	-58863.160	-24488.050	0.536
9	1 3 1 8 1	-58863.290	-24488.570	1.023
10	1 3 1 8 0	-58863.860	-24489.420	0.628
11	1 3 1 7 9	-58864.240	-24489.920	1.226
12	1 3 1 7 8	-58864.990	-24490.890	2.990
13	1 3 1 7 7	-58866.900	-24493.190	2.998
14	1 3 1 7 6	-58869.160	-24495.160	2.982
15	1 3 1 7 5	-58871.630	-24496.830	2.993
16	1 3 1 7 4	-58874.220	-24498.330	3.051
17	1 3 1 7 3	-58877.070	-24499.420	2.981
18	1 3 1 7 2	-58879.930	-24500.260	2.992
19	1 3 1 7 1	-58882.880	-24500.760	2.991
20	1 3 1 7 0	-58885.870	-24500.690	14.785
21	1 3 1 6 9	-58900.640	-24500.020	2.104
22	1 3 1 6 8	-58902.720	-24500.340	1.320
23	1 3 1 6 7	-58903.820	-24501.070	1.310
24	1 3 1 6 6	-58904.690	-24502.050	1.305
25	1 3 1 6 5	-58905.180	-24503.260	1.302
26	1 3 1 6 4	-58905.260	-24504.560	29.999
27	1 3 1 6 3	-58903.940	-24534.530	30.012
28	1 3 1 6 2	-58902.560	-24564.510	8.058
29	1 3 1 6 1	-58902.200	-24572.560	5.826
30	1 3 3 9 0	-58896.550	-24571.140	21.205

<備考>
・本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。
・各種図面に關する証明は行っておりません。
・成果は地籍調査當時のものです。現在の土地の状況と異なる場合があります。
・図面表示の特性から正確な縮尺での表示、印刷はできません。
・筆界未定地については、筆界未定地を構成する各筆毎の面積成果はありません。
・御不明点等ありましたら職員にお問い合わせください。

<測地系について>
・横浜市の地籍調査は、平成11年度までは日本測地系、平成20年度（旭区今宿南町）のみ世界測地系（測地成果2006。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない）、平成21年度からは世界測地系（測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている）となっています。

(*)通し番号1と2の間の辺長は1の段に記載しています。

座標面積計算書 (数値地区)

土地の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町							地 番	1 3 7 4 - 2
縮尺	1/1000	精度区分	甲 2	座標系	9	測地系	日本測地系		
調査年月	1 9 8 2 年 0 2 月	測図年月	1 9 8 2 年 0 3 月		数値・平板区分	数値			
地図番号	横 Z 0 3 1 4 - 3、横 Z 0 3 1 4 - 4、横 Z 0 3 2 4 - 1、横 Z 0 3 2 4 - 2								

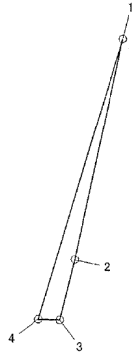
通し番号	境界点番号	X座標	Y座標	辺長(※)
31	1 3 3 9 1	-58875. 830	-24566. 630	27. 450
32	1 3 1 6 0	-58902. 110	-24574. 560	32. 253
33	1 3 1 5 9	-58900. 650	-24606. 780	1. 980
34	1 3 1 5 8	-58900. 690	-24608. 760	13. 982
35	1 3 3 9 6	-58899. 900	-24622. 720	4. 905
36	1 3 3 9 7	-58895. 930	-24619. 840	5. 119
37	1 3 3 9 8	-58891. 740	-24616. 900	5. 010
38	1 3 3 9 9	-58887. 470	-24614. 280	4. 691
39	1 3 4 0 0	-58883. 470	-24611. 830	8. 461
40	1 3 4 0 1	-58876. 030	-24607. 800	2. 793
41	1 3 4 0 2	-58873. 580	-24606. 460	5. 337
42	1 3 4 0 3	-58868. 600	-24604. 540	10. 581
43	1 3 4 0 4	-58858. 130	-24603. 010	1. 414
44	1 3 4 0 5	-58856. 720	-24603. 120	12. 530
45	1 3 4 0 6	-58844. 190	-24603. 180	11. 877
46	1 3 4 0 7	-58832. 350	-24604. 120	12. 910
47	1 3 4 0 8	-58819. 490	-24602. 980	14. 481
48	1 3 4 0 9	-58806. 070	-24597. 540	15. 495
49	1 3 4 1 0	-58792. 910	-24589. 360	18. 224
50	1 3 3 6 3	-58779. 160	-24601. 320	7. 380
51	1 3 3 6 4	-58773. 050	-24597. 180	1. 013
52	1 3 3 6 5	-58772. 380	-24596. 420	1. 395
53	1 3 3 6 6	-58772. 260	-24595. 030	4. 380
54	1 3 3 6 7	-58772. 280	-24590. 650	3. 543
55	1 3 3 6 8	-58772. 130	-24587. 110	2. 874
56	1 3 3 6 9	-58771. 850	-24584. 250	6. 145
57	1 3 3 7 0	-58770. 890	-24578. 180	5. 802
58	1 3 3 7 1	-58771. 050	-24572. 380	18. 643
59	1 3 3 7 2	-58769. 790	-24553. 780	11. 391
60	1 3 3 7 3	-58771. 510	-24542. 520	4. 867
		計算面積	13146. 7372500㎡	

[illegible][illegible]

(*) 通し番号1と2の間の辺長は1の段に記載しています。

座標面積計算書（数値地区）

土地の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町							地 番	1 5 7 4 - 1 5 4
縮尺	1/500	精度区分	甲 2	座標系	9	測地系	日本測地系		
調査年月	1 9 8 2 年 0 2 月	測図年月	1 9 8 2 年 0 3 月		数値・平板区分		数値		
地図番号	横 Z 0 3 2 4 - 2								

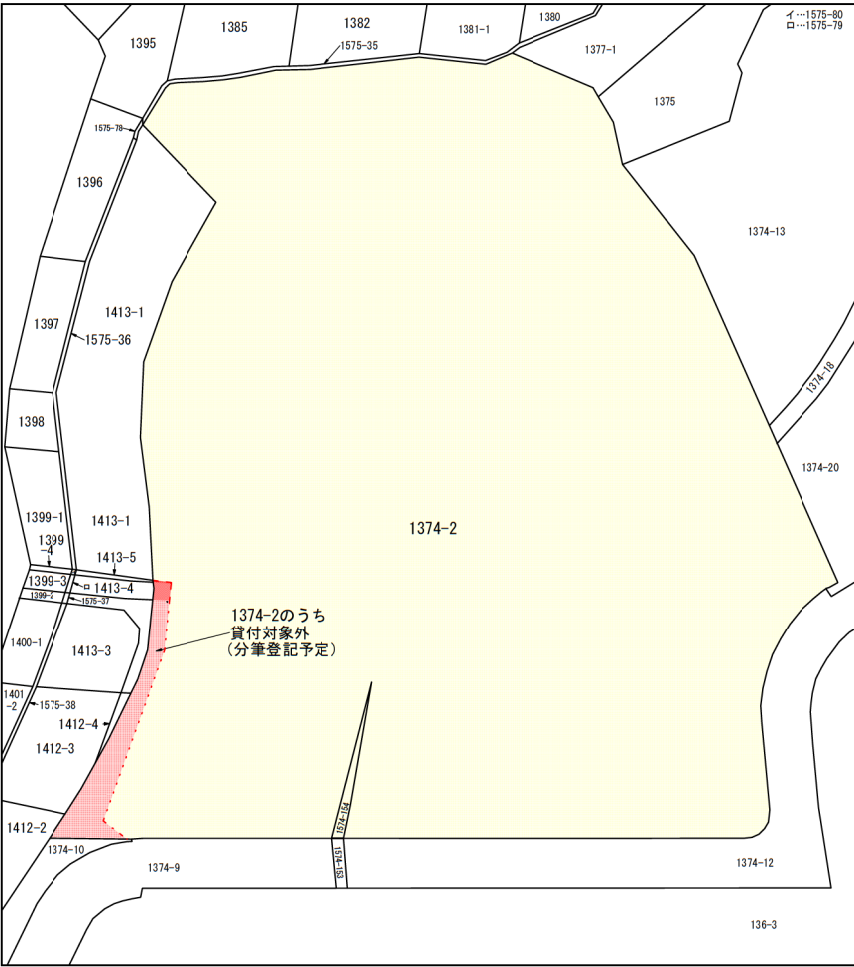
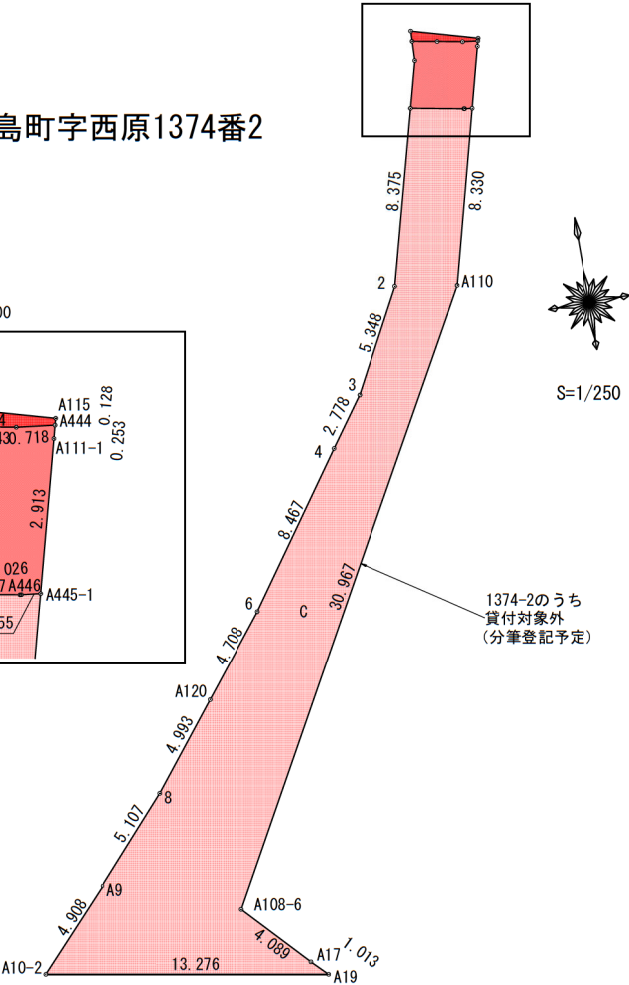
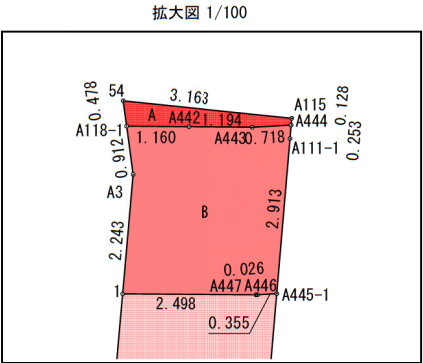
[illegible]

- 本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。
- 各種図面にする証明は行っておりません。
- 成果は地籍調査當時のもので、現在の土地の状況と異なる場合があります。
- 図面表示の精度から正確な縮尺での表示、印刷はできません。
- 境界未定地については、境界未定地を構成する各筆地の面積成果はありません。
- 御不明点等ありましたら電話にお問い合せください。

・測地系について
 ・横浜市の地籍調査は、
 ・平成11年度までは日本測地系、
 ・平成20年度（旭区今宿南町）のみ世界測地系（測地成果2000。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない）、
 ・平成21年度からは世界測地系（測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている）
 ・となっています。

(*)通し番号1と2の間の辺長は1の段に記載しています。

保土ヶ谷区川島町字西原1374番2
参考図



求積表

地番	C	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
A10-2		303.132	290.838	-9.758	-295.962056
A9		306.748	294.157	6.725	2062.880300
8		310.554	297.563	6.439	2015.184906
A120		314.481	300.646	5.933	1884.684633
6		318.182	303.556	7.730	2475.455960
4		325.108	308.426	6.436	2108.650488
3		327.368	310.042	4.103	1343.190904
2		332.103	312.529	4.646	1542.950538
1		340.195	314.688	4.616	1570.340120
A447		339.746	317.145	2.433	843.589318
A446		339.743	317.171	0.379	128.762597
A445-1		339.701	317.524	-1.757	-600.251667
A110		331.645	315.404	-17.114	-5675.772530
A108-6		304.550	300.410	-12.203	-3716.423650
A17		301.562	303.201	3.505	1056.974810
A19		300.843	303.915	-12.353	-3719.322009
				合計	362.932662
				合計面積	181.4663310
				地積	181.46 m

地番	B				
No	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	
A118-1	343.274	315.302	1.178	404.376772	
A442	343.064	316.443	2.315	794.193160	
A443	342.848	317.617	1.887	646.954176	
A444	342.763	318.330	0.649	222.453187	
A111-1	342.518	318.266	-0.806	-276.069508	
A445-1	339.701	317.524	-1.095	-371.972595	
A446	339.743	317.171	-0.379	-128.762597	
A447	339.746	317.145	-2.483	-843.589318	
1	340.195	314.688	-1.880	-639.566600	
A3	342.363	315.265	0.614	210.210882	
			合 計	18.227559	
			合 計 面 積	9.1137795	
				9.11 m	

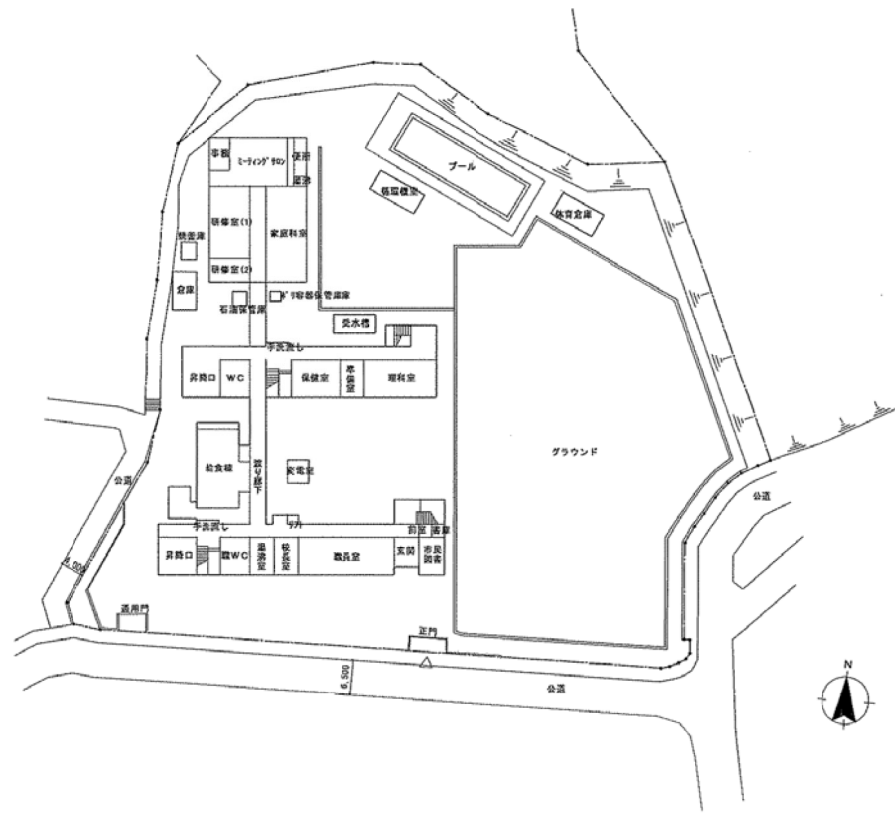
地番	A				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	
A118-1	343.274	315.302	-1.122	-385.153428	
54	343.752	315.321	3.061	1052.224872	
A115	342.887	318.363	3.009	1031.746983	
A444	342.763	318.330	-0.746	-255.701198	
A443	342.848	317.617	-1.887	-646.954176	
A442	343.064	316.443	-2.315	-794.193160	

1374-2登記地積…①	13146.737250 m
1374-2のうち貸付対象外面積合計 (A+B+C) …②	191.5650570 m
1374-2のうち貸付対象面積 (①-②)	12955.1721930 m
1374-2のうち貸付対象地積	12955.17 m

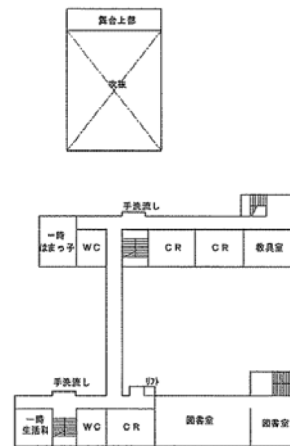
※ 実測図ではありません。
※ 各種資料を基に作成した図面です。
※ 数量範囲の根拠等の参考図です。

単位：m

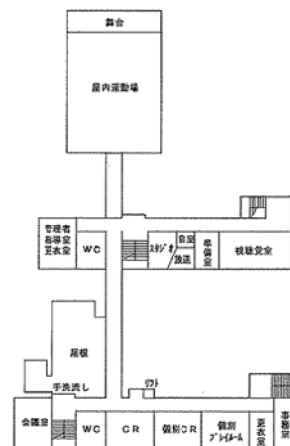
配置図・各階平面図



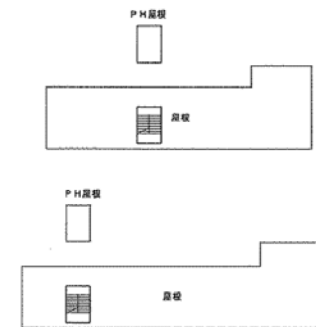
配置図・1階平面図 S=1/500



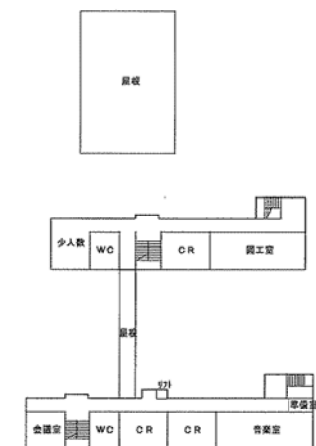
3階 平面図 S=1/500



2階 平面図 S=1/500

[illegible]

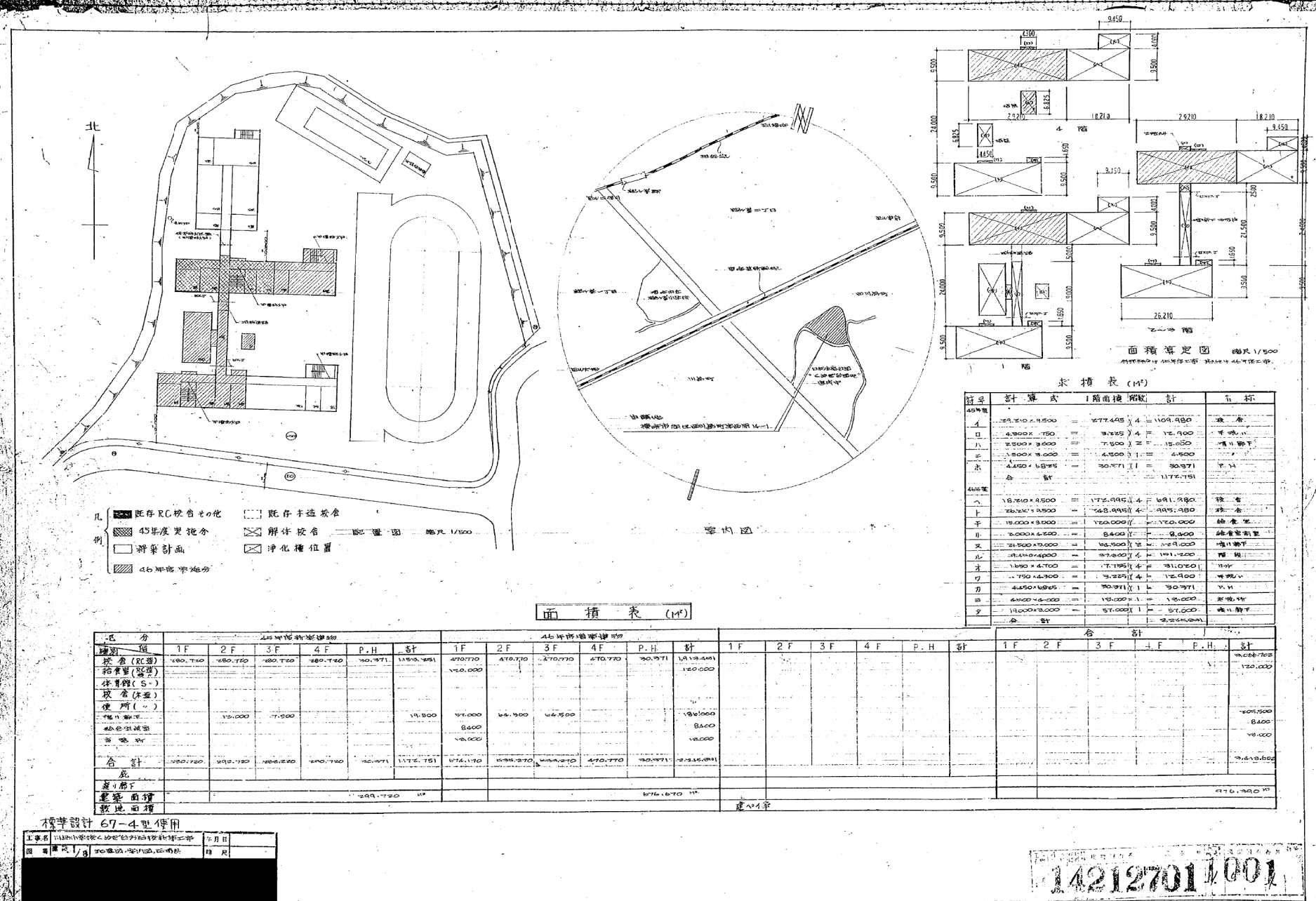
屋根伏図 $S=1/500$

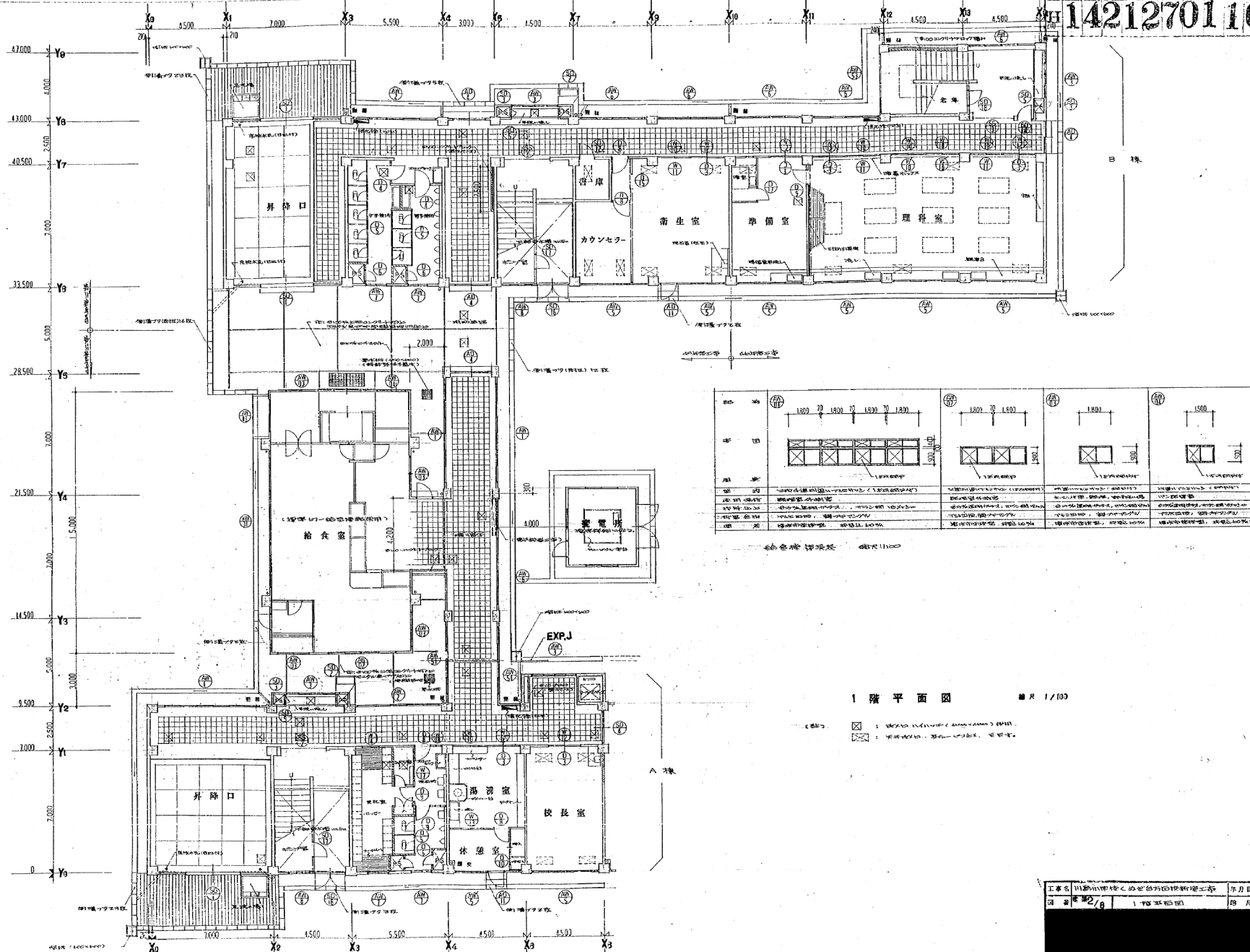


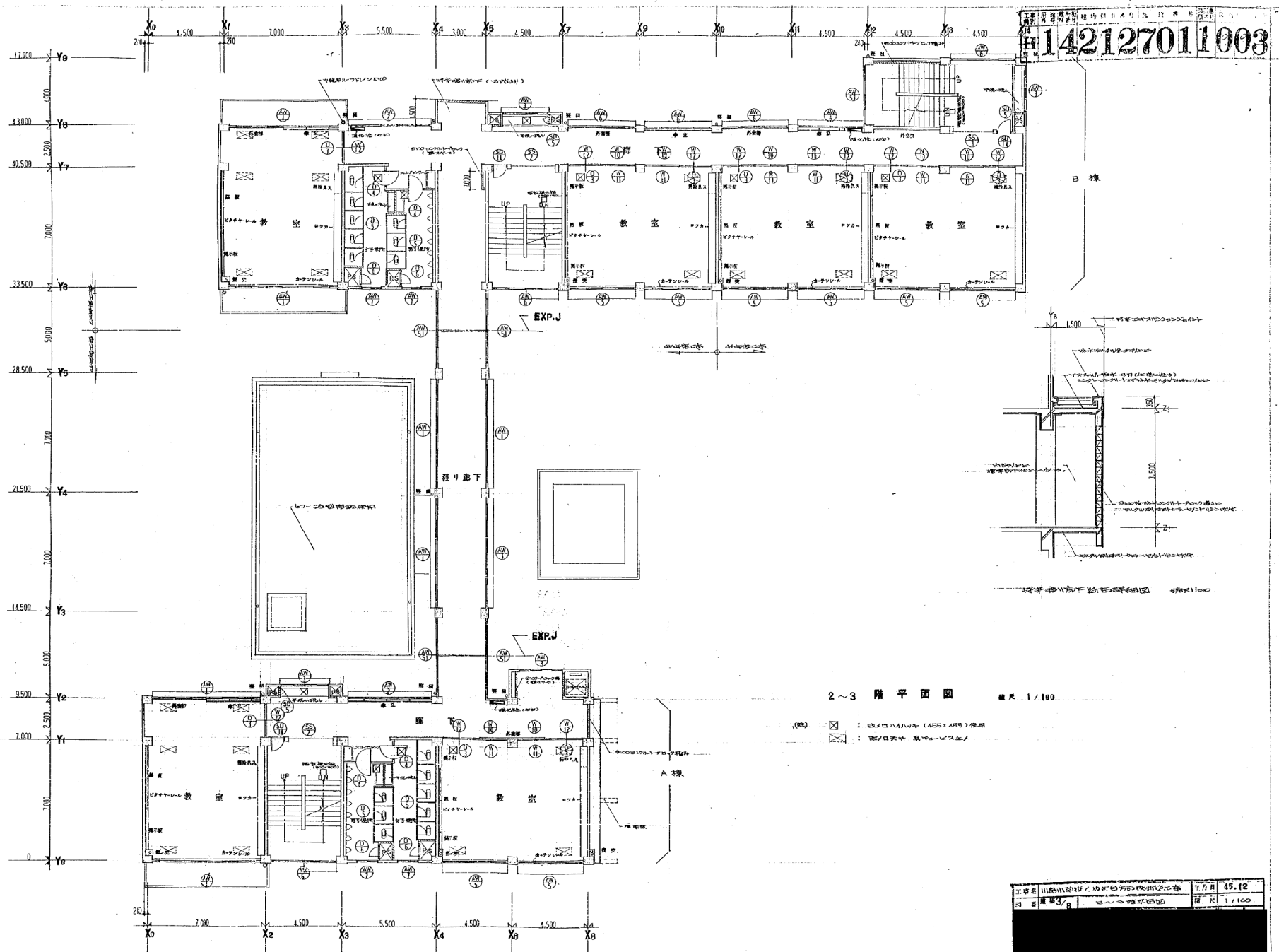
4階 平面図 S=1/500

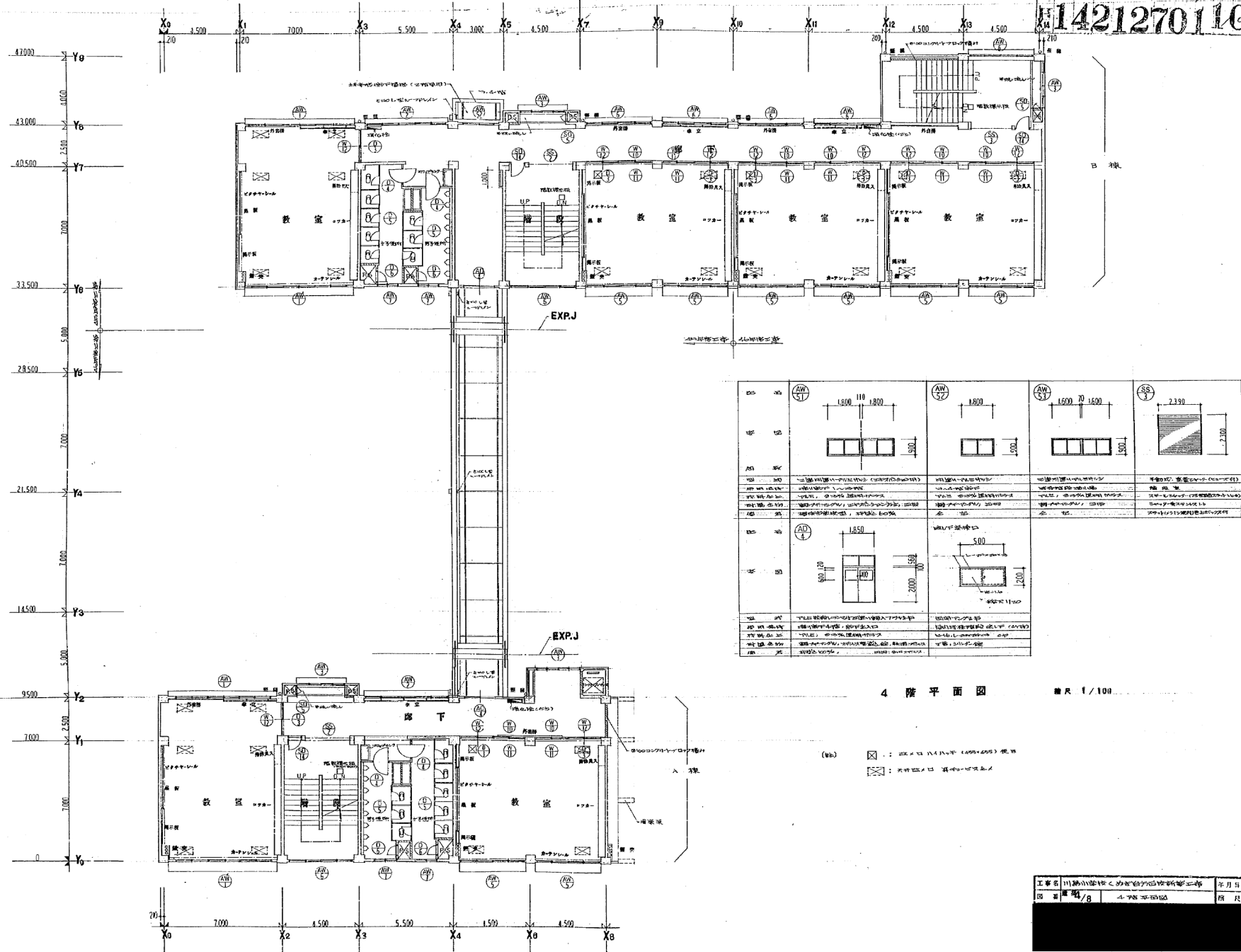
工事名		年月日	
図番 図号		縮尺	
局 点 標 尺 測 尺 保 尺 保 尺		設 計 者	
横浜市まちづくり調整局			

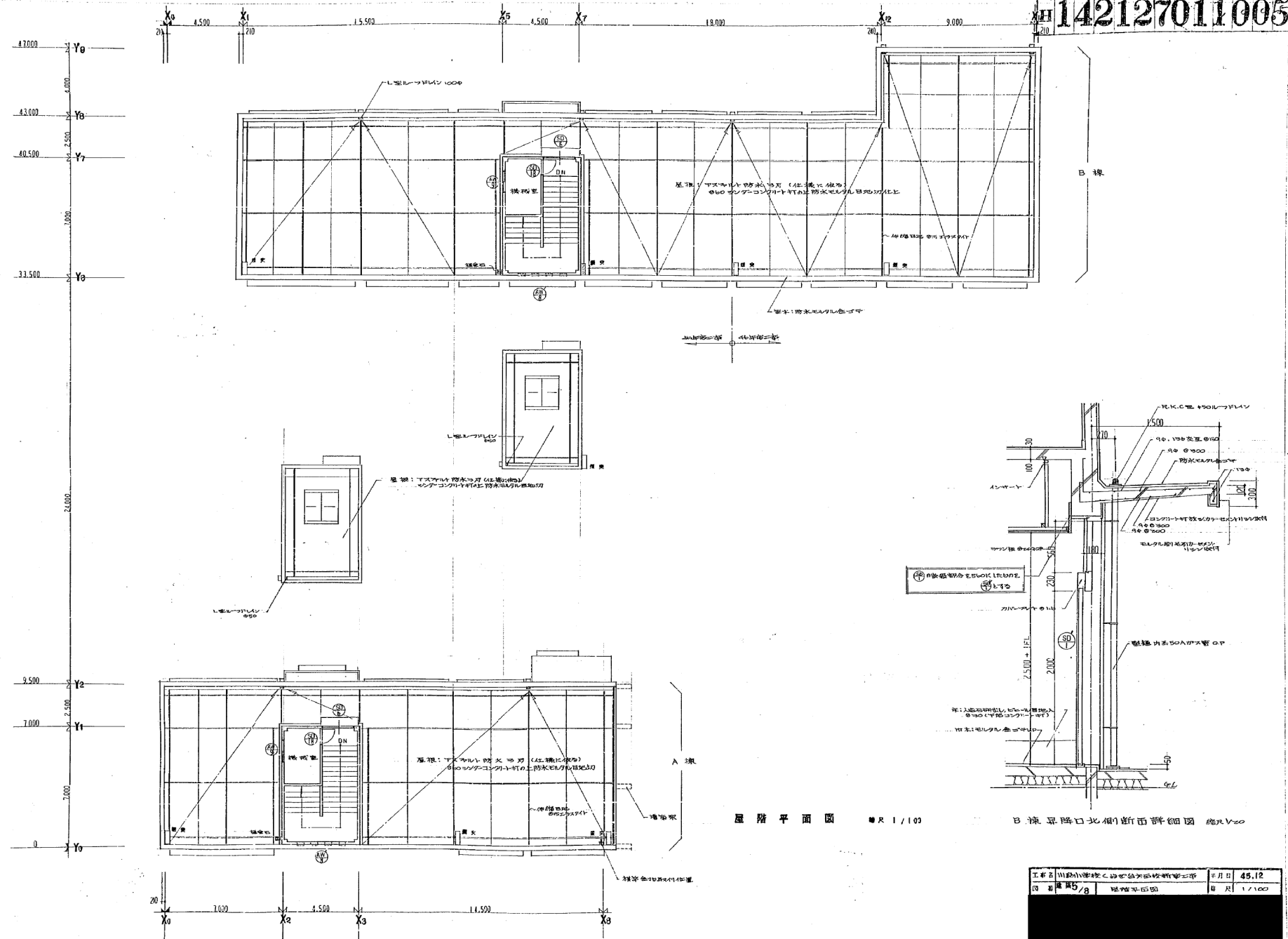
学校名	くぬぎ台小学校		
年 月	H18. 3	期 別	
船 尺	1/500	期 別	
横浜まちづくり調整局			







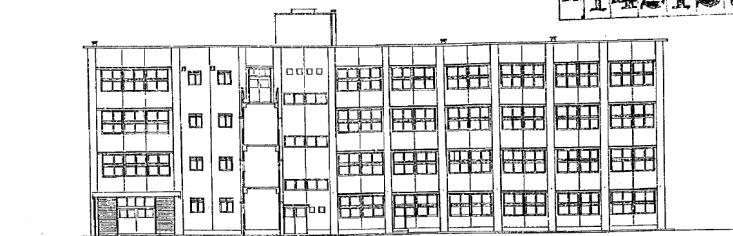




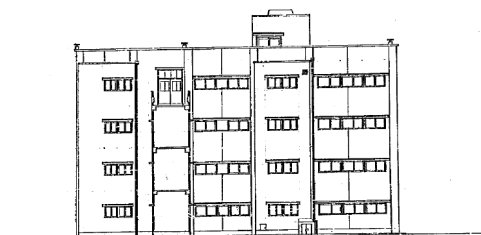
H 14212701 1006



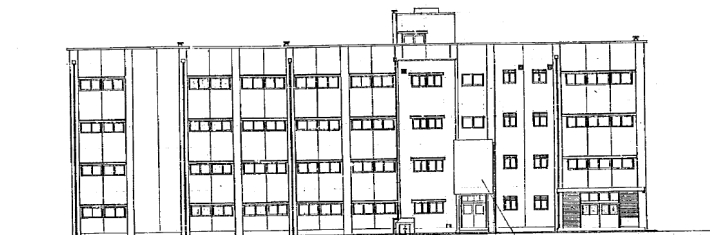
A棟 南側



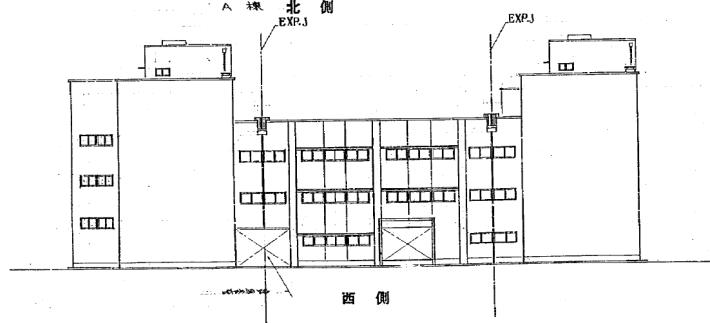
B棟 南側



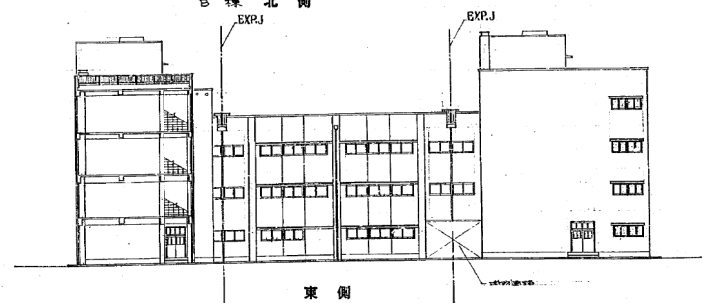
A棟 北側



B棟 北側



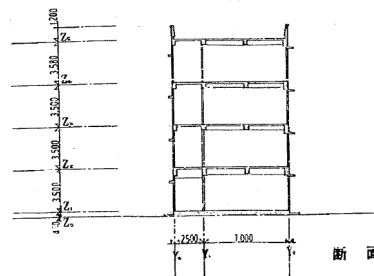
西側



東側

立面図

縮尺 1/200

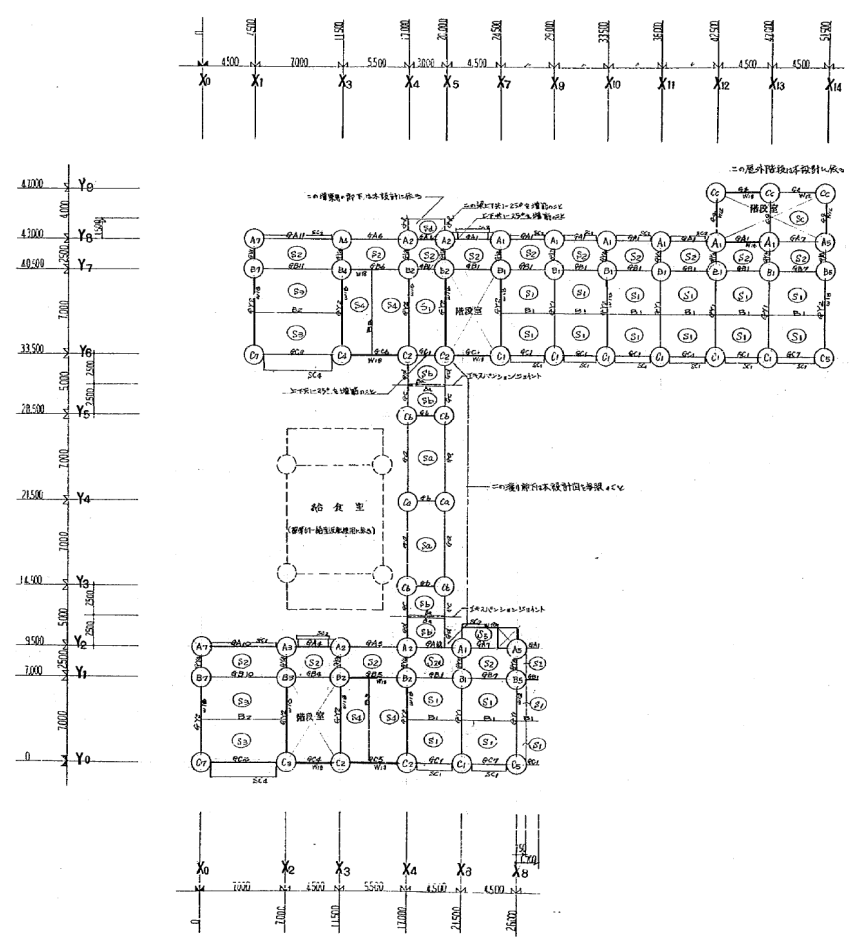
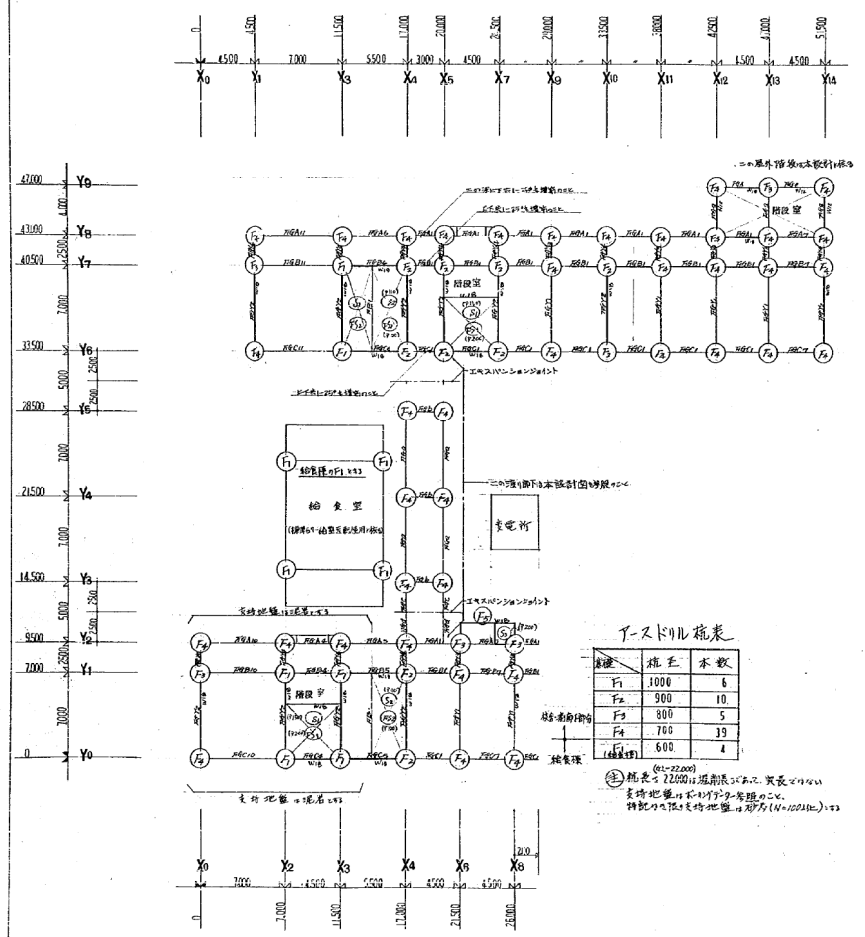


断面図

縮尺 1/200

工事名	旧くぬぎ台小学校の改築工事	年月日	45.12
図番	8/8	縮尺	1/200
北西図・北西図			

142127013009



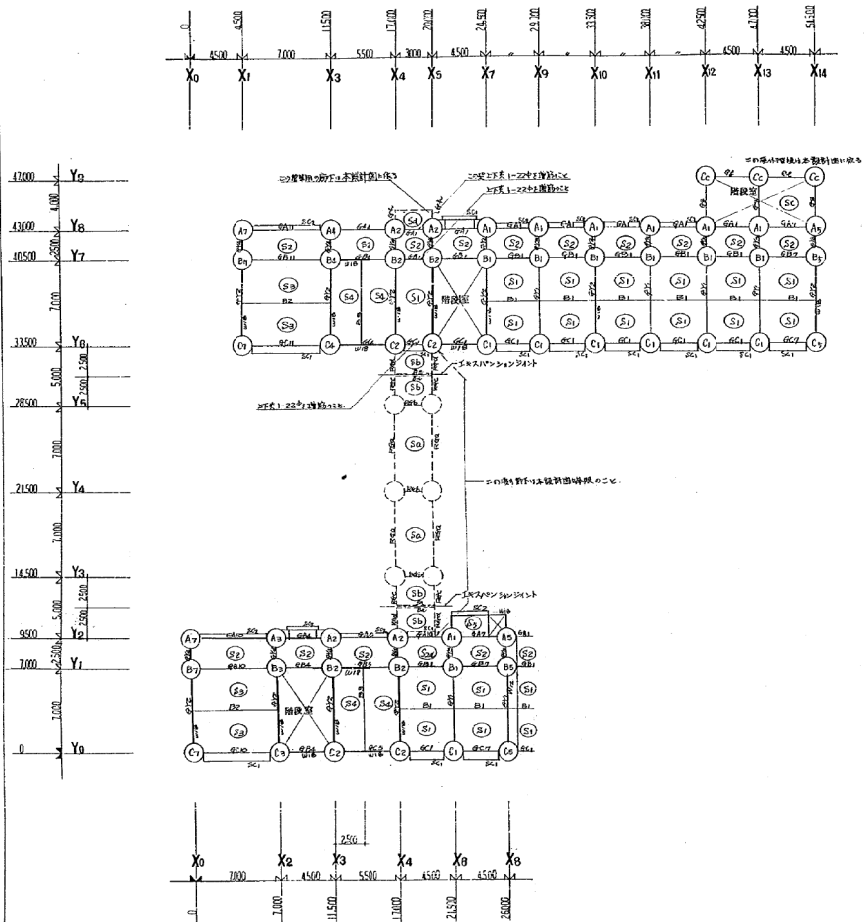
工事名	旧くぬぎ台小学校 新築工事	年月日	昭和45.12.
図	基礎伏図・2階梁伏図	縮尺	1/200

基礎伏図 縮尺 1/200

2階梁伏図 縮尺 1/200

作成者
設計者
監理者
検査者

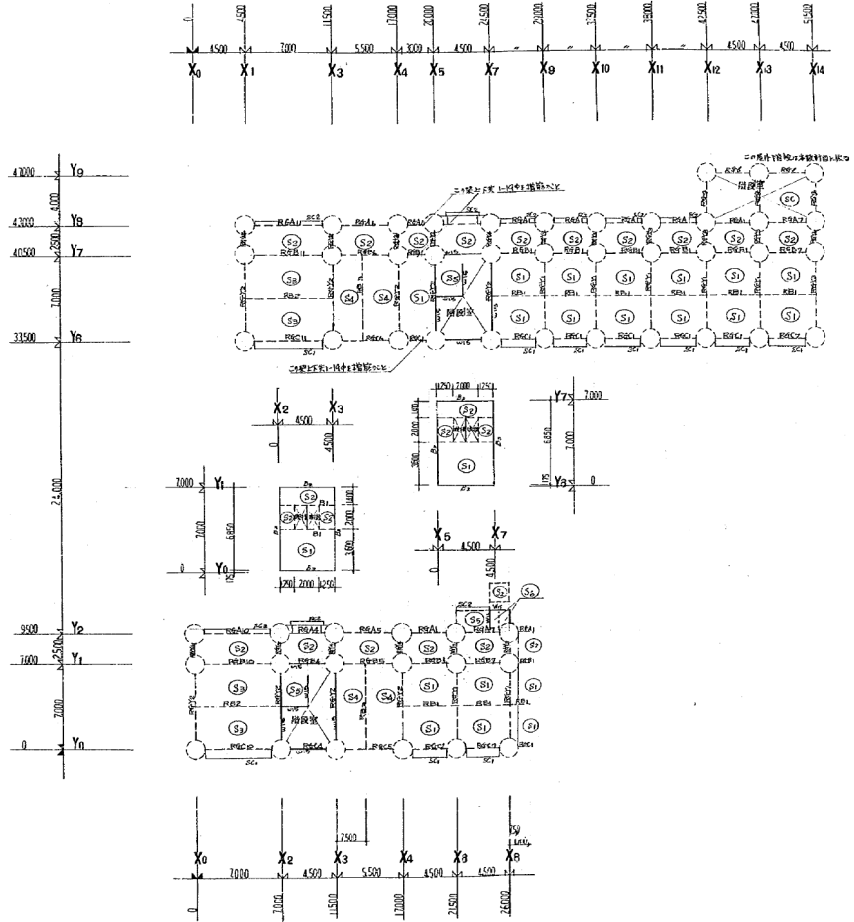
142127013010



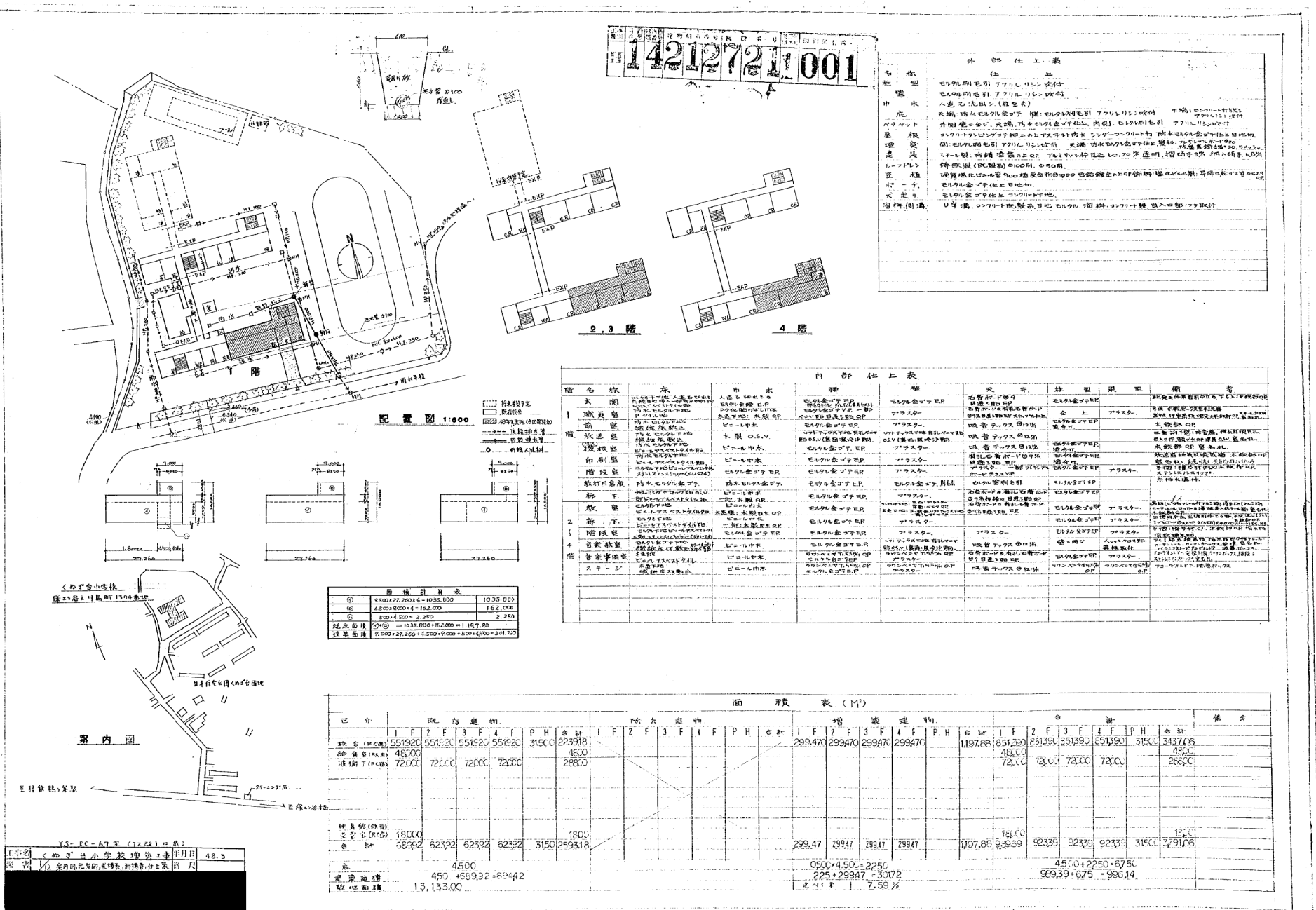
工事名	旧くぬぎ台小学校の改修工事	年月日	45.12
図名	3, 4, R階梁伏図	縮尺	1/200

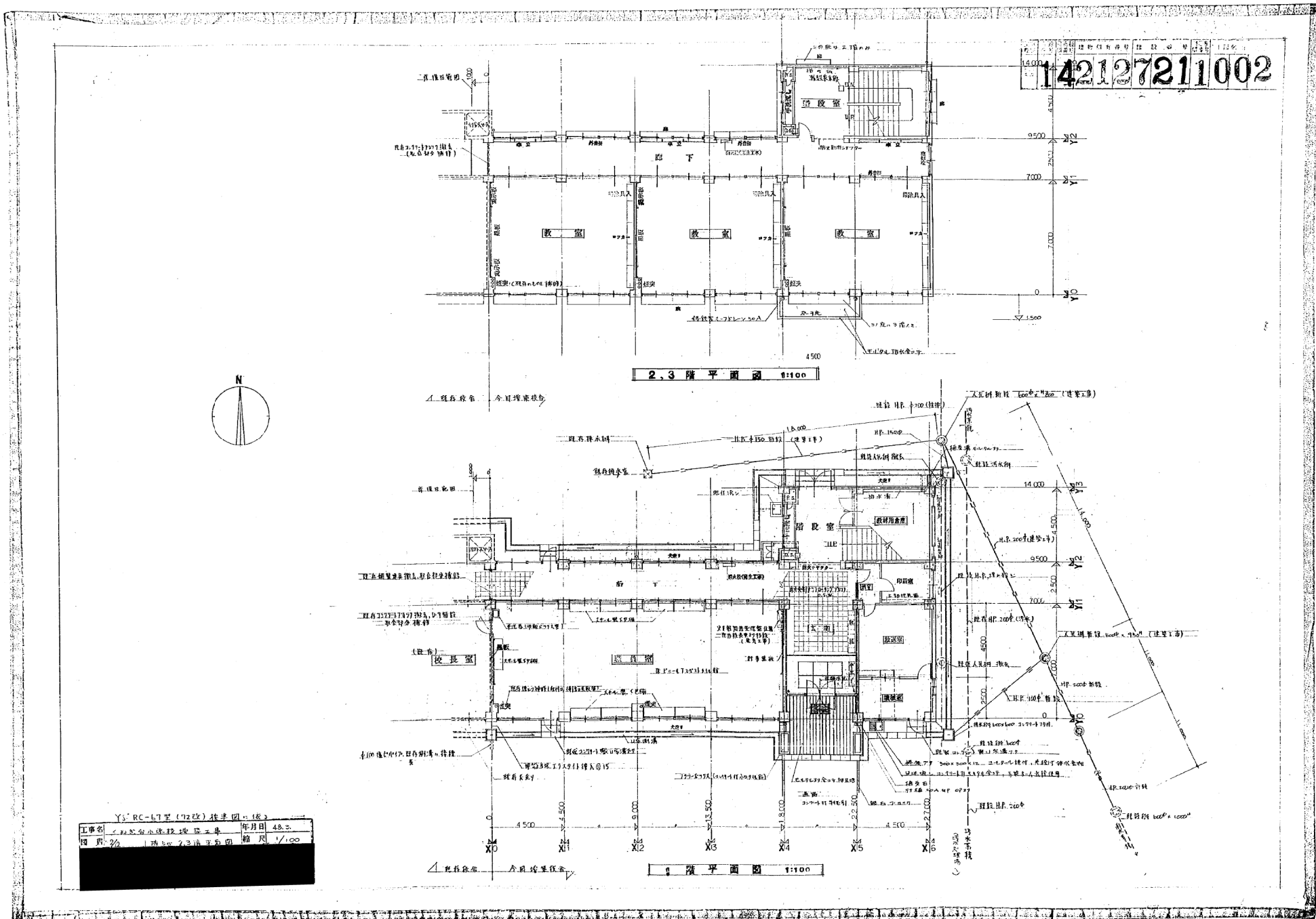
3, 4 階 梁 伏 図 縮尺 1/200

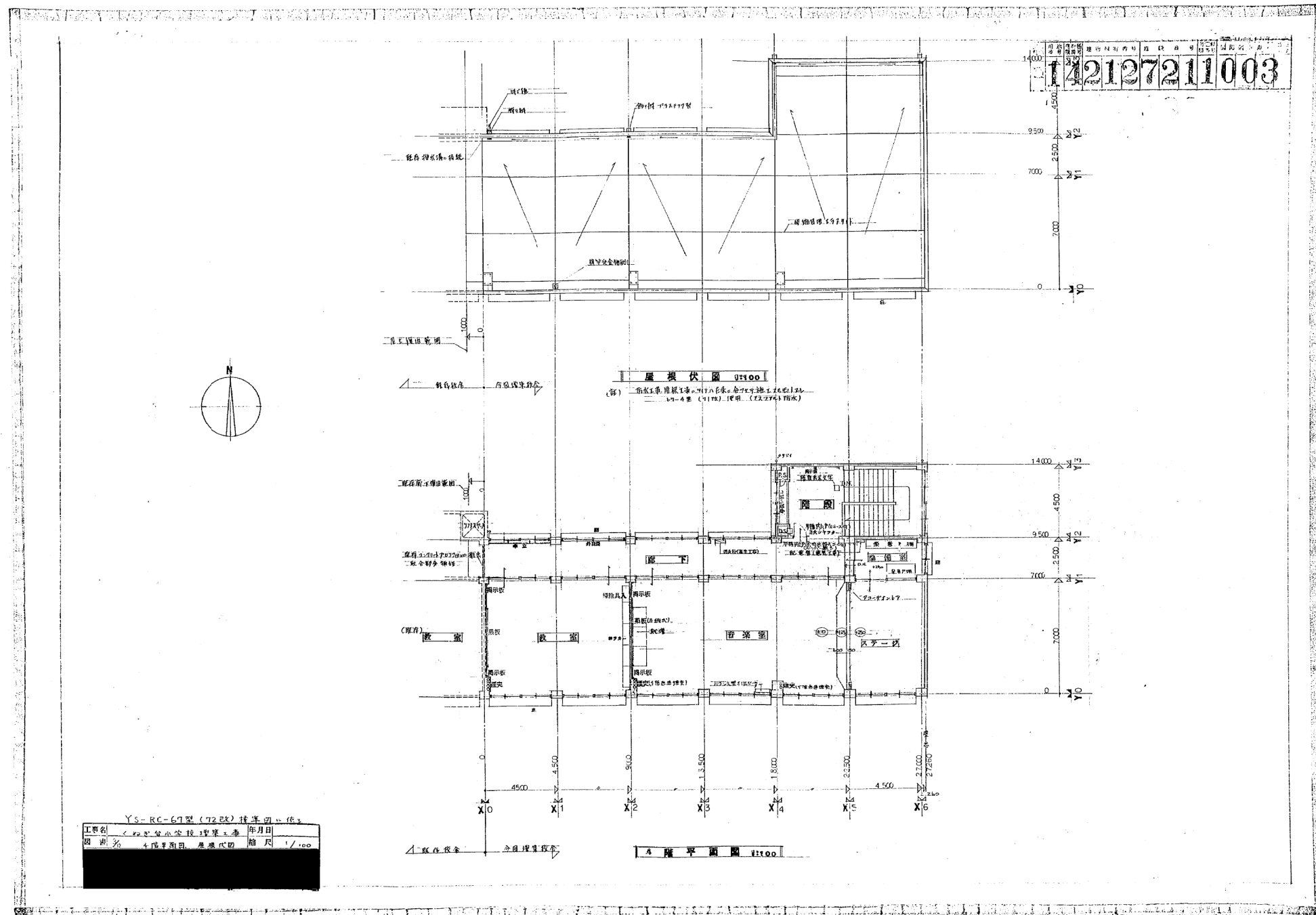
- 共通事項
- ・ 断面図は、梁の断面図を示す。
 - ・ 断面図は、梁の断面図を示す。
 - ・ 断面図は、梁の断面図を示す。

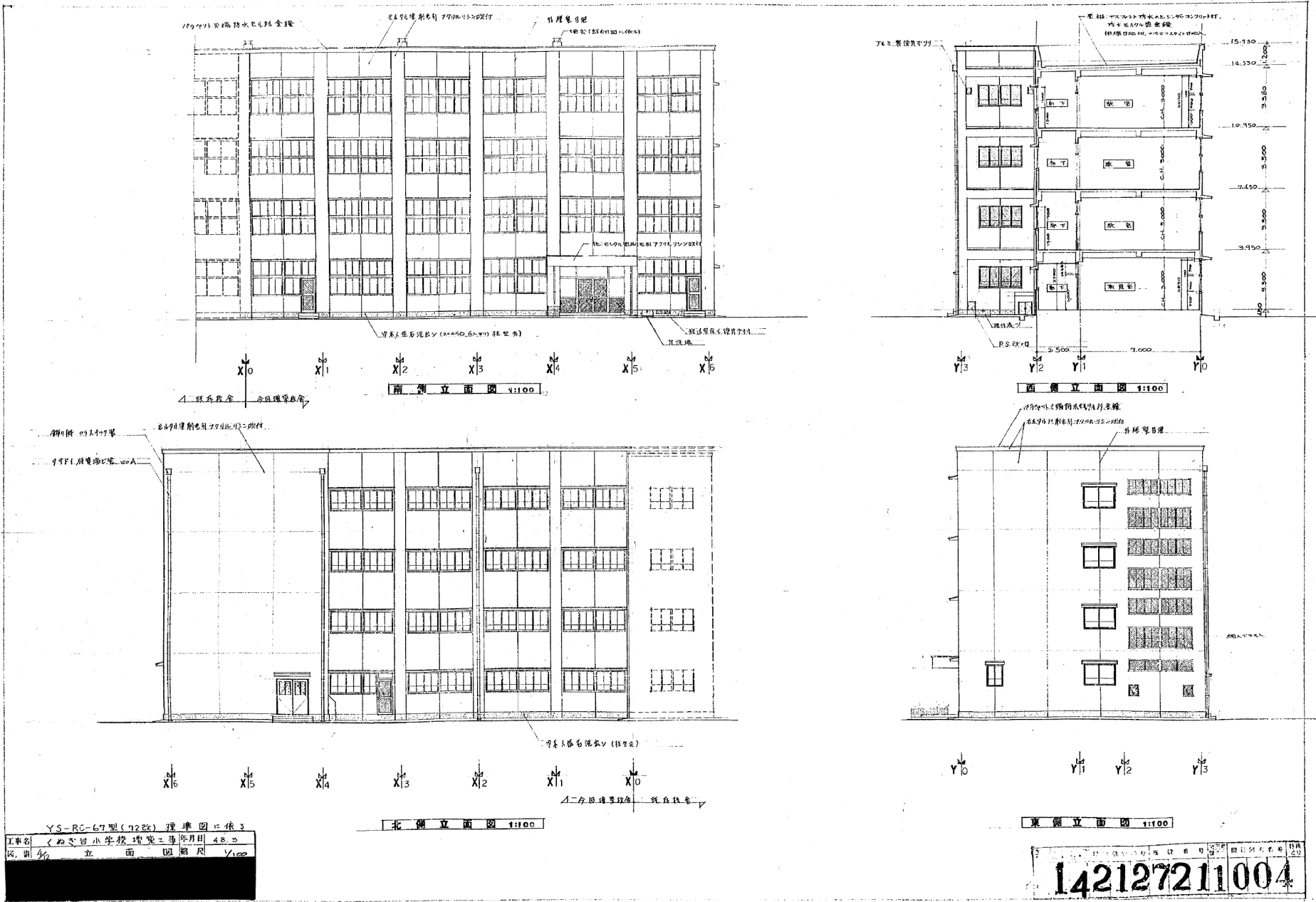


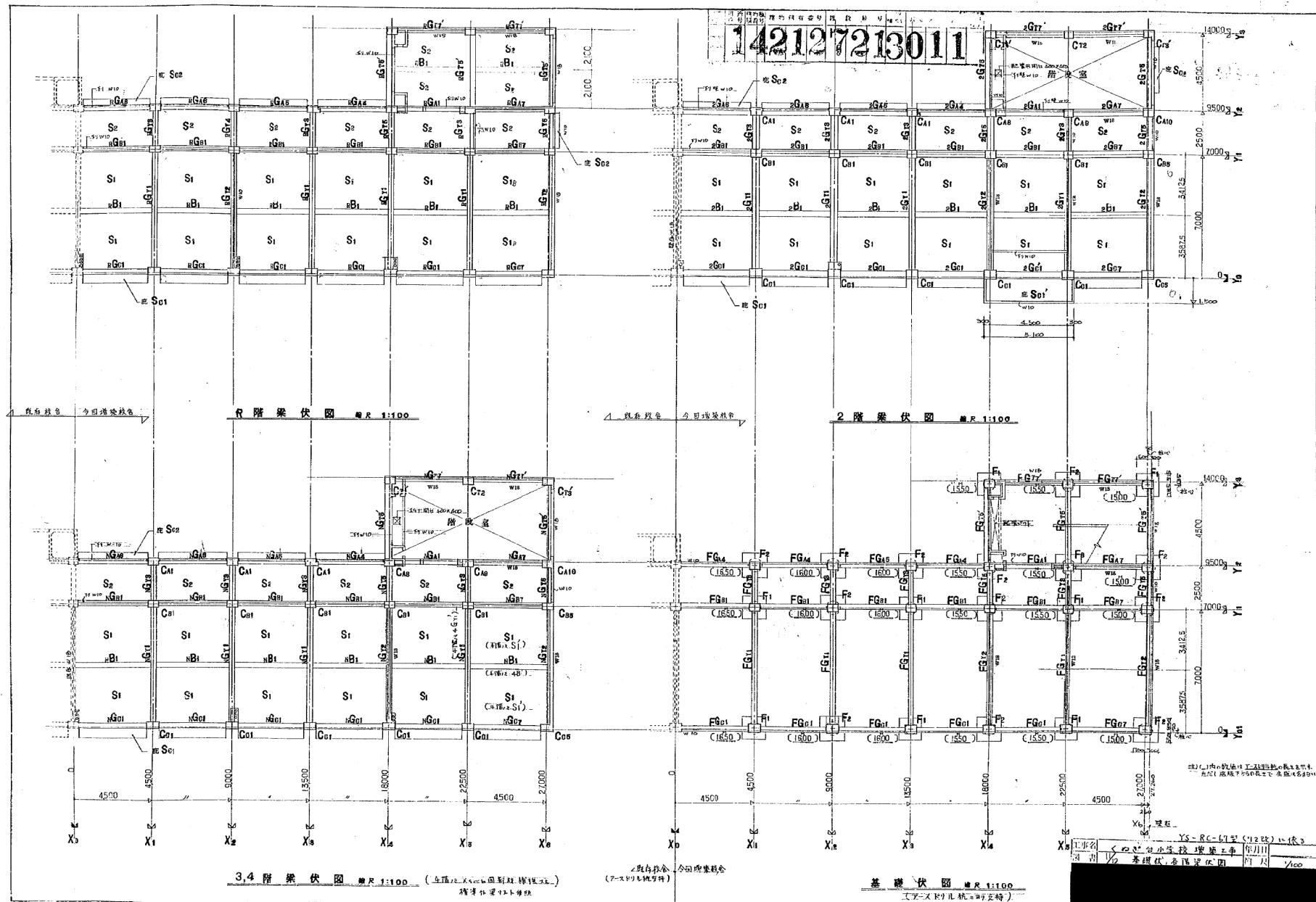
R 階 梁 伏 図 縮尺 1/200

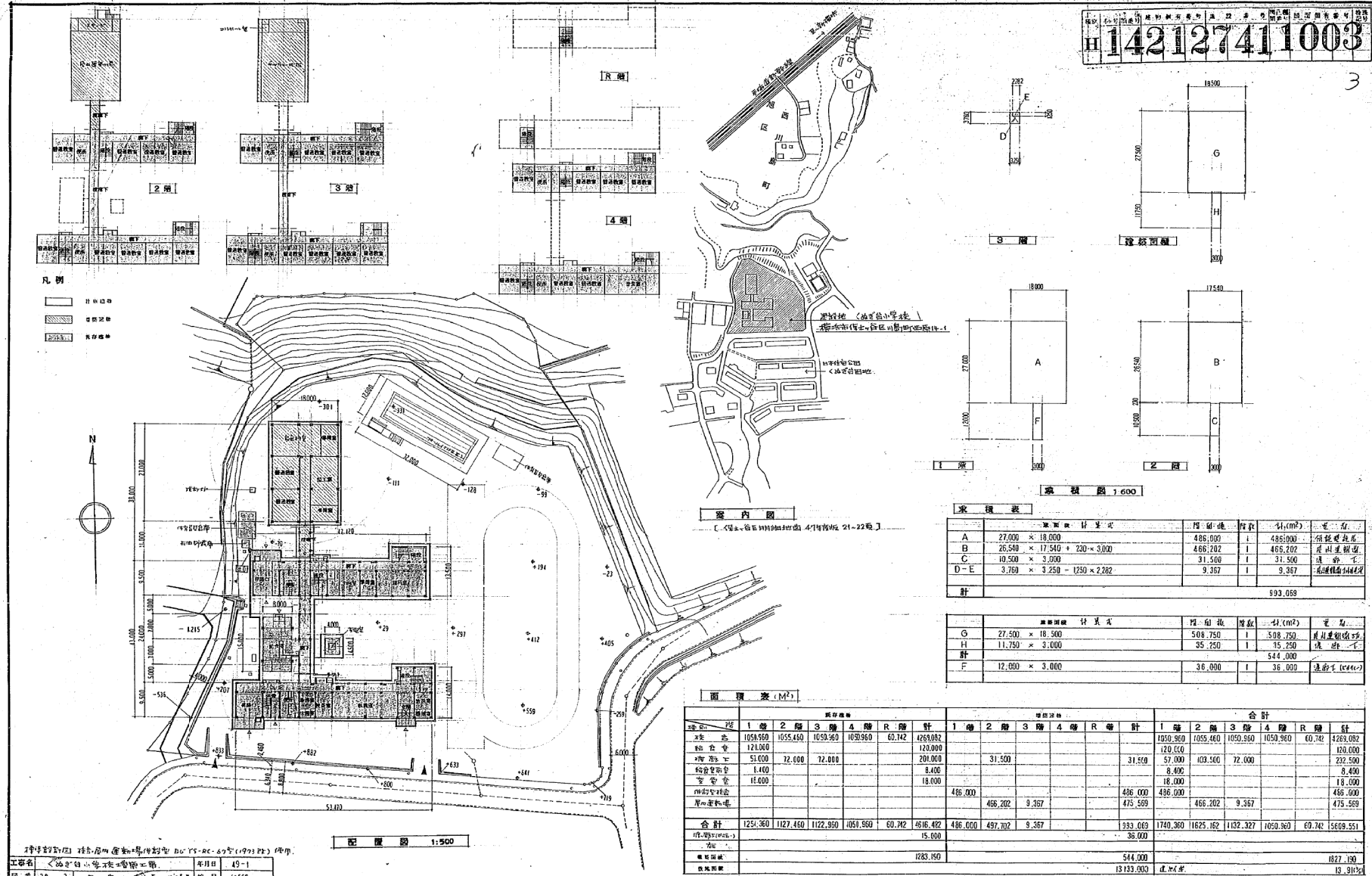






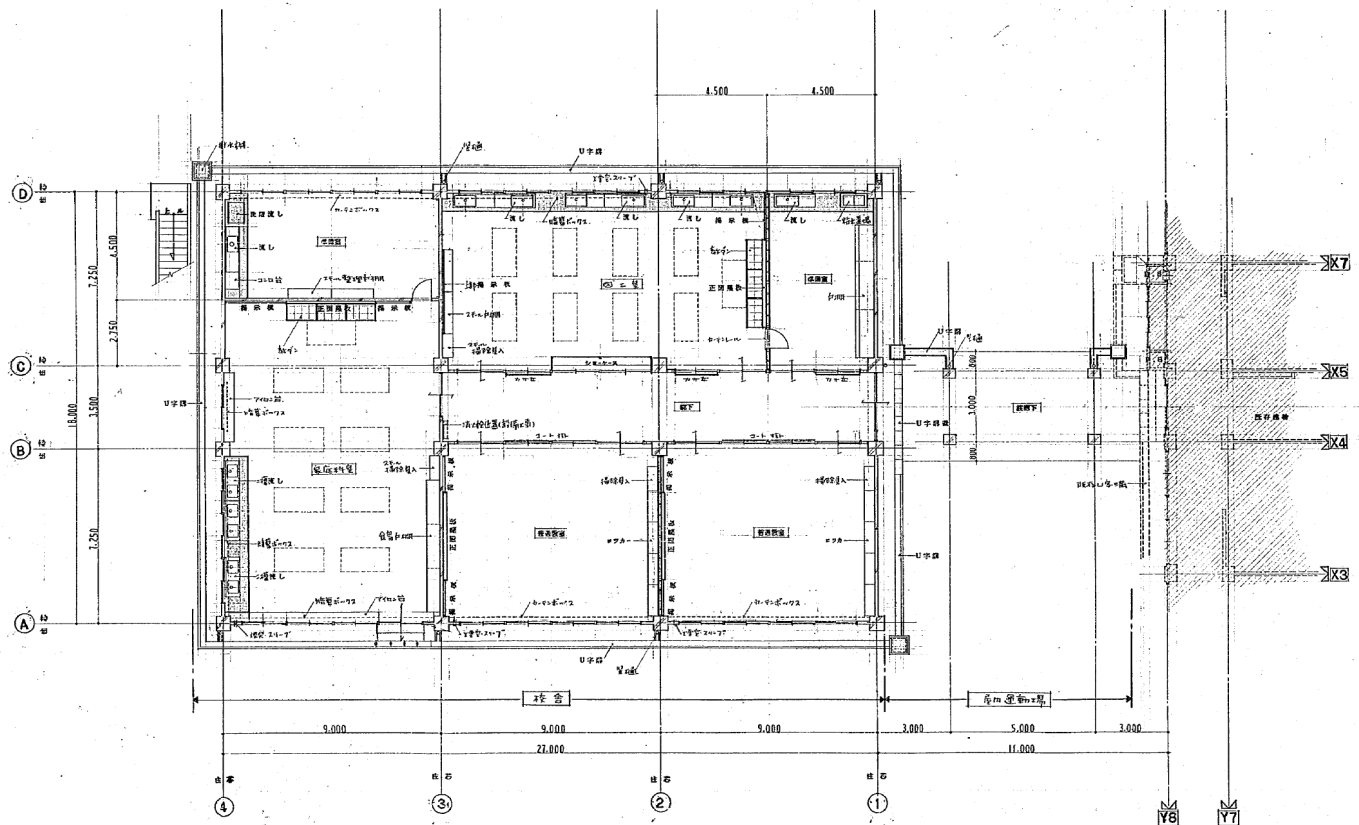






4212741 1004

4



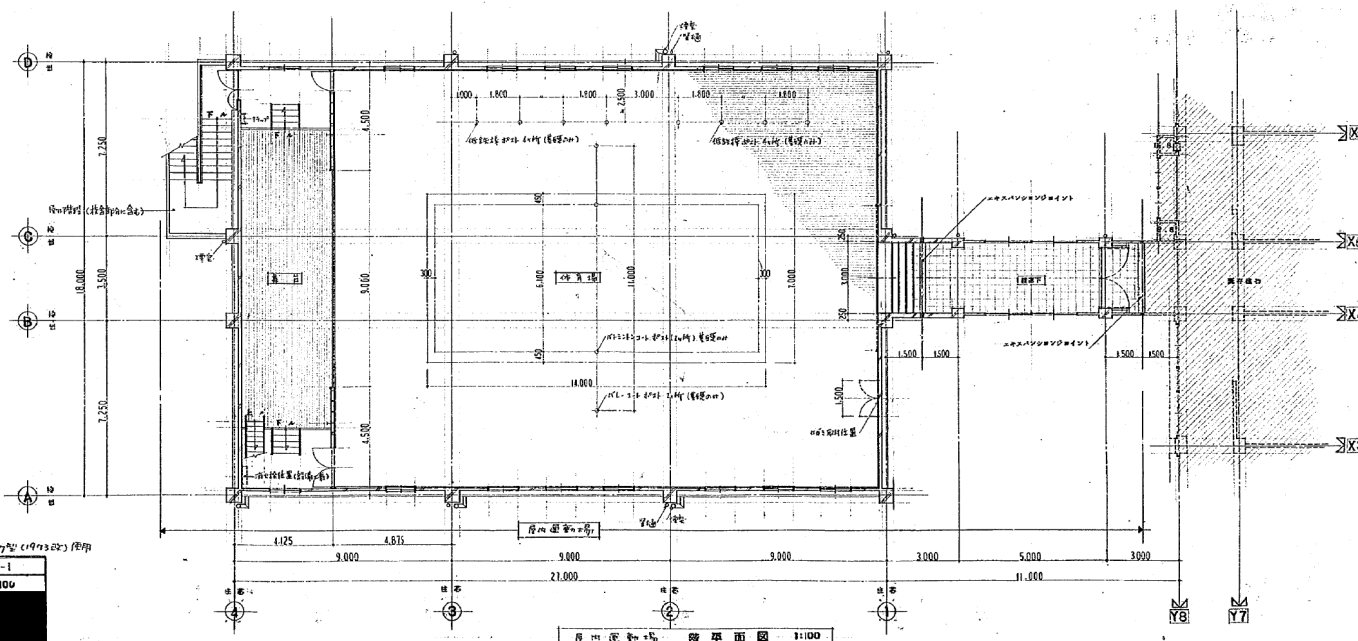
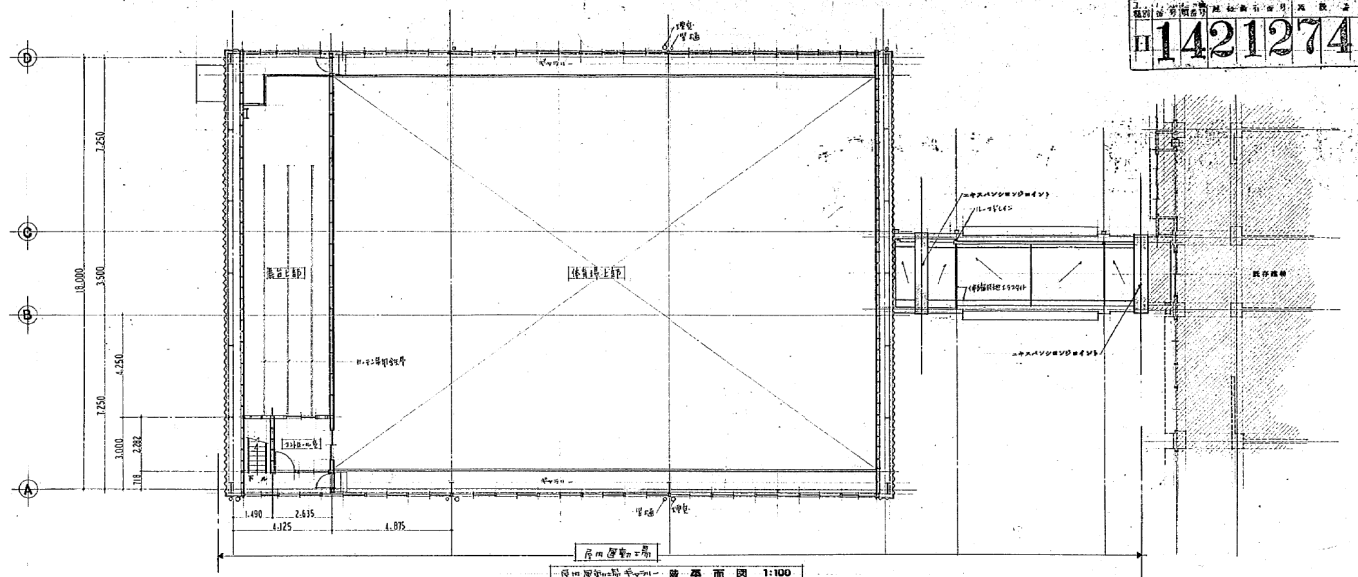
1 階 平 面 図 1:100

申請設計図、検査、図面、図章、印、No. YS-BC-672 (1973.03) 1004

工事名	くぬぎ台小学校増築工事	年月日	1973.1
図番	29-1	縮尺	1:100

142127411005

5

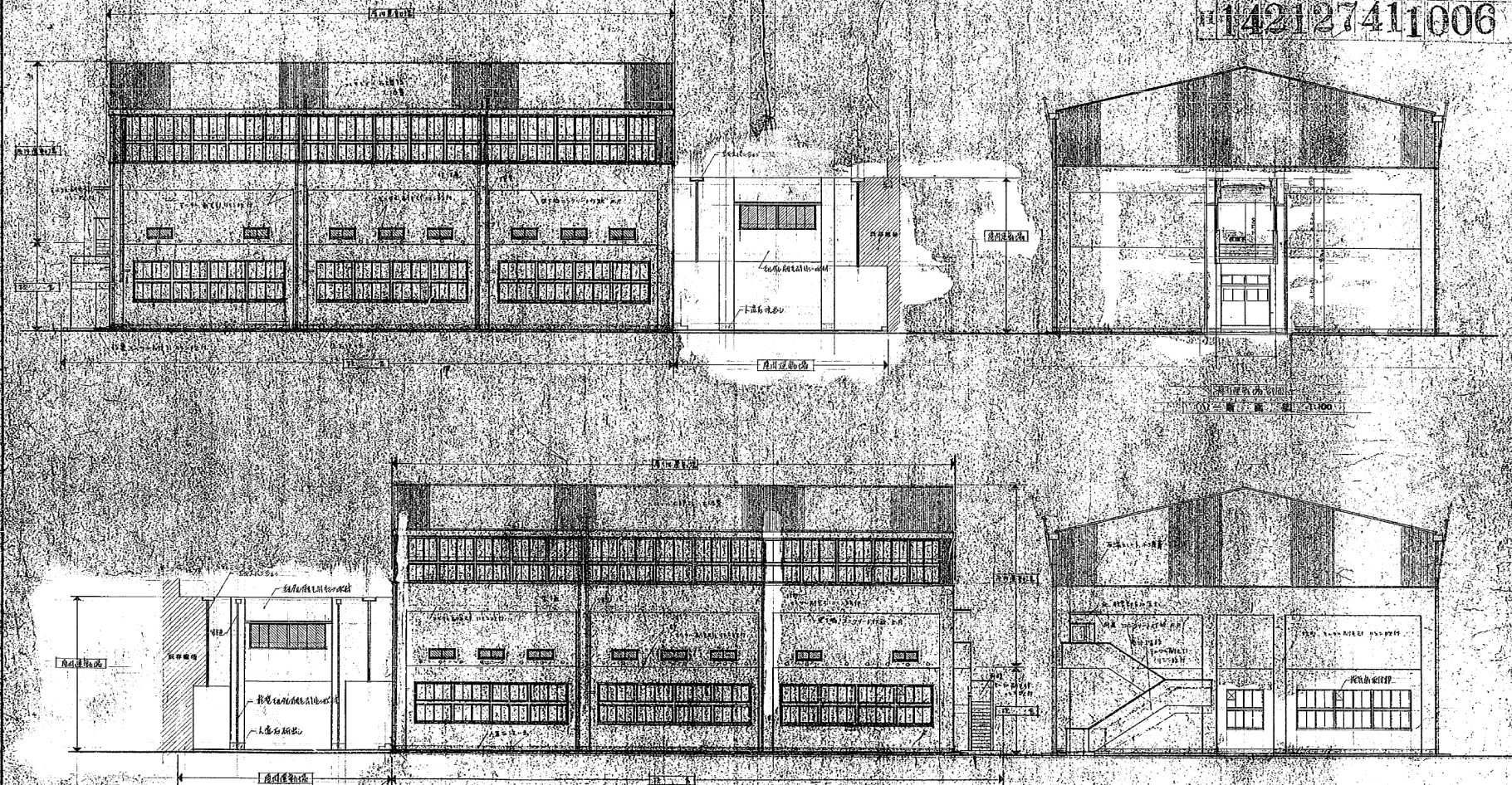


1階平面図、体育・屋内運動場、所収図 35-21-67(1973.02) 図印

北条 29-4 1 1:100

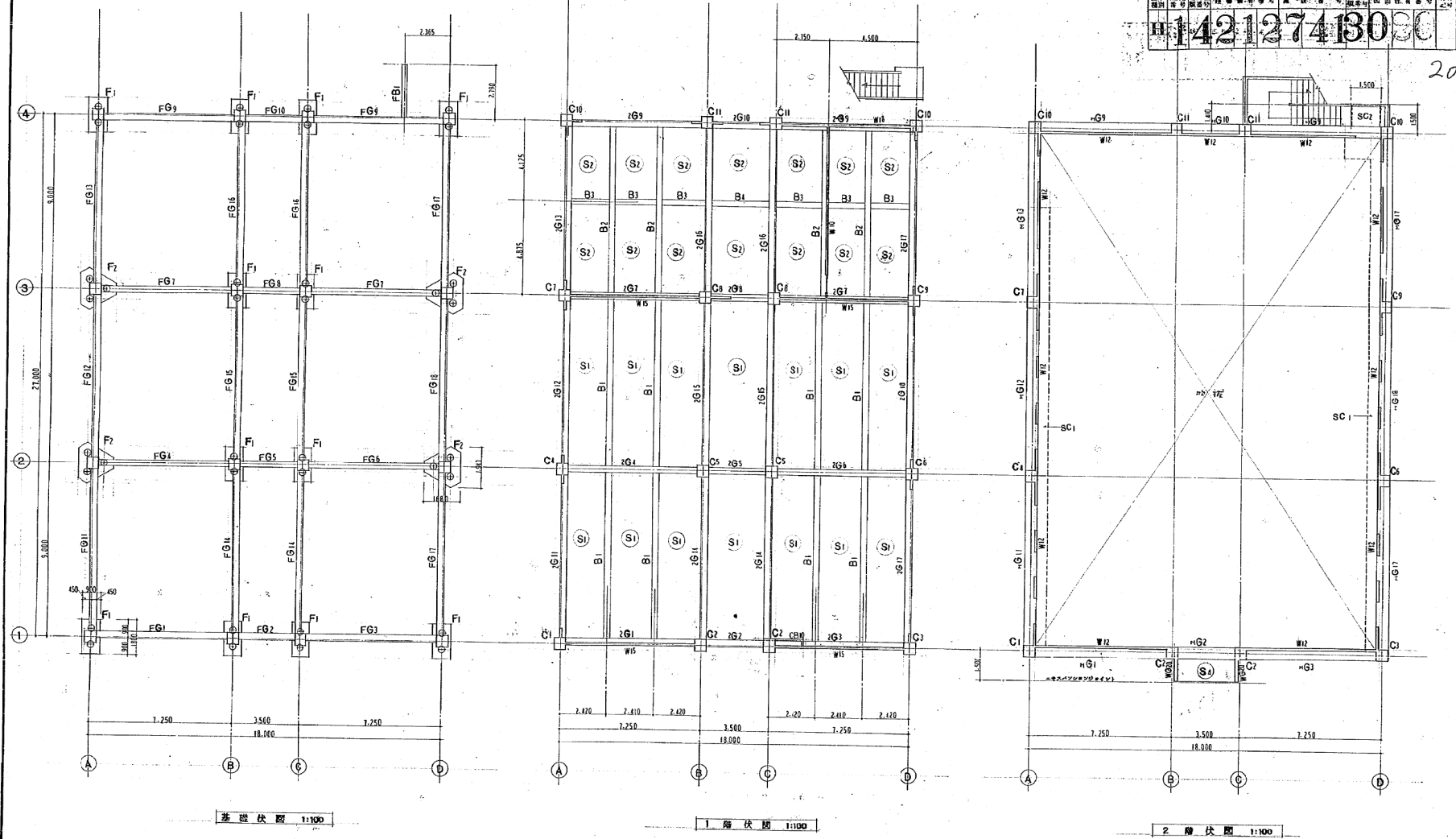
6

142127411006



14-141号(1950年)改築後、旧田舎の風情を残すため、
工費削減のため、主・増築工事、年月日：9-1-1
14-29-5 主・増築図、縮尺：1:100

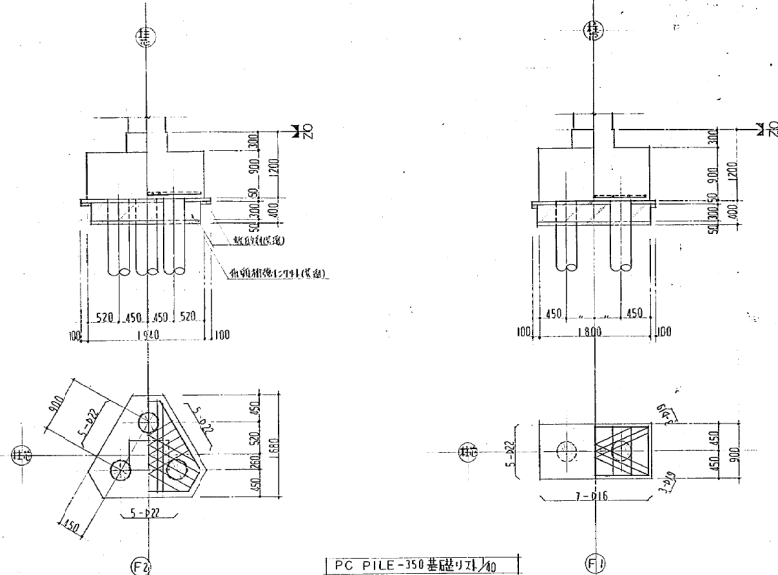
14-141号(1950年)改築後、旧田舎の風情を残すため、
工費削減のため、主・増築工事、年月日：9-1-1
14-29-5 主・増築図、縮尺：1:100



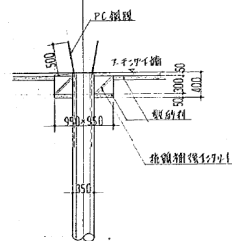
工事名	旧くぬぎ台小学校増築工事	年月日	49-1
図番	25-13	縮尺	1:100

142127413021

21

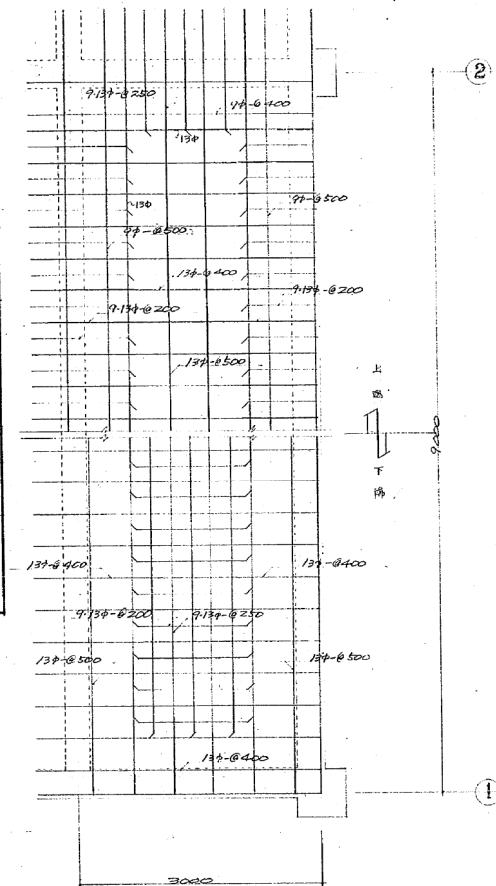


PC PILE-350 基礎リザ/40

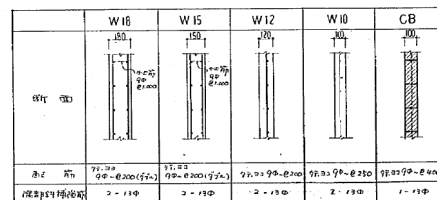
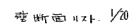


PC 抗頭銜範圍 $\frac{1}{10}$

スラブ 配筋表					
	短辺 方向			長辺 方向	
	端部	中央		端部	中央
S ₁	上 131φ-220	134φ-400		91φ-250	139φ-500
	下 134φ-400	91φ-200		134φ-500	913φ-250
S ₂	上 131φ-220	134φ-400		91φ-250	139φ-500
	下 134φ-400	91φ-200		134φ-500	913φ-250
S ₃	上 131φ-220	134φ-400		91φ-250	139φ-500
	下 134φ-400	91φ-200		134φ-500	913φ-250
S ₄	上 131φ-220	134φ-400		91φ-250	139φ-500
	下 134φ-400	91φ-200		134φ-500	913φ-250
SC1		9φ-250			9φ-250
		9φ-200			9φ-250
SC2		9φ-13φ-200			9φ-250
		9φ-13φ-200			9φ-250



S₁スラブ配筋詳細図 1:30 (D)



某血漿項

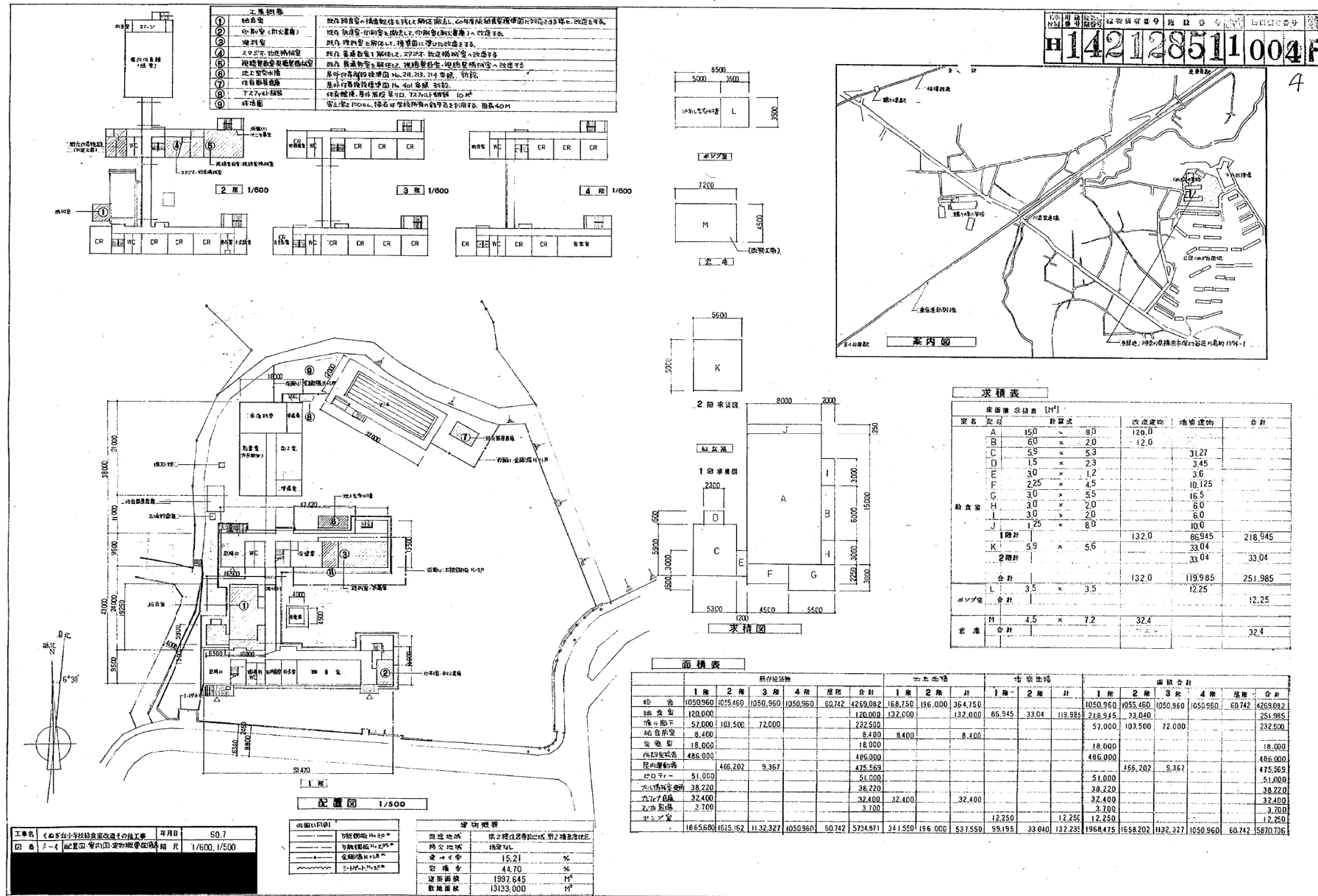
・PC板は、加圧シラン方式で製作されたもので、
インフレーション強度 500kgf/cm^2 以上のものが製造
メーカーは、各社ともm以内のものとする。

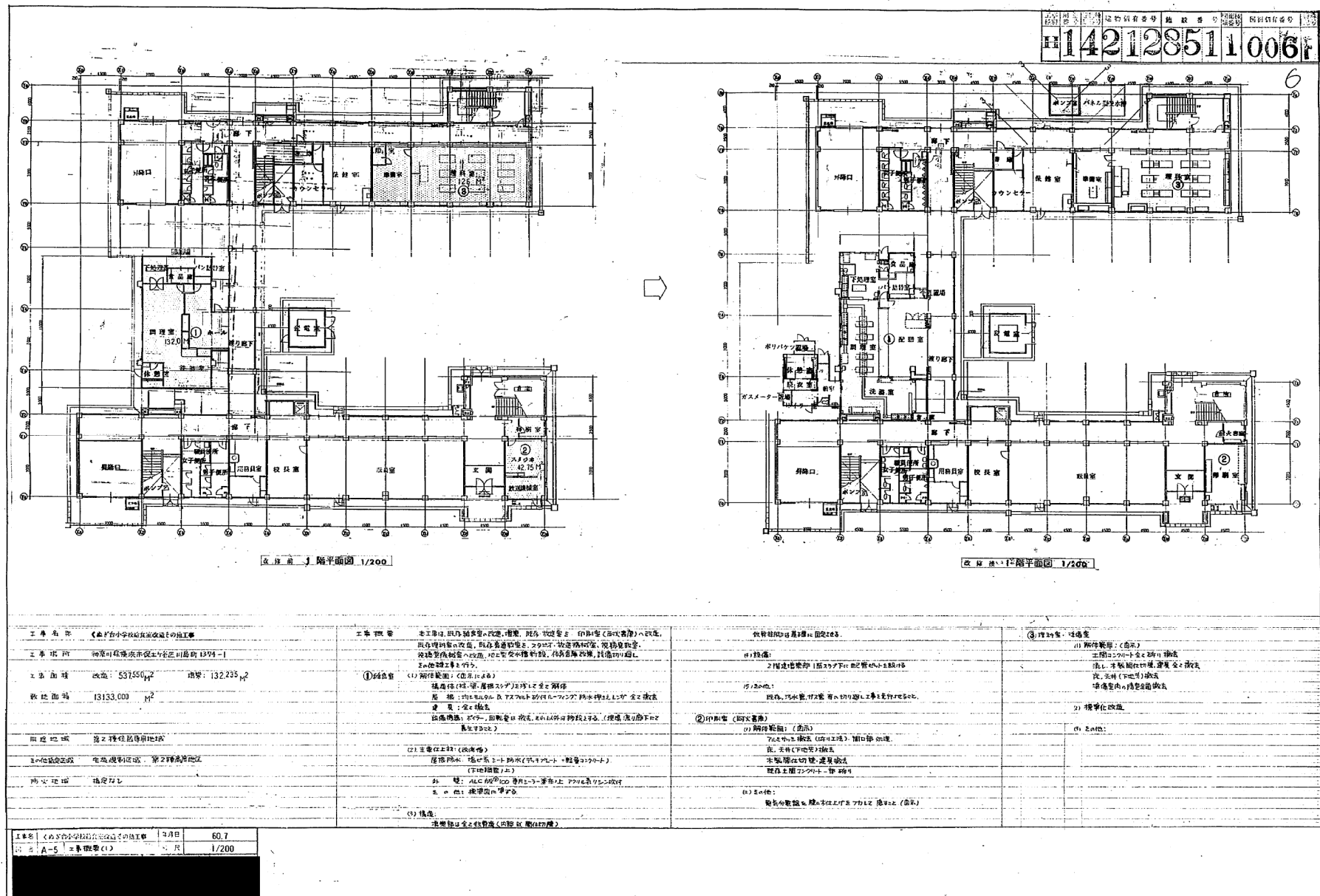
・折込みはイセの10倍のスピードで、折込みの量を
操業とし、折込の量を1とす。

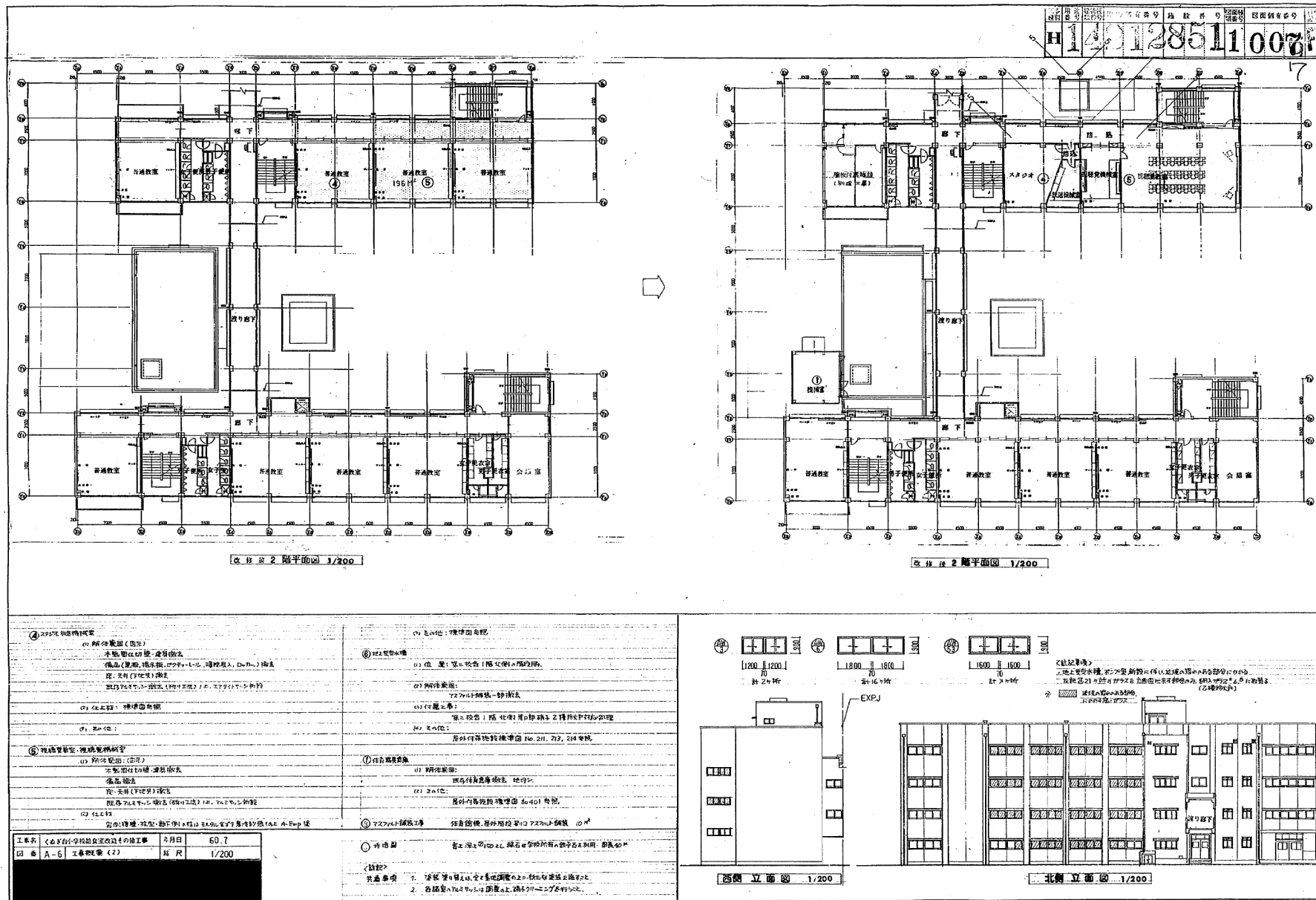
・掘土機使用、水車組長は50%以内、金魚釣り機使用
1/100以内とし、これを収入元としての重税を暫定負担
金税と定む。又これと並する費用は、各年度予算と型
議決委員の負担とする。

長期觀測的計測 中分度 10²⁰⁰/度
杭長 10¹⁰⁰⁰

工事名	くぬがさ小学校工管築工事	年月日	49-1
図番	29-20	基礎、下下取断図	縮尺 1:30



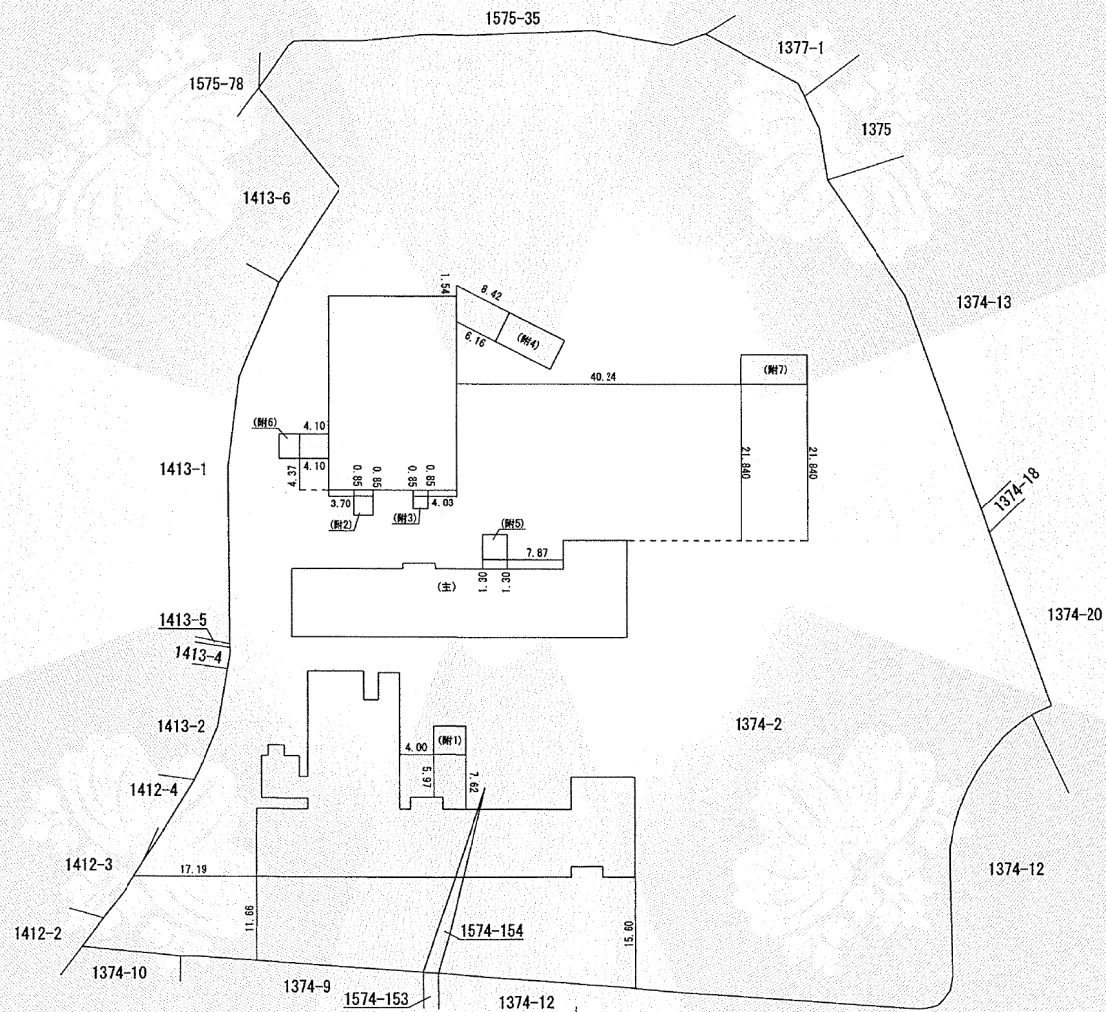




これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日 横浜地方法務局

家屋番号	1374-2
------	--------

建物の所在 横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154



縮尺

申請人

横浜市長 山中 竹春

縮尺

$$\frac{1}{750}$$

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日
横浜地方方法務局

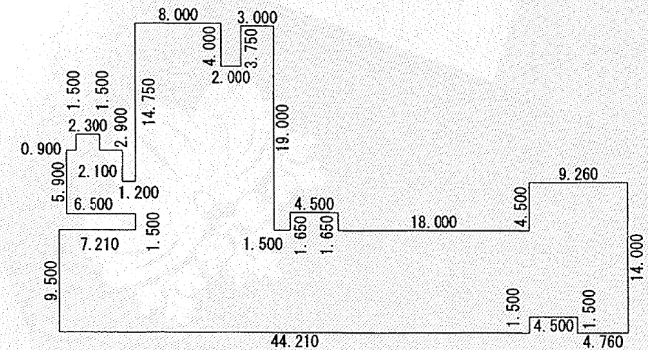
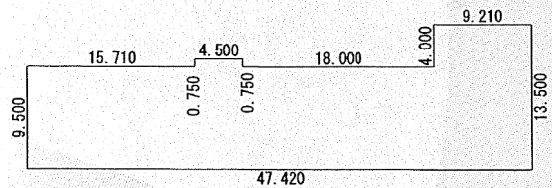
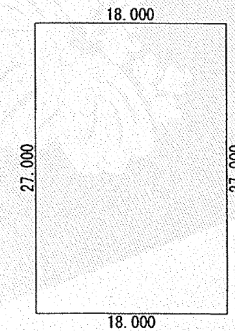
登記官

各階平面図

家屋番号	1374-2	各階平面図	1/5
建物の所在	横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154		

求 積 表			
44.210 × 9.500	=	419.995000	
4.760 × 14.000	=	66.640000	
4.500 × 12.500	=	56.250000	
13.000 × 15.250	=	198.250000	
4.500 × 1.650	=	7.425000	
6.500 × 3.000	=	19.500000	
5.300 × 2.900	=	15.370000	
2.300 × 1.500	=	3.450000	
8.000 × 4.000	=	32.000000	
3.000 × 3.750	=	11.250000	
38.210 × 9.500	=	362.995000	
9.210 × 13.500	=	124.335000	
4.500 × 0.750	=	3.375000	
18.000 × 27.000	=	486.000000	
合 計		1806.835000	
床面積		1806.83	m ²

主たる建物
1階



作 成 者

縮尺 1/

申 請 人

横浜市長 山中 竹春

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日
横浜地方方法務局

登記官

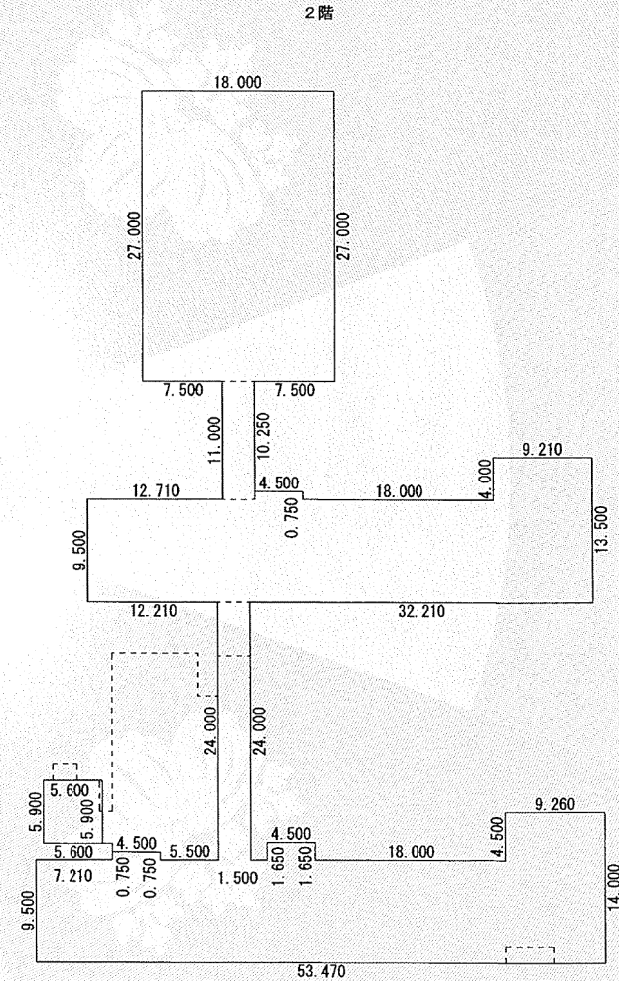
各階平面図

家屋番号 1374-2

各階平面図 2/5

建物の所在 横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154

求 積 表		
44.210 × 9.500	=	419.995000
9.260 × 14.000	=	129.640000
4.500 × 0.750	=	3.375000
3.000 × 24.000	=	72.000000
4.500 × 1.650	=	7.425000
38.210 × 9.500	=	362.995000
9.210 × 13.500	=	124.335000
3.000 × 11.000	=	33.000000
4.500 × 0.750	=	3.375000
18.000 × 27.000	=	486.000000
5.600 × 5.900	=	33.040000
合 計		1675.180000
床面積		1675.18 m ²



作 成 者

縮尺 1/

申 請 人

横浜市長 山中 竹春

縮尺 1/500

登記年月日：令和6年6月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日
横浜地方方法務局

登記官

各階平面図

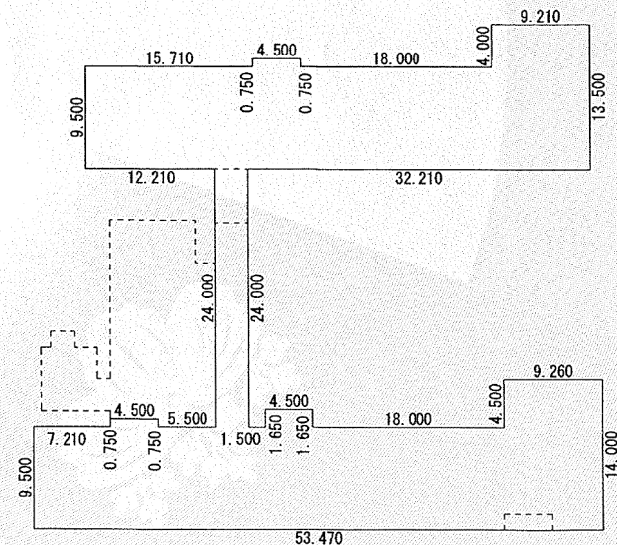
家屋番号 1374-2

各階平面図 3/5

建物の所在 横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154

3階

求 積 表			
44.210 × 9.500	=	419.995000	
9.260 × 14.000	=	129.640000	
4.500 × 0.750	=	3.375000	
3.000 × 24.000	=	72.000000	
4.500 × 1.650	=	7.425000	
38.210 × 9.500	=	362.995000	
9.210 × 13.500	=	124.335000	
4.500 × 0.750	=	3.375000	
合 計		1123.140000	
床面積		1123.14	m ²



作成者

縮尺

1/

申請人

横浜市長 山中 竹春

縮尺

1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日
横浜地方方法務局

登記官

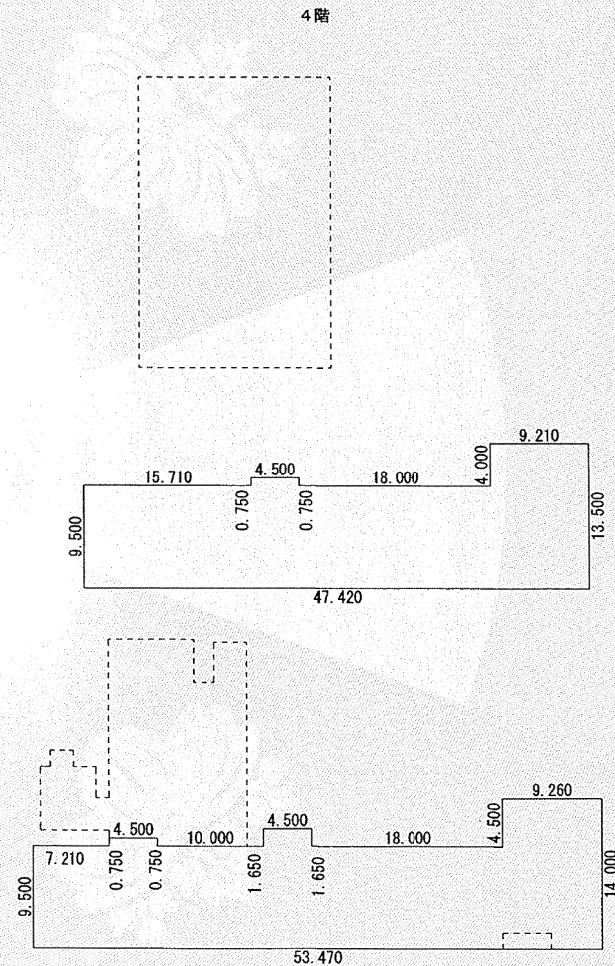
各階平面図

家屋番号 1374-2

各階平面図 4/5

建物の所在 横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154

求積表			
44.210 × 9.500	=	419.995000	
9.260 × 14.000	=	129.640000	
4.500 × 0.750	=	3.375000	
4.500 × 1.650	=	7.425000	
38.210 × 9.500	=	362.995000	
9.210 × 13.500	=	124.335000	
4.500 × 0.750	=	3.375000	
合 計		1051.140000	
床面積		1051.14	m ²



作 成 者

縮尺 1/

申 請 人

横浜市長 山中 竹春

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方事務局 神奈川出張所管轄)
令和7年4月1日
横浜地方事務局

登記官

各階平面図

家屋番号

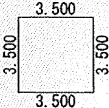
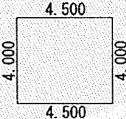
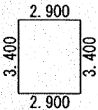
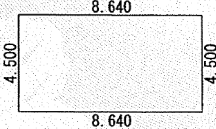
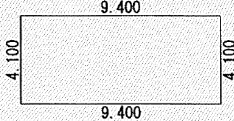
1374-2

各階平面図

5/5

建物の所在

横浜市保土ヶ谷区川島町1374番地2、1574番地154

求積表 <table><tr><td>3.500 × 3.500</td><td>=</td><td>12.250000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>12.250000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>12.25 m²</td></tr></table> 附属建物符号5 		3.500 × 3.500	=	12.250000	合計		12.250000	床面積		12.25 m ²	求積表 <table><tr><td>4.500 × 4.000</td><td>=</td><td>18.000000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>18.000000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>18.00 m²</td></tr></table> 附属建物符号1 		4.500 × 4.000	=	18.000000	合計		18.000000	床面積		18.00 m ²
3.500 × 3.500	=	12.250000																			
合計		12.250000																			
床面積		12.25 m ²																			
4.500 × 4.000	=	18.000000																			
合計		18.000000																			
床面積		18.00 m ²																			
求積表 <table><tr><td>2.900 × 3.400</td><td>=</td><td>9.860000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>9.860000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>9.86 m²</td></tr></table> 附属建物符号6 		2.900 × 3.400	=	9.860000	合計		9.860000	床面積		9.86 m ²	求積表 <table><tr><td>2.650 × 2.800</td><td>=</td><td>7.420000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>7.420000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>7.42 m²</td></tr></table> 附属建物符号2 		2.650 × 2.800	=	7.420000	合計		7.420000	床面積		7.42 m ²
2.900 × 3.400	=	9.860000																			
合計		9.860000																			
床面積		9.86 m ²																			
2.650 × 2.800	=	7.420000																			
合計		7.420000																			
床面積		7.42 m ²																			
求積表 <table><tr><td>8.640 × 4.500</td><td>=</td><td>38.880000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>38.880000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>38.88 m²</td></tr></table> 附属建物符号7 		8.640 × 4.500	=	38.880000	合計		38.880000	床面積		38.88 m ²	求積表 <table><tr><td>2.000 × 1.850</td><td>=</td><td>3.700000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>3.700000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>3.70 m²</td></tr></table> 附属建物符号3 		2.000 × 1.850	=	3.700000	合計		3.700000	床面積		3.70 m ²
8.640 × 4.500	=	38.880000																			
合計		38.880000																			
床面積		38.88 m ²																			
2.000 × 1.850	=	3.700000																			
合計		3.700000																			
床面積		3.70 m ²																			
求積表 <table><tr><td>9.400 × 4.100</td><td>=</td><td>38.540000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>38.540000</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>38.54 m²</td></tr></table> 附属建物符号4 		9.400 × 4.100	=	38.540000	合計		38.540000	床面積		38.54 m ²											
9.400 × 4.100	=	38.540000																			
合計		38.540000																			
床面積		38.54 m ²																			
作成者			縮尺	1/250	申請人	横浜市長 山中 竹春		縮尺	1/250												

応募書類作成の手引き

1 応募申請書（様式 1）

応募者は、公募土地を借地し、建物を取得する法人となります。よって、共同応募により公募土地を複数法人で共有により賃借する場合又は、公募建物を複数法人で共有により取得する場合は、代表法人名で応募申請し、役割等を記入したグループ構成表を提出してください。グループ構成表の様式は自由です。また、様式 2、様式 3 及び様式 5 は法人ごとに作成してください。

横浜市暴力団排除条例等関係事項の記載に当たっては、本手引き末尾の関係法令抜粋を参照してください。

その他、添付書類に関して不明な点等については、財政局ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課に問い合わせてください。

2 役員等氏名一覧表（様式 2）

役員等氏名一覧表には、法人登記に記載されている役員等（監査役、会計監査人等を含む。）を全て記載してください。

役員等が法人・団体である場合は、氏名及び氏名のカナ欄に法人・団体名、住所欄に法人・団体所在地を記載してください。

3 応募法人概要（様式 3）

- (1) 原則として、令和 7 年 6 月 1 日現在で記入してください。
- (2) 決算期は、直近から遡って三期分を記入してください。
- (3) 人員数は、各期の平均数を記入してください。また、非常用従業員とは、パートタイマー、季節工及びアルバイト等の臨時に雇用している従業員で、労務費（雑給を含む。）の支払対象者をいいます。なお、外注費で処理している人員は含みません。
- (4) 主要売上以降の項目は、上位から 4 つまで記入してください。
- (5) 業績は個別決算又は単体決算ベースとしてください。別途、連結決算数値や子会社情報の提出を求めることがあります。

4 企画提案書（様式 4）※添付資料が必要となる項目がありますのでご注意ください。

法人グループの場合は、企画提案全体についての情報に加え、法人ごとの内訳も記載してください。内訳が記載できない項目については、理由と共に、記載できない旨を記入してください。

以下は、単体の法人、法人グループを問わず、作成に際しご確認いただきたい事項です。（一部、法人グループのみに関する事項もあります）。

- (1) 「施設配置計画図」は、A 3 サイズで様式は自由です（配置図、平面図、立面図、断面図及び外観パース等）。施設・設備の配置、建築物の概要（面積、高さ等）、駐車場（台数）、出入口の位置、敷地内車両動線等について記入し、添付してください。
- (2) 「事業内容」は、提案する施設の概要を簡潔に記入してください。（附帯設置を要する施設は別に記載箇所があります。）
法人グループの場合は、各社の役割・所有形態・建物管理の考え方・出資予定割合等について、別紙にまとめ、添付してください。別紙の様式は自由です。
- (3) 「地域交流スペースの整備、運営及び維持管理」
ア 「整備形態」は提案内容に該当するものを選択してください。
イ 「面積」は地域交流スペースの具体的な数値を記入してください。
ウ 「配置・構造・動線の工夫等」は新設の建築物内に整備する場合のみ記載してください。また、配置及び動線を記載した「レイアウト図」を添付してください。
エ 「運営計画」は、地域交流スペースの開館日（曜日）、開館時間を記入し、運営方法、利用料金を選択してください。運営方法について、運営を委託する場合は、予定する事業者名を記入してください。その他の場合は、運営方法を具体的に記入してください。
オ 「利用方法」は、会議室の予約方法と本の貸出方法について、それぞれ具体的に記入してください。
カ 「地域に寄与する提案」は、応募者の提案するものを具体的に記入してください。
- (4) 「地域防災拠点としての指定」
ア 「レイアウト図」は屋内避難スペース、屋外スペース及び追加スペース（防災備蓄庫）の配

置を記載したレイアウト図を添付してください。

イ 「屋内避難スペース」は、面積、平時の使い方及び室数を記載してください。

ウ 「屋外スペース」は、面積及び平時の使い方を記載してください。

エ 「追加スペース（防災備蓄庫）※12㎡程度」は、既設の防災備蓄庫の残置に加えて提供いただく備蓄用スペースの面積及び配置場所を記入してください。

オ 「避難スペースの配置・各設備の整備場所の工夫等」は、避難スペースの配置に関する工夫や、募集要項3(3)イに記載する設備の整備場所に関する工夫等の考え方を記載してください。

カ 「施設の管理体制に関する計画（平時）」は、発災時に安全・円滑に地域防災拠点を開設できるようにするため、平時から施設を管理する体制や計画等を記載してください。

キ 「地域に寄与する提案」は、応募者の提案するものを具体的に記入してください。

(5) 「地域ニーズに沿った事業の提案」

ア 「『川島地域のアクションプラン』を踏まえた地域と連携した取組」については、応募者の提案するものを具体的に記入してください。

イ 「体育館及びグラウンドの開放」について、開放可否を選択してください。また、開放可の場合、具体的な開放日時、利用方法、利用料金等について記入してください。

ウ 「収納スペースの提供場所」について、地域の行事用物品が収納できる屋内スペースの具体的な配置場所と面積を記入してください。また、施設配置計画図に具体的な配置場所を示してください。

(6) 「資金計画」

ア 「借地に係る初期費用」、「建物取得費用」、「建設費用・改修費用等」及び「その他費用」は、明細を添付してください。

イ 「合計投資額に対する資金調達の内訳」は、自己資金、借入金及びその他資金の額を記入してください。借入金については、借入先、金額、期間、想定金利等の条件を記入してください。その他資金については、方法、相手先、金額、条件等をできるだけ具体的に記入してください。

(7) 「雇用計画」は、新たな施設において他事業所からの移転及び新規に雇用を予定している人数を記入してください。

(8) 「建築計画、改修計画等」※必要に応じて、階層別の内容等の別紙資料を添付してください。

ア 「着工時期」は、事業用定期借地権設定契約及び公有財産売買契約を締結後、必要な工事に着手することを踏まえ、記入してください。

イ 「しゅん工時期」は、必要な工事がしゅん工する予定日付を記入してください。

ウ 「供用開始時期」は、指定用途に供する予定日付を記入してください（原則として、公有財産売買契約締結の日から3年以内に指定用途に供することとします）。

エ 「建築・改修期間中の周辺環境への配慮」、「建築・改修期間中の交通対策」は、公募土地の周辺地区には集合住宅が立ち並んでいることを踏まえ、応募者の提案するものを具体的に記入してください。

オ 既存校舎等を活用する場合は、「事業開始に必要な修繕及び改修工事等の工程表及び関係図面等」及び「事業用定期借地期間中の既存校舎等の維持保全計画表」を添付してください。様式は自由です。

(9) 「許認可手続等を要する場合の所管部署との事前協議状況」は、所管部署名・事前協議状況・許認可へ向けたスケジュールを記入してください。許認可へ向けたスケジュールは、必要に応じて別紙資料を添付してください。

(10) 「市内事業者の活用」は、応募者が市内事業者又は市街事業者にかかわらず、設計、施工又は管理運營業務のいずれかにおいて、市内事業者を活用することとしているため、活用する業務区分、具体的業務名、予定する市内事業者名及び活用手法（共同事業、業務発注等）を記入してください（予定する市内事業者が決定していない場合、「予定する市内事業者は未定」とすることは可としますが、活用する業務区分、具体的業務名及び活用手法は必ず記入してください。）。

※ 市内事業者……横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するもの（会社の場合は本店所在地が横浜市内）

(11) 「供用開始後の周辺環境への配慮」は、公募土地の周辺に集合住宅が立ち並んでいることを踏まえた取組等を具体的に記入してください。

(12) 「その他」は、地域の魅力向上等に関する提案があれば記入してください。

(13) 「企画提案書作成者（問合せ先）」は、企画提案書の内容に関する本市からの質問に対応可能

な方を記入してください。

5 投資の回収に関する計画（様式5）

- (1) 初回期（契約した年度の属する期）から最終回収期まで記入してください。
- (2) 途中期で数値が変わらない場合は、省略して第〇期～第〇期で記入してください。

6 現地視察申込書（様式6）

「7 現地視察の実施」に基づき現地視察を希望される場合は、必要事項を記入し申し込みを行ってください。

7 質疑書（様式7）

「8 質疑等」に基づき質疑を行う場合は、質疑書（様式7）によります。

8 委任状（様式8）

応募に関する権限を委任する場合は、委任状（様式8）を提出してください（取扱いについては様式内に記載）。

(横浜市暴力団排除条例等関係事項 関係法令抜粋)

横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第 23 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

応 募 書 類 様 式

- (様式 1) 応募申請書
- (様式 2) 役員等氏名一覧表
- (様式 3) 応募法人概要
- (様式 4) 企画提案書
- (様式 5) 投資の回収に関する計画
- (様式 6) 現地視察申込書
- (様式 7) 質疑書
- (様式 8) 委任状

(注) 各様式は、必要に応じて欄を拡大して記入してください。
拡大してもなお欄が不足する場合は、該当する様式名・記入欄を明記の上、
任意の様式へ記入し、添付してください。

(様式1) <単体の法人の場合>

応募申請書 旧くぬぎ台小学校活用事業者公募

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

所 在 地
法 人 名 称
代表者氏名

代表者印 (実印)

旧くぬぎ台小学校活用事業者公募について、当該募集要項を確認の上、諸条件等を満たしていることを確認しましたので、次のとおり応募します。

1 公募物件

(1) 土地

所在・地番	公簿地目	地積
横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番 2 の一部、1574 番 154	宅地	12,983.77 m ²

(2) 建物

種類	構造	床面積 (公簿)
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	合計 5,656.29 m ²

(3) 附属建物ほか

種類	構造	床面積 (公簿)
変電室ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ほか	合計 128.65 m ²

2 添付書類

役員等氏名一覧表 (様式2)
応募法人概要 (様式3)
法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)
定款 (写)
企画提案書 (様式4) : 別紙付き
投資の回収に関する計画 (様式5)
最近3期分の決算関係書類の写し (貸借対照表、損益計算書等)
納税証明書 ① 「法人税」及び「消費税及地方消費税」 - 納税証明書「その1」 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額) - 納税証明書「その3」又は「その3の3」 (未納の税額がないことの証明書) ② 「法人市民税」 - 納税証明書 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額)
許認可事業を行っている場合は、許可書又は認可書の写し

3 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

- ☐ (1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
- イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- オ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- キ 国税及び地方税を滞納している者
- ☐ (2) 横浜市が「役員等氏名一覧表（様式 2）」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。
- ☐ (3) 上記(1)及び(2)について、本書面により誓約します。

4 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL

(様式1) <法人グループの場合>

応募申請書

旧くぬぎ台小学校活用事業者公募

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

(代表法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)

(構成法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)

(構成法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)

旧くぬぎ台小学校活用事業者公募について、当該募集要項を確認の上、諸条件等を満たしていることを確認しましたので、次のとおり応募します。

1 公募物件

(1) 土地

所在・地番	公簿地目	地積
横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番 2 の一部、1574 番 154	宅地	12,983.77 m ²

(2) 建物

種類	構造	床面積 (公簿)
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	合計 5,656.29 m ²

(3) 附属建物ほか

種類	構造	床面積 (公簿)
変電室ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ほか	合計 128.65 m ²

2 添付書類

役員等氏名一覧表 (様式2)
応募法人概要 (様式3)
法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)
定款 (写)
企画提案書 (様式4) : 別紙付き
投資の回収に関する計画 (様式5)
最近3期分の決算関係書類の写し (貸借対照表、損益計算書等)
納税証明書 ① 「法人税」及び「消費税及地方消費税」 ・ 納税証明書「その1」 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額) ・ 納税証明書「その3」又は「その3の3」 (未納の税額がないことの証明書) ② 「法人市民税」 ・ 納税証明書 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額)
許認可事業を行っている場合は、許可書又は認可書の写し
グループ構成表

3 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

- ☐ (1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
- イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- オ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- キ 国税及び地方税を滞納している者
- ☐ (2) 横浜市が「役員等氏名一覧表（様式 2）」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。
- ☐ (3) 上記(1)及び(2)について、本書面により誓約します。

4 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL

(様式2)

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員等

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

本様式に記載された情報を応募資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名

代表者職・氏名

代表者印（実印）

(様式3)

応募法人概要

旧くぬぎ台小学校活用事業者公募

名 称			TEL			
本部・本社 所在地			FAX			
設立年月日			資本金	百万円		
従 業 員	総数 人（うち非常用従業員 人）					
主 要 拠 点 営業拠点等						
業 務 内 容						
業 績	決 算 期		売上高	営業利益	経常利益	純利益
	第 期	/ ~ /	万円	万円	万円	万円
	第 期	/ ~ /	万円	万円	万円	万円
	第 期	/ ~ /	万円	万円	万円	万円
人 員 数 (期平均数)	決 算 期		常勤役員数	常用従業員数	非常用従業員数	
	第 期	/ ~ /				
	第 期	/ ~ /				
	第 期	/ ~ /				
主 要 売 上	項 目					
	比 率	%	%	%	%	
主 要 株 主	株 主					
	比 率	%	%	%	%	
主 要 取 引 金 融 機 関	名 称 (支 店)					
主要取引先	企業等名称					
	所 在 地					
	年間取引高	万円	万円	万円	万円	
	取 引 割 合	%	%	%	%	
	取 引 年 数	年	年	年	年	

企画提案書

旧くぬぎ台小学校活用事業者公募

企画提案	用途構成 ＜施設配置計画図添付＞			
	事業内容			
地域交流スペースの整備、運営及び維持管理	整備形態	☐ 既存コミハを使用する ☐ 新設の建築物内に整備する		
	面積	m ²		
	配置・構造・動線の工夫等			
	運営計画	＜開館日＞ ＜開館時間＞ ＜運営方法＞ ☐ 事業者で運営 ☐ 委託（委託先： ） ☐ その他（ ） ＜会議室の利用料金＞ ☐ 有償（ 円） ☐ 無償		
	利用方法	＜会議室の予約方法＞ ＜本の貸出方法＞		
	地域に寄与する提案			
地域防災拠点としての指定 ＜レイアウト図添付＞	屋内避難スペース	面積： m ²	平時の使い方：	室数：
	屋外スペース	面積： m ²	平時の使い方：	
	追加スペース（防災備蓄庫）※12 m ² 程度	面積： m ²	配置場所：	
	避難スペースの配置・各設備の整備場所の工夫等			
	施設の管理体制に関する計画（平時）			
	地域に寄与する提案			

地域ニーズに沿った事業の提案	『川島地域のアクションプラン』を踏まえた地域と連携した取組		
	体育館・グラウンドの開放	<開放可否> ☐ 開放可 ☐ 開放不可 <開放日時> <利用方法> <利用料金> ☐ 有償 (円) ☐ 無償	
		収納スペースの提供場所 <施設配置計画図に図示>	
資金計画	借地に係る初期費用	円	
	建物取得費用	円	
	建設費用・改修費用等	円	
	その他費用	円	
	合計投資額	円	
	合計投資額に対する資金調達の内訳		
雇用計画	他事業所からの移転 人 (うちパート等 人) 新規雇用 人 (うちパート等 人) 合計 人 (うちパート等 人)		
建築・増築等	構造及び階層	造 階建て	
	建築面積	m ² (建ぺい率 %)	
	延床面積	m ² (容 積 率 %)	
	高さ	m	
建築計画、改修計画等	着工時期	令和 年 月	
	しゅん工時期	令和 年 月	
	供用開始時期	令和 年 月	
	建築・改修期間中の周辺環境への配慮		
	建築・改修期間中の交通対策		
	<既存校舎等を活用する場合> 事業開始に必要なとなる修繕及び改修工事等の工程表及び関係図面等を添付 事業用定期借地期間中の既存校舎等の維持保全計画表を添付		
許認可手続等を要する場合の所管部署との事前協議状況			

市内事業者の活用（有無に○をし、具体的業務名、予定する市内事業者名及び活用方法を記入）	設計（有・無）	
	施工（有・無）	
	管理運営（有・無）	
供用開始後の周辺環境への配慮		
その他		

企画提案書作成者（問合せ先）

担当部署名（フリガナ）

担当者氏名（フリガナ）

T E L

(様式5)

投資の回収に関する計画

投資総額 (様式4の「合計投資額」と同額)	
最終回収年月日	令和 年 月 日 (年間)

<期別内訳>

注1 以下の項目に準じて期別内訳が分かる表を提出してください。

注2 初回期（契約した年度の属する期）から最終回収期まで記入してください。内訳部分を増やしても可能です。
また、途中期で数値が変わらない場合は、省略して第〇期～第〇期で記入しても可能です。

注3 法人グループの場合は、企画提案全体について記載してください。
さらに、この様式で法人ごとの内訳を別に作成し、添付してください。

決 算 期 ／ ～ ／	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
売 上 高①					
売上原価②					
販売費及び一般管理費③					
減価償却費④ (②+③の内数)					
営業利益⑤ =①-②-③					
当期利益⑥					
当期回収額⑦ (⑦= ④+⑥)					
投資総額元本の期末残高 前期残高-⑦					

決 算 期 ／ ～ ／	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
売 上 高①					
売上原価②					
販売費及び一般管理費 ③					
減価償却費④ (②+③) の内数					
営業利益⑤ =①-②-③					
当期利益⑥					
当期回収額⑦ (⑦= ④+⑥)					
投資総額元本の期末残高 前期残高-⑦					

(様式6)

現地視察申込書
＜旧くぬぎ台小学校活用事業者公募＞

1	法人名						
	法人所在地						
	グループの場合の 構成法人名						
	連絡担当者	法人名					
		部署名					
氏 名							
E-mail							
	Tel						
2	参加予定者	法人名・部署名・役職・氏名					
3	参加希望日時						
	※ 複数の日時を希望することも可能です。						
	※ 午前は 9時から12時まで、午後は13時から17時までを想定しています。						
	※ 本申込書を受領した後、実施案内をEメールにてご連絡します。						
	7月8日 (火)	午前	☐	7月11日 (金)	午前	☐	
		午後	☐		午後	☐	
	車でお越しになる場合は、台数をご記入ください。(台)						
4	校舎内に保管されている 関係図面の閲覧希望		いずれかをチェックしてください。 ☐ 閲覧を希望する ☐ 閲覧を希望しない				

(様式7)

質 疑 書
旧くぬぎ台小学校活用事業者公募

提出日 令和 年 月 日

提出者氏名(※)			
電話番号		Eメールアドレス	

(※) 法人名、部署、担当者氏名を記載

質疑内容

※ 質疑及び回答の要旨を財政局ホームページに掲載します。

(様式 8)

委 任 状
(旧くぬぎ台小学校活用事業者公募)

受任者 住所 (所在)

氏名 (名称)

実印
(代理人使用印)

私は、上記の者を代理人と定め、次の市有地における旧くぬぎ台小学校活用事業者公募の応募に関する一切の権限を委任します。

- ・ 公募の応募手続を委任する土地・建物

所在 (地番)	横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番 2 の一部、1574 番 154
----------------	-------------------------------------

令和 年 月 日

委任者 住所 (所在)

氏名 (名称)

実印

(注)

- ・ 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。
- ・ 委任者及び代理人双方とも実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

(添付書類)

- ・ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後 3 か月以内のもの)

旧くぬぎ台小学校活用事業に関する基本協定書（例）

横浜市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、「旧くぬぎ台小学校活用事業」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（目的）

第2条 この基本協定は、乙が本事業の事業予定者として選定されたことを確認し、本事業実施のため第4条に掲げる契約を締結し、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。

2 乙は、第4条の契約の締結をもって、本事業の事業者とする。

（事業計画書の提出）

第3条 乙は、本事業における乙の企画提案書に基づき、この協定の締結日から6か月以内に甲の所有する別紙物件明細書の土地（以下「本件土地」という。）における具体的な事業運営や工事内容について記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書が適正でないと認める場合には、一定の期間を定めて乙に再提出を指示できるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、前2項の規定により提出した事業計画書について、甲の書面による承認を得るものとし、事業計画書の承認後に乙がその内容を変更する場合も同様とする。

（事業用定期借地権設定契約及び公有財産売買契約の締結）

第4条 甲及び乙は、次の各号のいずれをも満たすこととなった場合、本事業に関する事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）及び公有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を同時に締結することとする。

(1) 乙が前条第3項に規定する事業計画書に係る甲の書面による承認を得ること。

(2) その他、甲が特に必要と認める事項について、乙が手続等を完了させること。

2 甲は、前項各号のいずれをも満たすこととなった場合、乙に対し、その旨を通知する。

3 第1項の契約は、令和9年1月29日までに締結することとする。

（借地契約の期間及び貸付料）

第5条 本件土地の定期借地権の期間は25年間とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条で定める事業用定期借地権とする。

2 事業用定期借地権の貸付料は、月額金 円とする。

（売買物件及び売買代金）

第6条 売買物件は、別紙物件明細書の建物の表示（以下「本件建物」という。）のとおりとする。

2 売買代金は、金 円とする。

（用途指定）

第7条 乙は、第5条に規定する定期借地権の存続期間中、本件土地及び本件土地に存する建物（併せて以下「本件土地等」という。）を次の用途（以下「指定用途」という。）に

供しなければならない。

用 途 ●● ●● ●●

- 2 乙は、借地契約及び売買契約の締結後、建物に係る必要な工事等に着手し、借地契約で定める指定期日までに本件土地等を指定用途に供しなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

(本件土地に係る契約不適合責任)

第8条 乙は、借地契約締結後、本件土地に直ちに発見することができない借地契約の内容（面積は除く。）に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合、引渡しの日から1年に限り、甲に対し、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

- 2 前項における代金減額の上限は、第5条に定める借地契約の期間における貸付料の総額に相当する額とする。

- 3 前2項における代金減額の請求額が、上限と同程度又は超過する場合、甲は、借地契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(本件建物に係る契約不適合責任)

第9条 乙は、売買契約締結後、本件建物に直ちに発見することができない売買契約の内容に適合しないものがあることを理由として、甲に対し、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(公正証書の作成)

第10条 借地契約は、公正証書を作成するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この基本協定に関し疑義のあるとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 ●● ●●

乙

物件明細書

土地の表示

所在	地目	面積 (平方メートル)
横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番 2 の一部、 1574 番 154	宅地	12,983.77

建物の表示

財産の所在		横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番地 2、1574 番地 154	
区分	種類	構造	床面積 (㎡)
主たる 建物	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	1 階 1,806.83 2 階 1,675.18 3 階 1,123.14 4 階 1,051.14 (合計 5,656.29)
	変電室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	18.00
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	7.42
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	3.70
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	38.54
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.25
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	9.86
	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	38.88
面積合計			5,784.94

※防球ネット、池、水飲み場等の工作物、立木等を含む

事業用定期借地権設定契約書

借地権設定者横浜市（以下「甲」という。）と、借地権者●●（以下「乙」という。）とは、甲の所有する別紙物件明細書の土地（以下「本件土地」という。）について、次のとおり借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条で定める事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）の設定に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、本件土地に関し令和 年 月 日に甲及び乙が締結した「旧くぬぎ台小学校活用事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第3条3項により甲が承認した事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づく乙による事業の実施を目的として、乙に対して本件土地を賃貸し、乙はこれを賃借する。

2 乙は、前項の事業計画書について、本契約締結後にその内容を変更する場合は、甲の書面による承認を得るものとする。

3 本件借地権は、建物所有を目的とする賃借権とする。

4 本契約により設定される本件借地権については、契約の更新（更新の請求又は土地の使用の継続によるものを含む。）又は建物の築造による第5条に規定する存続期間の延長はなく、乙は甲に対する建物買取請求権を有しないものとする。

5 本件借地権には、法第4条から第8条まで並びに法第13条及び法第18条の適用はないものとする。

（用途指定）

第3条 乙は、本件土地及び本件土地に存する建物（以下「本件建物」という。）を次の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

用途 ●● ●● ●●

2 乙は、事業計画書に基づき、本件土地及び本件建物（併せて以下「本件土地等」という。）を令和 年 月 日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供しなければならない。

（指定用途の変更等の承認）

第4条 乙は、次のいずれかの場合において、指定用途の変更若しくは解除又は指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した願書を提出し、甲の書面による承認

を得なければならない。

- (1) 不可抗力又は過失によって本件土地が滅失又はき損し、引き続きその用に供することが著しく困難又は不可能である場合
- (2) 社会経済情勢の著しい変動、代替施設の設置等により、本件土地の全部又は一部を引き続きその用途に供することが真に困難又は不適切となった場合

(存続期間)

第5条 本件借地権の存続期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの25年間とする。

(引渡)

第6条 甲は、前条に定める存続期間の開始日に、本件土地を現状有姿で引き渡したものとする。

(貸付料及び据置期間)

第7条 本件土地の貸付料は、令和 年 月 日までの期間については、月額金 円とする。

- 2 前項に定める期間が満了した後の期間にかかる貸付料については、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定するものとし、その据置期間は5年間とする。
- 3 前項に基づく貸付料は、甲から文書にて通知する。
- 4 第2項に定める貸付料据置期間が満了した後の貸付料の算定、貸付料据置期間及び通知については、前2項の規定を準用し、この存続期間の満了まで同様とする。
- 5 本件土地の貸付料発生日は、存続期間開始日からとする。ただし、月の借地期間が1か月に満たないときは、その月の日数による日割り計算で算出する。この場合において、1か月は30日とする。
- 6 乙は、第1項に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

(貸付料の改定)

第8条 貸付料は、甲が社会経済情勢及びその他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったと判断したときは、前条の規定にかかわらず貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の納付の遅延に伴う違約金)

第9条 乙は貸付料を第7条第6項の規定により甲の定める期日までに納付しないときは、甲に対し、その期日の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、当該貸付料の金額

(1,000 円未満の端数があるとき又は全額が 2,000 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)について、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した違約金を、別途、甲の請求により、その指定する期日までに支払わなければならない。ただし、違約金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、甲は、乙に対し、違約金を徴収しないことができる。

(保証金)

第 10 条 乙は、本契約の締結と同時に、甲の債権を担保するため、保証金として
金 円を甲に預託しなければならない。

2 乙が預託した保証金は、乙の甲に対する未払い債務、第 28 条第 1 項に規定する損害賠償その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務及び本件土地等、工作物等の除去その他第 23 条に規定する更地返還を懈怠した際に乙が支払うべき費用等の弁済に充てるものとする。

3 本契約の終了に伴い乙が本件土地を甲に返還した場合において、甲は、前項の規定により乙が支払うべき債務等があるときは第 1 項に定める保証金の額からその額を差し引いた金額を、前項の規定により乙が支払うべき債務等がないときは当該保証金の全額を遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、当該保証金の額が前項の規定により乙が支払うべき債務等の額に満たない場合、乙は、甲に対し、甲が指定する期日までにその不足額を支払わなければならない。なお、当該保証金には、利息を付さないものとする。

4 乙は、保証金返還請求権をもって、甲に対する貸付料その他の債務と相殺することができない。

5 乙は、甲の書面による承諾を得て第三者に本件借地権を譲渡し、かつ、これとともに甲に対する保証金返還請求権を譲渡する場合を除いて、同請求権を譲渡することはできない。

6 乙は、保証金返還請求権に質権その他の担保権を設定することはできない。

(用途制限等)

第 11 条 乙は、本件借地権存続期間満了の日までに、本件土地等を次の各号に掲げる用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本件土地について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用
- (2) 前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 22 号）第 2 条

第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

(本件借地権の譲渡)

第12条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件借地権を譲渡してはならない。

2 乙は、本件借地権に係る土地を分割して譲渡すること、本件建物の所有権と分割して譲渡すること、又は保証金返還請求権と分離して譲渡することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

3 乙は、本件借地権を第三者に譲渡する場合には、本契約の内容を書面にて第三者に承継させなければならない。

4 甲が第1項の承諾をしたときは、乙は、甲に対する保証金返還請求権を本件借地権の譲受人に譲渡しなければならない。

(本件土地の転貸等)

第13条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件土地を、名目のいかんにかかわらず第三者に転貸又は使用させてはならない。

(本件建物の増築等)

第14条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を新築、増築、改築又は解体(以下「増築等」という。)してはならない。

2 前項の規定により甲が本件建物の増築等を承諾した場合において、甲が増築等の内容について設計図面の提出を求めたとき、乙は遅滞なくこれに応じなければならない。

3 乙が行う増築等は、本件借地権の存続期間中に行うものとする。

(本件建物の賃貸)

第15条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を賃貸してはならない。

2 乙が、甲の承諾を得て本件建物を第三者に賃貸する場合、第三者と締結する契約書において、次の各号をすべて明記しなければならない。

(1) 事業用定期借地権上の建物の賃貸借契約であること。

(2) 第23条に規定する収去に伴い、建物の賃貸借契約が終了すること。

3 前項の契約が締結された場合、乙は、甲から本件建物の賃貸借契約書の提示を求められたとき、これに応じなければならない。

4 乙は、建物賃借人との賃貸借契約において法第35条の効果を生じさせないために、本契約期間満了の1年前までに、本契約期間が満了する旨を、建物賃借人に通知しなければならない。

5 甲は、建物賃借人に対し、本契約の終了時期を自ら通知できるものとし、乙はこれに異

議を述べない。

(本件建物の譲渡)

第 16 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を譲渡してはならない。

(建物買取請求権等の放棄)

第 17 条 乙は、本契約の終了に際し、本件建物・工作物等の買取りを、甲に請求することはできない。

- 2 乙は、本契約の存続期間中、乙が本件土地を維持保全し、改良を加えた場合でも、乙は、甲に対し、その費用を必要費又は有益費として償還請求することはできない。

(本件借地権に係る担保権の設定)

第 18 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件借地権に担保権を設定することはできない。

- 2 乙は、前項の規定により甲が本件借地権に対する担保権設定を承諾した場合であっても、保証金返還請求権に対する担保設定をすることはできない。
- 3 甲は、第 1 項による承諾を受けた担保権の実行については担保権者と協議を行い、協定を締結することができる。

(承諾事項)

第 19 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 本件土地の区画形質又は地盤高を変更すること。
- (2) 本件土地への工作物の新設及びその解体。ただし、軽微なものはこの限りでない。

(保全義務、調査協力義務)

第 20 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、擁壁及びフェンスを含む本件土地の形状及び立木の維持保全に努めなくてはならない。

- 2 乙は、本件土地の使用に関し、近隣所有者より苦情のある場合は、乙の費用と責任において解決しなければならない。
- 3 乙は、本件土地が乙の責めに帰すべき事由によって損壊した場合は、乙の負担により修繕を行うものとする。
- 4 前項の事由による損壊により第三者に損害を与えた場合には、乙はその賠償の責めを負うものとする。
- 5 甲は、本件借地権の存続期間中、随時、本件土地等について、その使用状況を実地に調査することができ、乙は、これに協力しなければならない。

(甲による契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当することとなった場合は、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。

- (1) 不渡処分、滞納処分、強制執行を受けたとき又は競売、破産、民事再生の申立てがあったとき
- (2) 本件土地を第 3 条に定める指定用途以外の用途に使用したとき
- (3) 第 7 条に規定する貸付料の納付を怠ったとき
- (4) 第 12 条に違反して、本件借地権を譲渡したとき
- (5) 第 13 条に違反して、本件土地を第三者に転貸又は使用させたとき
- (6) 第 14 条に違反して、本件建物を増築等したとき
- (7) 第 15 条に違反して、本件建物を賃貸したとき
- (8) 第 16 条に違反して、本件建物を譲渡したとき
- (9) 第 18 条に違反して、本件借地権に担保権を設定したとき
- (10) その他本契約の規定に違反する行為があったとき

2 甲は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、乙が次の各号に掲げる者であることが判明したときには、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (3) 本件土地を第 11 条に定める用途に使用したとき

3 前 2 項の場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

4 甲は、本件土地を甲において公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(乙による契約の解除)

第 22 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、本件土地等が滅失又は著しく損傷し、契約の目的を達することができない場合は、甲に対して本契約の解除を申し入れることができる。

2 甲は、前項の規定に基づく申し入れに対し、正当な事由があると認めるときは、本契約の解除を承諾し、書面によりその旨を通知する。

(更地返還及び明渡し)

第 23 条 乙は、本件借地権の存続期間が満了した場合又は前 2 条若しくは第 26 条第 3 項の規定により本契約が終了する場合には、乙の責任と負担により、甲の指定する期日までに、設置時期のいかんを問わず、本件建物（地中の杭を除く。）、工作物等（擁壁及びフェンスを除く。）及び備品を収去し、更地で甲に返還しなければならない。

2 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、乙は、期間満了 1 年前までに、本件建物の取壊し等本件土地の返還に必要な事項（本件建物を第 15 条に基づき賃貸する場合にあっては建物賃借人の退去等を含む。）を書面により甲に報告し、了承を得るものとする。

3 乙は、第 1 項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期日の日数に応じ、月額貸付料の 3 倍に相当する損害賠償金を甲に支払わなければならない。

4 本契約の終了時において、甲が乙に対し、本件土地を第 1 項に規定する更地の状態に復することなく本契約終了時の現状のままで明け渡すべきことを通知した場合、乙は、本件土地を更地にする義務を免れる。この場合においても、乙は甲に対し、本件土地等の整地や改良等に要した費用を請求することはできない。

(違約金)

第 24 条 乙は、本件借地権の存続期間中に、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第 2 条、第 3 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 16 条に定める義務に違反した場合 年額貸付料相当額

(2) 第 14 条、第 18 条及び第 19 条に定める義務に違反した場合 月額貸付料の 3 倍相当額

(3) 第 20 条に定める義務に違反した場合において、甲がその状態を是正するため有効な措置を講じるよう催告したにもかかわらず乙が有効な措置を講じないとき 月額貸付料の 3 倍相当額

2 前項に規定する違約金は違約罰であって、第 28 条に定める損害賠償額又はその一部と解釈しない。

(登記)

第 25 条 甲は、本契約締結後、乙が本件借地権設定登記を行うために甲に協力を求めた場合、これに協力するものとする。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

2 本件借地権の存続期間が満了した場合又は第 21 条、第 22 条若しくは第 26 条第 3 項の規定により本契約が終了する場合には、乙は、甲の指定する期日までに、自己の負担によ

り本件借地権の抹消登記を完了させなければならない。

- 3 乙が前項の規定による義務を履行しない場合には、甲は本件借地権の抹消登記に係る手続を行うものとする。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 26 条 乙は、借地契約締結後、本件土地に直ちに発見することができない借地契約の内容（面積は除く。）に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合、引渡しの日から 1 年に限り、甲に対し、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

- 2 前項における代金減額の上限は、第 5 条に定める借地契約の存続期間における貸付料の総額に相当する額とする。

- 3 前 2 項における代金減額の請求額が、上限と同程度又は超過する場合、甲は、借地契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 27 条 乙は、本契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等を行わなければならない。

(損害賠償等)

第 28 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第 21 条第 4 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が生じたときは甲に対し地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(契約の費用)

第 29 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(通知事項)

第 30 条 乙は、次のいずれかの事由が生じたときは、甲に対して遅滞なくその旨を書面にて通知しなければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は連絡先・電話番号を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(3) 解散したとき。

(協議事項)

第 31 条 本契約に関する解釈の疑義又は本契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して、別途書面で定めるものとする。

(裁判管轄)

第 32 条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(強制執行の認諾)

第 33 条 乙は、本契約による金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

この契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

貸 付 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜
横浜市契約事務受任者
横浜市財政局長 ●● ●●

借 受 人 (乙)

物件明細書

土地の表示

所在	地目	公簿面積 (平方メートル)
横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番 2 の一 部、1574 番 154	宅地	12,983.77

※擁壁及び境界沿いフェンスを含む

公有財産売買契約書

売出人横浜市(以下「甲」という。)と買受人●●(以下「乙」という。)とは、次のとおり公有財産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、別紙物件明細書の建物の表示のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、本契約締結と同時に納付しなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転する。

- 2 乙は、売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託する。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したときに、この物件をその所在する場所において乙に現状有姿で引き渡し、乙は、この物件の受領書を甲に提出する。

(売買対象面積)

第7条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及びその是正を請求することができない。

- 2 乙は、募集要項の記載事項を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない本契約の内容に適合しないものがあることを理由として、甲に対し、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は甲及び乙が別に締結する売買物件の存する土地に関する事業用定期借地権設定契約書（以下「借地権設定契約書」という。）の規定に基づく契約の解除をしたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、乙が次の各号に掲げる者であることが判明したときには、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 3 前2項の場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(用途制限等)

第11条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用
- (2) 前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用

する等公序良俗に反する用

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

（実地調査等）

第 12 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況等に関して質問し、実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、正当な理由がなく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（建物等の収去）

第 13 条 乙は、借地権設定契約書に基づく事業用定期借地権の存続期間が満了した場合又は借地権設定契約書第 21 条、第 22 条若しくは第 26 条第 3 項の規定により借地権設定契約が終了する場合には、借地権設定契約書第 23 条に基づき、自己の費用をもって、甲の指定する期日までに、借地権設定契約書別紙物件明細書の土地に存する建物、工作物等及び備品を収去しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 14 条 乙は、本契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等を行わなければならない。

（損害賠償）

第 15 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 16 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 17 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市契約事務受任者
横浜市財政局長 ●● ●●

買 受 人 (乙)

物件明細書

建物の表示

財産の所在		横浜市保土ヶ谷区川島町 1374 番地 2、1574 番地 154	
区分	種類	構造	床面積 (㎡)
主たる 建物	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1階 1,806.83
			2階 1,675.18
			3階 1,123.14
			4階 1,051.14
			(合計 5,656.29)
附属建物	変電室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	18.00
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	7.42
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	3.70
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	38.54
	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.25
	倉庫	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建	9.86
	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	38.88
	面積合計		5,784.94

※防球ネット、池、水飲み場等の工作物、立木等を含む。